

令和 2 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

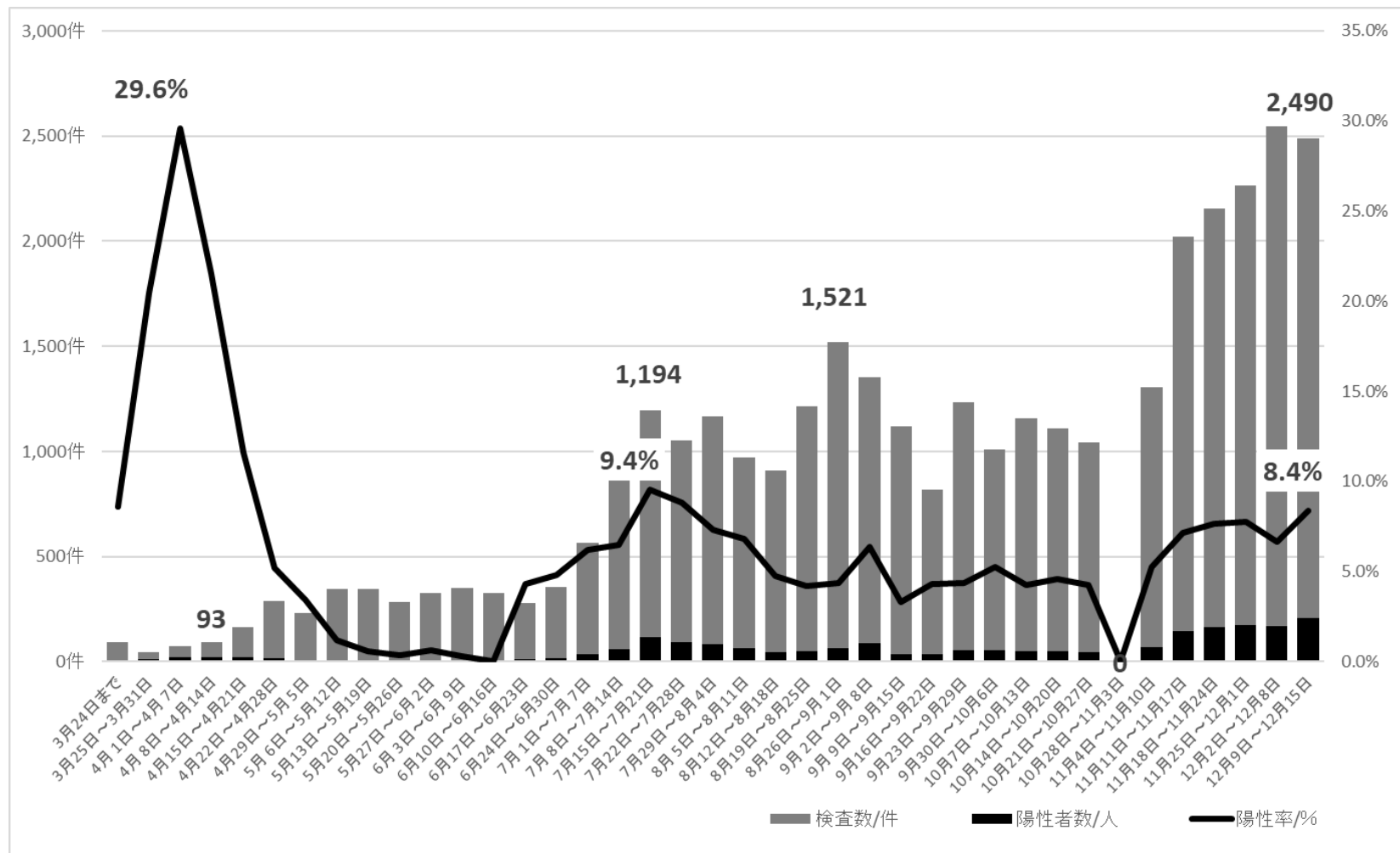
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

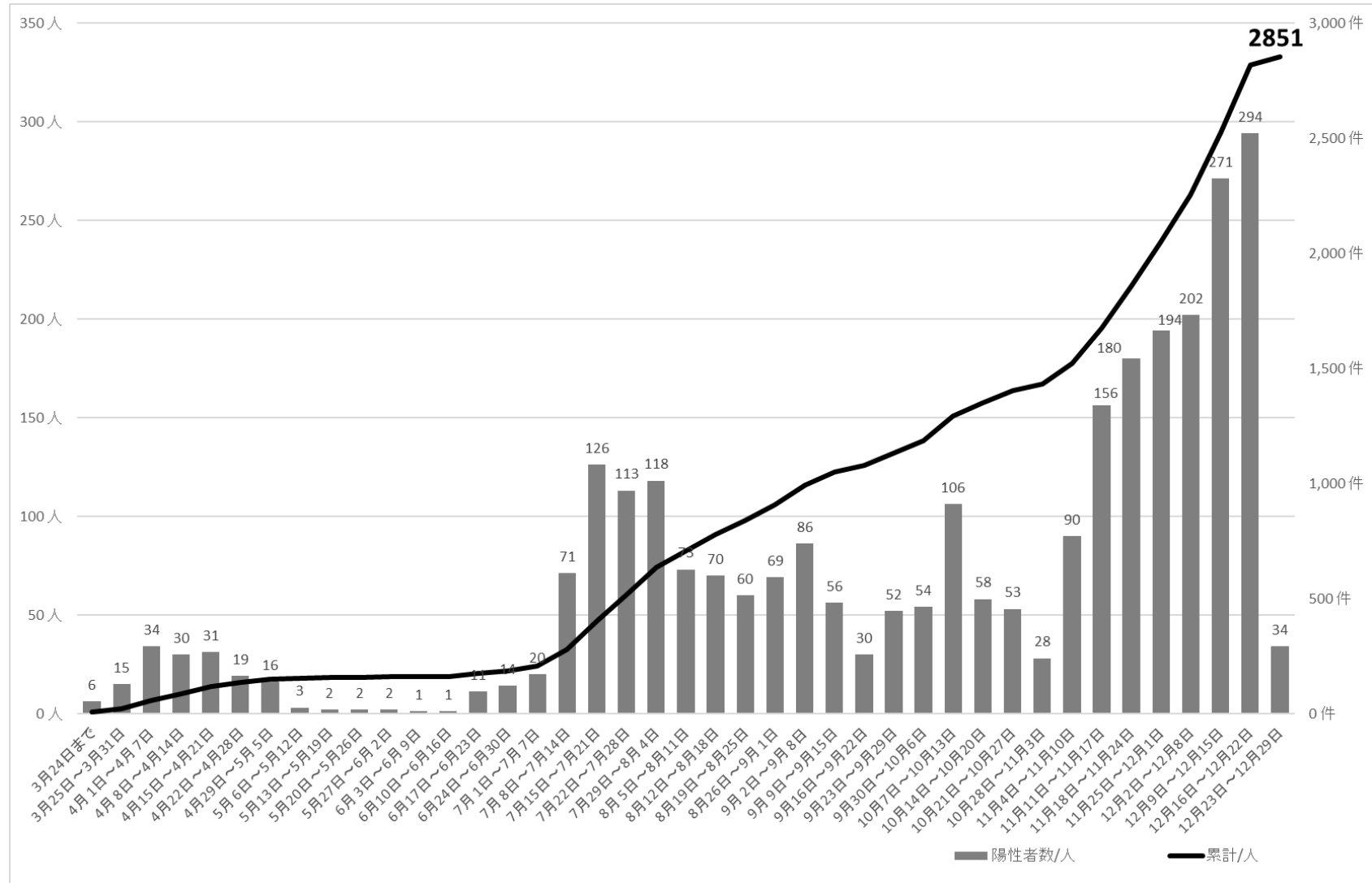
件名	足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について
所管部課	衛生部足立保健所感染症対策課
内容	<p>1 1 月以降、経済活動等の本格的な再開を機に、全国的に感染者が増加している。足立区においては、区内医療機関機関等における集団感染が連続して発生した影響等もあり、1 日あたり 4 0 ～ 5 0 人の新規感染者が発生している状況である。</p> <p>別紙のとおり、区内における患者の発生状況等について報告します。</p>

足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について

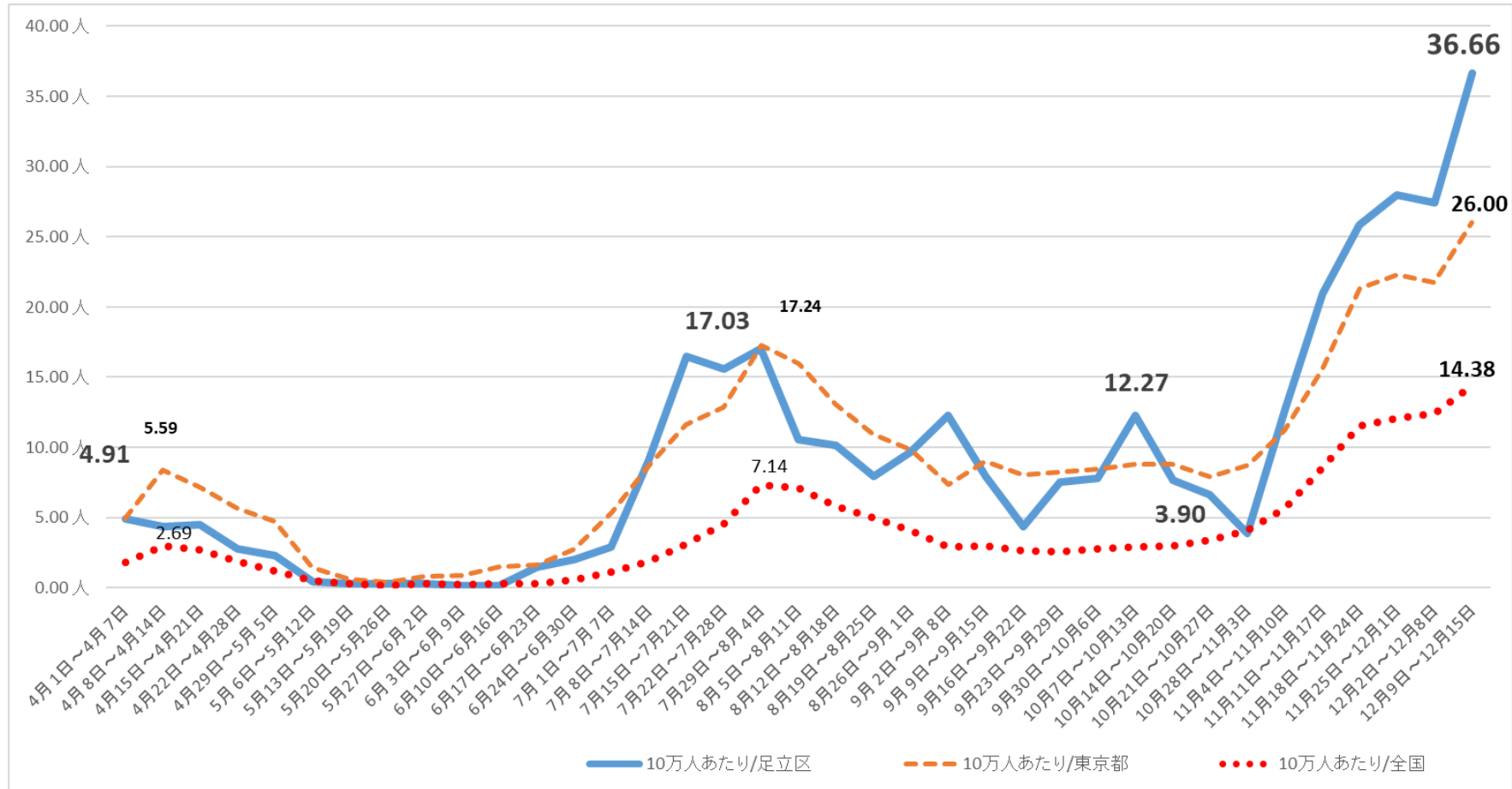
(1) 区内におけるPCR検査数と陽性率の推移 (12月18日 午前9時現在)



(2) 週単位の区内感染者数及び累計 (12月24日 午前9現在)



(3) 1週間毎の人口10万人あたりの新規陽性者数 (12/18 午前9現在)



令和 2 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について															
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課															
内容	<p>高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年を対象とし、高齢者をめぐる様々な課題を解決し、地域包括ケアシステムビジョンに定める将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるものである。今回、中間報告、別添報告事項 2-1 のとおり「足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画中間報告」がまとまったので報告する。</p> <p>なお、この中間報告は現段階での考え方を提示するものである。今後、区民の意見や厚生労働省の通知内容を検討し、本計画を令和 3 年 3 月に策定する。</p> <p>1 主な内容</p> <p>第 1 章 計画の概要 計画策定の目的、計画の位置づけ、計画期間等を説明。</p> <p>第 2 章 前期計画の成果 第 7 期における事業の成果を総括し説明。</p> <p>第 3 章 地域包括ケアシステムビジョンについて 地域包括ケアシステムビジョンの体系図を説明。</p> <p>第 4 章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業 地域包括ケアシステムビジョンの 18 本の柱ごとの目指すべき姿、成果指標、注力する視点、関連する事業等について説明。</p> <p>第 5 章 第 8 期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から 3 か年の給付費を推計し、第 8 期介護保険料を検討案として提示する。</p> <table border="1" data-bbox="411 1787 1426 2101"> <tr> <td>・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 所得段階別の保険料率</td> <td>第 7 期</td> <td>1.4 段階、最大 2.7 倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 8 期 (案)</td> <td>1.7 段階、最大 4.5 倍</td> </tr> <tr> <td>・ 保険料基準額</td> <td>第 7 期</td> <td>6,580 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 8 期 (案)</td> <td>約 7,070 円～約 7,270 円</td> </tr> </table>	・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る			・ 所得段階別の保険料率	第 7 期	1.4 段階、最大 2.7 倍		第 8 期 (案)	1.7 段階、最大 4.5 倍	・ 保険料基準額	第 7 期	6,580 円		第 8 期 (案)	約 7,070 円～約 7,270 円
・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る																
・ 所得段階別の保険料率	第 7 期	1.4 段階、最大 2.7 倍														
	第 8 期 (案)	1.7 段階、最大 4.5 倍														
・ 保険料基準額	第 7 期	6,580 円														
	第 8 期 (案)	約 7,070 円～約 7,270 円														

足立区
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画
令和3年度～令和5年度
中間報告

この中間報告は、現段階での考え方を提示したものです。
今後、この内容について皆様からのご意見や厚生労働省の通知内容を検討し、
令和3年3月に本報告を行う予定です。

令和2年9月



足立区

福祉部 高齢者施策推進室

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

介護保険課

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景及び趣旨.....	1
3 法令等の根拠.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の策定経過等.....	3
6 計画の期間.....	3
第2章 前期計画の成果	4
1 事業の進捗状況.....	4
2 成果と今後の展望.....	4
第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて	5
第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業	7
1 健康の維持.....	7
2 孤立の防止.....	11
3 地域での活躍.....	13
4 老いへの備え.....	17
5 異変への気づき.....	19
6 専門機関とのつながり.....	23
7 将来の住まいへの備え.....	25
8 在宅生活を支える支援.....	27
9 安心の向上や楽しみの持続.....	31
10 医療と介護の連携促進.....	35
11 人材の確保・育成.....	37
12 安定的な介護サービスの提供.....	41
13 安心できる住まいの確保.....	43
14 地域とのつながりの維持.....	47
15 本人の意思に基づく専門的支援.....	49
16 看取りを視野に入れた対応の推進.....	51
17 支援の質を高める連携の強化.....	53
18 施設ニーズにも対応した住環境の確保.....	55
第5章 第8期介護保険事業計画	57
1 介護保険事業の現状と推計.....	57
2 介護保険制度の主な改正点.....	71
3 介護保険料の算出.....	72

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、平成 31 年 3 月に策定した、『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の行動計画としての位置づけをもつものです。

2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、足立区でも平成 29 年には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、今後も増加が見込まれます。

平成 12 年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。平成 18 年 4 月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。そして平成 27 年度から 29 年度には、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症施策推進事業」等の取り組みがスタートしました。平成 30 年度からは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が大きな柱として掲げられ、取り組みを進めてきました。

特に、足立区では平成 31 年 3 月に『足立区地域包括ケアシステムビジョン』を策定し、「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちをめざして取り組みを進めているところです。また、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」等が柱として盛り込まれ、2040 年度（令和 22 年度）を見据えた基盤整備・人材確保にも取り組むことが求められています。

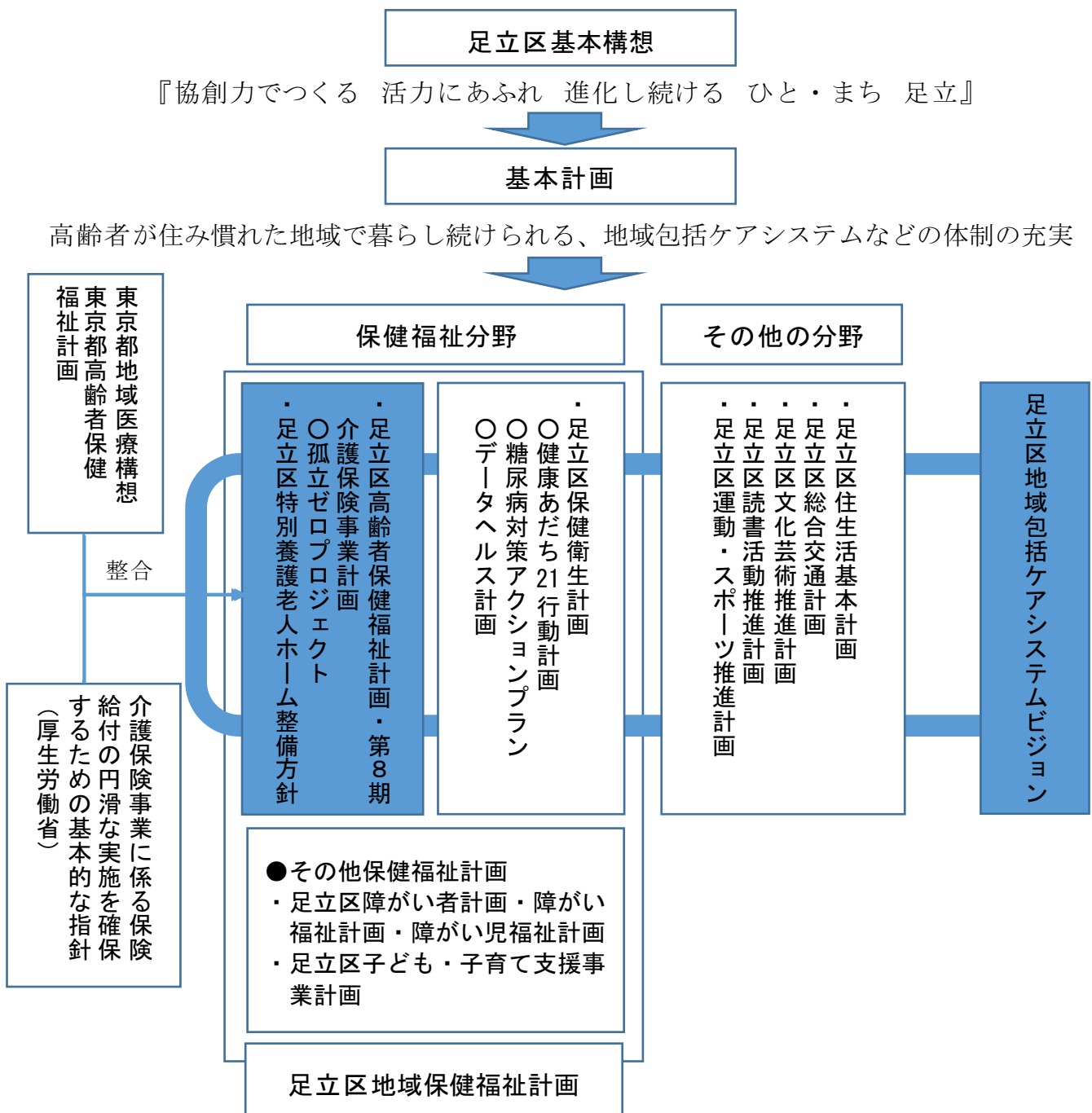
3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づき策定するものです。

4 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「足立区基本計画」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画」「足立区地域包括ケアシステムビジョン」の一環とし、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるものとして策定します。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や、「足立区総合交通計画」「足立区住生活基本計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」などの関連計画と調和がとれたものとしします。



第1章 計画の概要

【5 計画の策定経過等・6 計画期間】

5 計画の策定経過等

下記の通り、足立区の高齢者等の実態を把握するため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下、全9種の調査を並行して実施しています。

区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査票		発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	7,500	4,103	3,967	136	54.7%
	②高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,353	796	557	54.1%
	③要介護認定者実態調査	5,000	2,637	2,637	0	52.7%
	④在宅介護実態調査	942	688	687	1	73.0%
事業所対象調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	738	449	449	0	60.8%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査	219	156	156	0	71.2%
	⑦介護保険施設実態調査	44	36	36	0	81.8%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査	45	19	19	0	42.2%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査	36	22	22	0	61.1%

6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第8期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第7期計画までの取り組みを踏まえ、また第9期計画以降、2040年度（令和22年度）のめざすべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7期計画											
	見直し		第8期計画								
				見直し		第9期計画（予定）					
							見直し		第10期計画（予定）		

第2章 前期計画の成果

1 事業の進捗状況

前期計画では、「高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます」「介護保険サービスを適切に提供します」「高齢者の在宅生活を支援します」「高齢者の権利を守るしくみを充実します」「地域で支えあうしくみを充実します」「福祉サービスの質を高めていきます」の6本の柱で、取り組みを進めてきました。

重点的に取り組んだ事業として、地域包括ケアシステム梅田地区モデル事業の実施、生活支援サポーター養成の開始、認知症サポーター養成講座や元気応援ポイント事業などがあり、事業の参加者も着実に増えています。

しかし、令和元年度後半では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防につながる各種の教室事業や検診事業において十分な事業展開ができませんでした。

2 成果と今後の展望

令和元年12月に実施した高齢者等実態調査では、幸福度を7点以上とした高齢者の割合は60.0%となり、平成28年11月に実施した調査時（以下、「前回調査時」という。）の56.8%から上昇しました。

一方で、今後の生活について不安を感じている高齢者の割合は56.1%と、前回調査時の54.5%と比べ増えるなど、将来の健康、住まい、医療などの不安をどう払拭するかの課題があります。

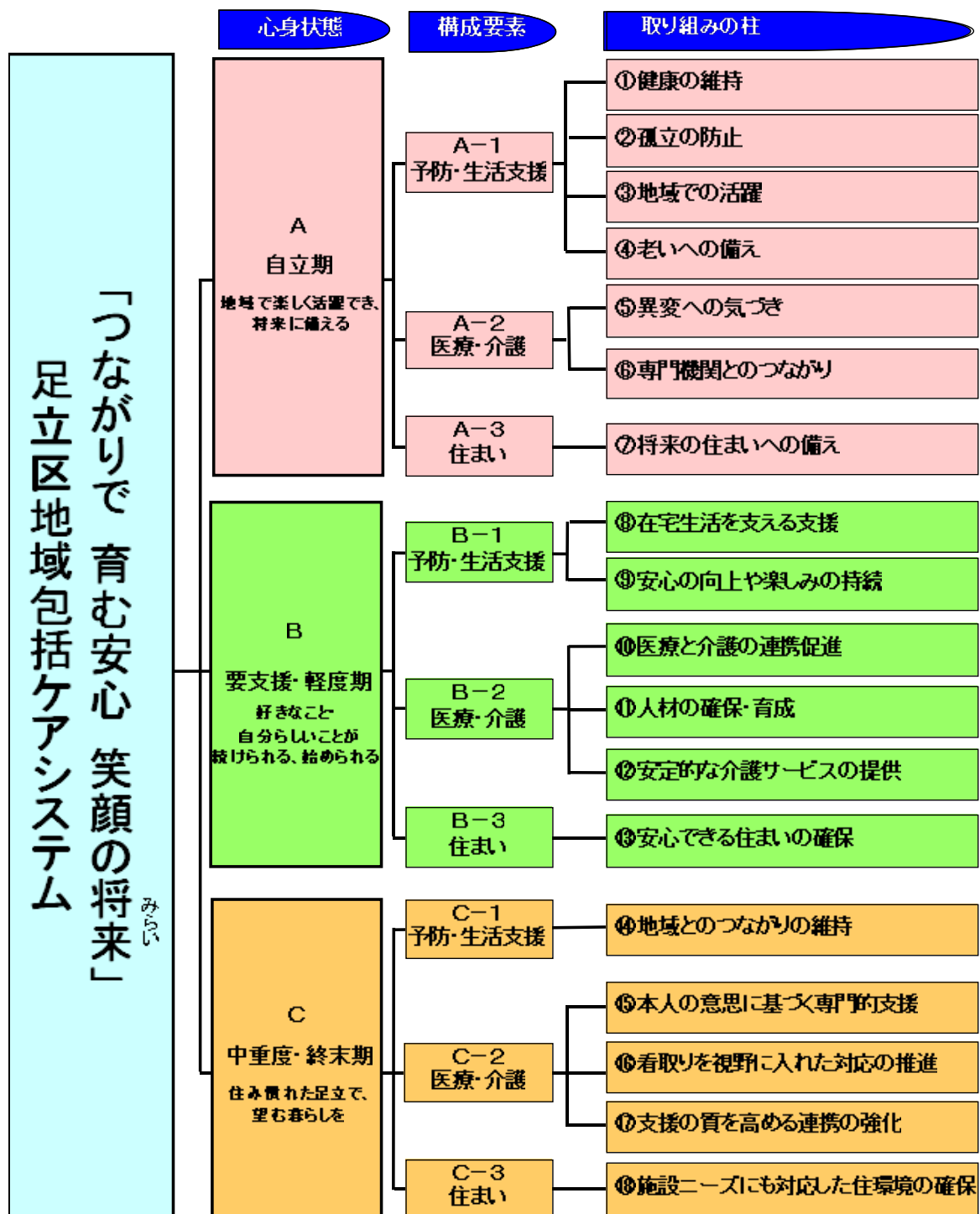
今後については、新型コロナウイルス感染症対策としての3密回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた取り組みなど、事業の実施方法の工夫にも努めていきます。

第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて

足立区地域包括ケアシステムビジョンは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちをめざして、18本の取り組みの柱を定めています。

「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱ごとに将来の目指すべき姿を描き、それを実現するための各種事業の取り組みを定めます。

【体系図】



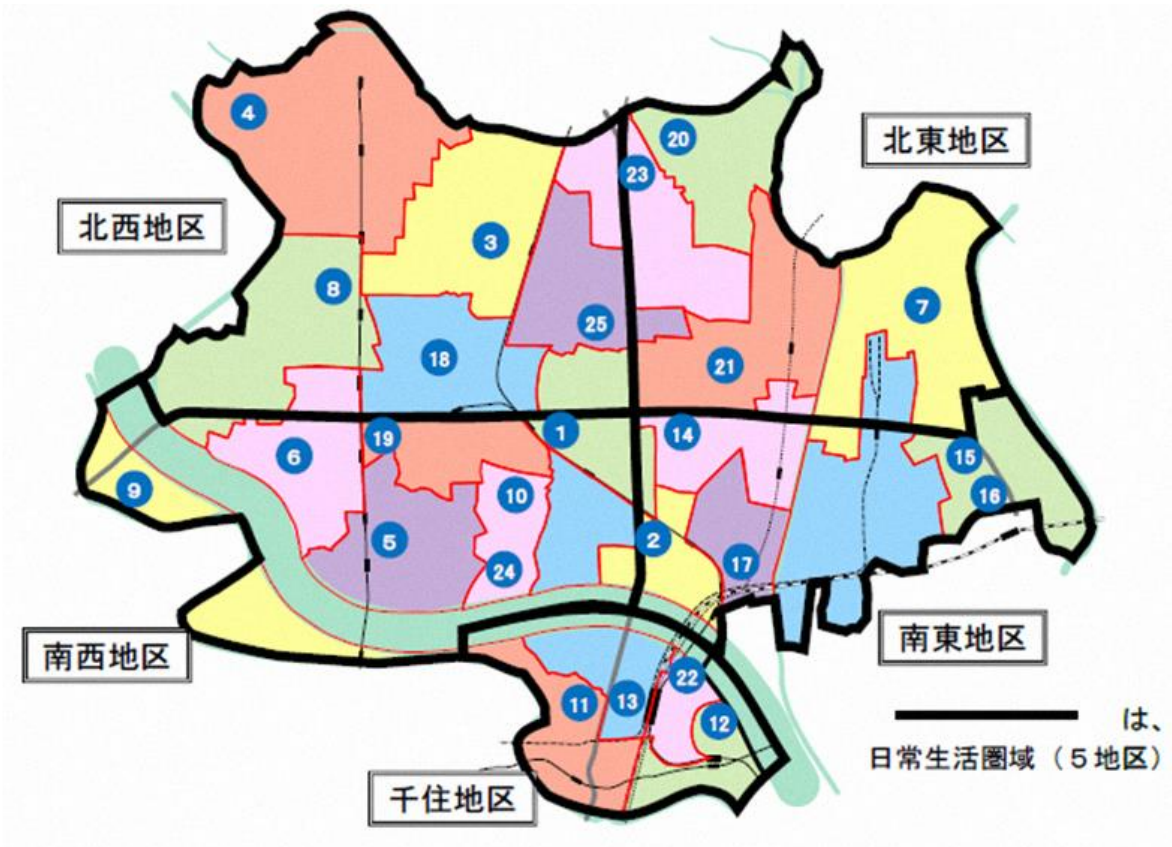
自立期：介護の必要がない状態

要支援・軽度期：介護認定がおおよそ「要支援1」～「要介護2」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期：介護認定がおおよそ「要介護3」～「要介護5」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

【日常生活圏域の設定】

足立区の日常生活圏域5地区および地域包括支援センターの配置状況



No.	名称	住所	No.	名称	住所
①	基幹	梅島 2-1-20	⑭	中央本町	中央本町 4-14-20
②	あだち	足立 4-13-22	⑮	東和	東和 4-7-23
③	伊興	伊興 3-7-4	⑯	中川	中川 4-2-14
④	入谷	入谷 9-15-18	⑰	西綾瀬	西綾瀬 3-2-1
⑤	扇	扇 1-52-23	⑱	西新井	西新井 2-5-5
⑥	江北	江北 3-14-1	⑲	西新井本町	西新井本町 2-23-1
⑦	さの	佐野 2-30-12	⑳	はなはた	花畑 4-39-11
⑧	鹿浜	皿沼 2-8-8	㉑	一ツ家	一ツ家 4-5-11
⑨	新田	新田 3-4-10	㉒	日の出	日ノ出町 27-4-112
⑩	関原	関原 2-10-10	㉓	保木間	保木間 5-23-20
⑪	千住西	千住中居町 10-10	㉔	本木関原	本木 1-4-10
⑫	千住の郷	柳原 1-25-15	㉕	六月	六月 1-6-1
⑬	千住本町	千住 3-7-101	(②～⑤は50音順)		

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

地域包括ケアシステムビジョンで策定した将来像の実現のために、3つの心身状態及び3つの構成要素で分けられた9つの区分を設定しており、その中で取り組むべき事項を18本の「柱」として設定しています。

1 健康の維持



(1) 目指すべき姿

自立した生活を少しでも長く続けるためには、健康を維持することが何よりも大切です。そのため、高齢者自身は、各種講座や運動・体操プログラムなどに参加して、介護予防に努めます。また、区や専門機関は、高齢者が適度な運動とバランスのとれた食生活で、規則正しい生活が送れるよう啓発をしていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱1-I	健康寿命（男性）
	健康寿命（女性）

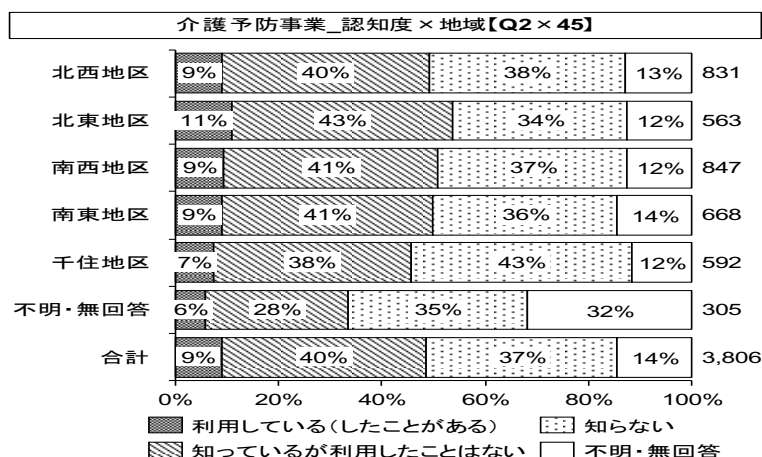
(3) 注力する視点

介護予防事業の認知度向上の取り組みとあわせ、自分にあった取り組みを高齢者に理解してもらう工夫が必要となります。

高齢者が自身の状態を知ること、専門職による個別アドバイスができる仕組みを取り入れていくことが重要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

介護予防事業の認知度は、区全体では「利用している（したことがある）」と「知っているが利用したことはない」の合計は約半数（49%）ですが、37%が「知らない」となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2, 問45

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
①-1	悠々会館健康体操事業	継続	悠々会館を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します(30人×8回の教室を年度2回実施)。
①-2	パークで筋トレ	拡充	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していけることを目標に事業を開催します。
①-3	ウォーキング教室	拡充	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。
①-4	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	拡充	総合型地域クラブによる高齢者を対象とした事業を開催します。
①-5	スポーツ推進委員会による事業	継続	高齢者を中心に体力測定を実施し(スポーツカーニバル)運動・スポーツを始めるきっかけづくりに発展させていきます。
①-6	スポーツ施設高齢者対象事業	拡充	高齢者を対象とした健康体力づくり事業を開催していきます。
①-7	体育協会による活動支援事業	拡充	体育協会加盟団体の高齢者の継続的な運動・スポーツ活動に対して支援していきます。
①-8	特定健康診査・特定保健指導	継続	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。
①-9	後期高齢者医療健康診査	継続	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
①-10	後期高齢者歯科検診	新規	高齢期における口腔機能の低下を予防し、健康の維持・増進を図るため歯科健診を実施します。
①-11	高齢者の健康・趣味の講座	継続	後期高齢者医療被保険者を対象に地域学習センターで各種講座等を開催することで健康増進の積極的推進と社会参加の促進を図ります。
①-12	配食サービス促進事業	継続	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

【1 健康の維持】

No	事業名	展開	事業概要
①-13	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	継続	4月1日現在、満70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四水曜日を含む週の月〜土曜日に、各1回350円引きで入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。
①-14	はつらつ教室(通所型)	継続	屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。
①-15	自主グループの育成	継続	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
①-16	高齢者体力測定会	新規	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定会を行います。
①-17	はじめてのフレイル予防教室	継続	要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。
①-18	住区センターにおける自主的な介護予防講座	新規	住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として①身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動②口腔機能の向上に資する講座③栄養に関する講座を実施します。
①-19	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う)事業	継続	銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。
①-20	あだちベジタベライフの定着	拡充	区民や業者等と区の協働により、糖尿病対策の一環として「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を図ります。
①-21	健康づくり推進員の育成・支援	継続	糖尿病対策を推進するため、健康づくり推進員が「あだちベジタベライフ」を効果的に普及・啓発できるよう、支援していきます。
①-22	保健師等の訪問による本人及び家族支援のための地域コーディネート	継続	電話や面接による相談に対応し、必要に応じて保健師が家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。

2 孤立の防止



(1) 目指すべき姿

退職や家族構成の変化を迎える高齢期は、職場や家庭、地域における人間関係が希薄になりがちです。住み慣れた自宅・地域で長く暮らしていくために、ゆるやかに社会とつながりを持てる地域ネットワークを作っていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱2-I	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合
柱2-II	閉じこもり傾向のある高齢者の割合（外出が週1回以下）
柱2-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合
柱2-IV	高齢者孤立防止・見守り活動への協力意向を持つ高齢者の割合

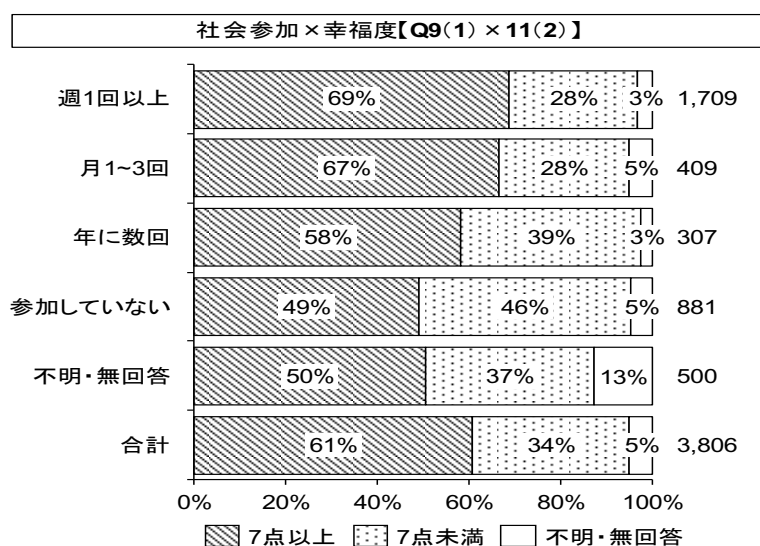
(3) 注力する視点

高齢者をいかに地域ネットワークへ巻き込んでいくかが重要であり、特に男性は女性に比べ地域との関わりが少ないため、工夫した取り組みが必要となります。

地域高齢者の受け皿となる地域ネットワークを育てていく仕組みの構築が必要となります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

区全体では、幸福と感じている（7点以上）割合は61%であるのに対して、社会参加が週1回以上の場合は69%、月1～3回の場合は67%と、社会参加している頻度が多いほど、幸福度がより高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問9(1)、問11(2)

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
②-1	町会・自治会との連携	継続	孤立ゼロプロジェクト実態調査を通して、町会・自治会の自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を啓発し、見守りネットワークを強化していきます。
②-2	住区 de 団らん事業	継続	新型コロナウイルス対策を講じながら、住区センターの悠々館（老人館）で高齢者を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。
②-3	住区センター（悠々館）等の運営	継続	新型コロナウイルス対策を講じながら、高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）などの、60歳以上の区民1人あたりの年間利用回数を増やしていきます。
②-4	絆のあんしんネットワーク	継続	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。
②-5	シルバー人材センターの支援	継続	シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労相談と就労機会の拡充を図っていきます。
②-6	民生・児童委員との連携	継続	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。
②-7	要支援者早期発見のためのライフライン関係事業者等との連携	継続	日々の業務において区民と接する機会の多いライフライン関係事業者等と協定を締結し、要支援者に係る通報をしてもらうことにより、要支援者早期発見のための体制を構築します。
②-8	老人クラブ指導助成事業	継続	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。
②-9	友愛実践活動への支援	継続	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。
②-10	ふれあいサロン支援事業	継続	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。
②-11	ボランティア活動助成事業	継続	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。
②-12	おはよう訪問事業	継続	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌飲料を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立てます。



3 地域での活躍

(1) 目指すべき姿

人生100年時代を迎える今後、高齢者が地域でいきいきと活動・活躍でき、楽しさや生きがいを感じられるまちにしていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

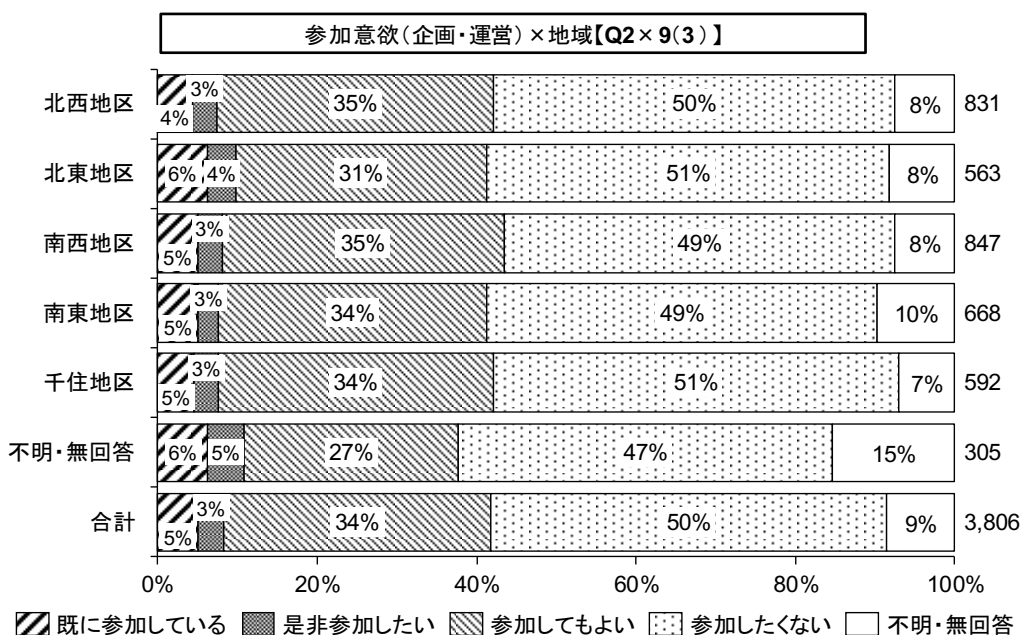
No	指標名
柱3-I	地域活動へ「年数回以上」参加している高齢者の割合
柱3-II	高齢者孤立防止・見守り活動への参加意向を持つ高齢者の割合【再掲】
柱3-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合【再掲】

(3) 注力する視点

地域活動に参加する意向のある高齢者を発掘していく仕組みが必要になります。また、地域ネットワークのリーダーとなりうる人材の発掘、養成が重要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

通いの場の企画・運営としての参加意欲については、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせて約40%が参加意欲を示しています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2, 問9(3)

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
③-1	【再掲】 住区 de 団らん事業	継続	P.12 ②-2 を参照
③-2	生涯学習ボランティア活動の推進事業	継続	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。
③-3	学び情報提供サービス	継続	地域の学習会や学校の授業に、無償で講師を派遣します。
③-4	あだち区民大学塾の支援事業	継続	区民を対象に、区民講師を中心とした学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。
③-5	地域学習センター登録団体による出張講座・発表支援事業	継続	学びの成果を発表できる団体と高齢者施設等のつながりを継続していきます。
③-6	【再掲】シルバー人材センターの支援	継続	P.12 ②-5 を参照
③-7	【再掲】老人クラブ指導助成事業	継続	P.12 ②-8 を参照
③-8	【再掲】友愛実践活動への支援	継続	P.12 ②-9 を参照
③-9	【再掲】はっらっ教室（通所型）	継続	P.9 ①-14 を参照
③-10	【再掲】自主グループの育成	継続	P.9 ①-15 を参照
③-11	高齢者ボランティア（元気応援ポイント）	継続	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。
③-12	あったかサポート事業	継続	事業に協力していただける区民（協力会員）が、日常生活に支障のある高齢者等（利用会員）に対し、生活支援や生きがい支援を行います。
③-13	ちょこっとサポート事業	継続	区民のサポート隊員が日常生活に支障のある高齢者等に「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【3 地域での活躍】

No	事業名	展開	事業概要
③-14	ボランティアセンター運営事業	継続	ボランティア活動をしたい方と受け入れたい方のコーディネート、ボランティア相談、各種情報提供を行います。
③-15	ボランティアまつり事業	継続	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進を図ります。
③-16	【再掲】 ふれあいサロン支援事業	継続	P.12 ②-10 を参照

4 老いへの備え

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

高齢者本人が、自立期のうちから権利擁護や介護保険制度等を学び、「老い」に向けた準備ができるよう、区は場や機会の提供などの支援に取り組んでいきます。また、長く続けられる楽しみを見出すことも、豊かな老いを迎えるための備えになります。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱4-I	老いへの備えを「考えている」高齢者の割合
柱4-II	趣味が「ある」高齢者の割合
柱4-III	生きがいが「ある」高齢者の割合
柱4-IV	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合【再掲】

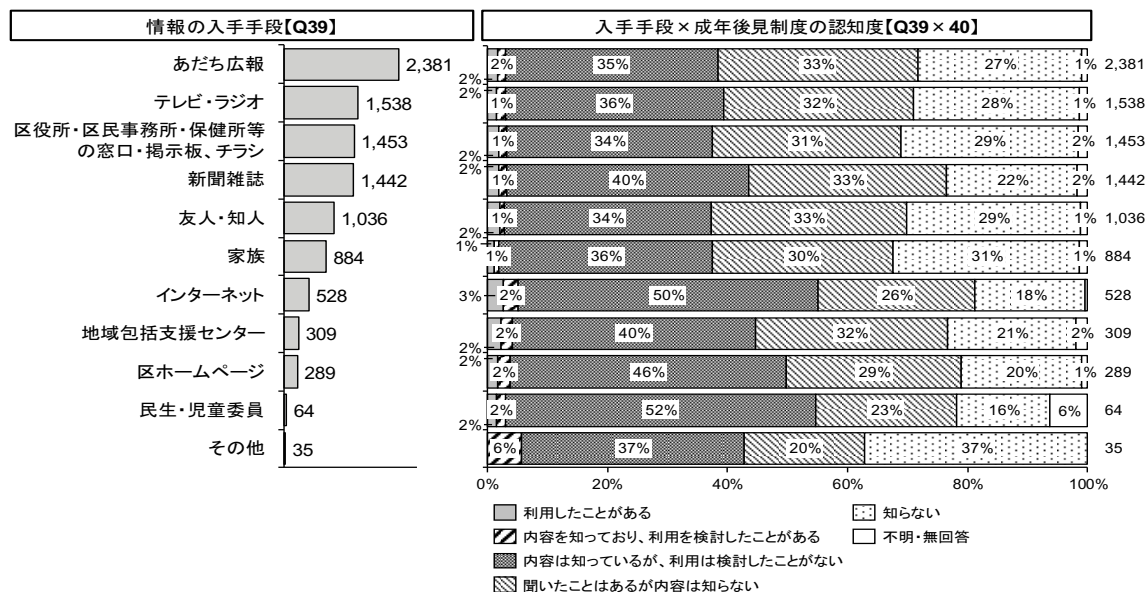
(3) 注力する視点

高齢者に対する情報発信を、きめ細かく地域ごとに行える仕組みの構築が必要になります。また、パソコンやスマートフォンを日常的に使用してきた世代が徐々に高齢化し、ICTを活用した情報発信も工夫していく必要があります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期の高齢者の身近な暮らしの情報入手手段としては、「あだち広報」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「区役所・区民事務所・保健所等の窓口・掲示板、チラシ」、「新聞雑誌」となっています。

成年後見制度については、「インターネット」や「民生・児童委員」、「区ホームページ」から情報を入手している層が、制度の利用につながっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 39, 問 40

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
④-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	継続	P.8 ①-11 を参照
④-2	【再掲】学び情報提供サービス	継続	P.14 ③-3 を参照
④-3	若い支度啓発事業	継続	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、若い支度の啓発・PRを行います。エンディングノートを活用を含めた関連講座を、権利擁護センターあだちや地域包括支援センターで開催します。
④-4	地域包括支援センター 高齢者総合相談	継続	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。
④-5	高齢者あんしん生活支援事業	継続	65歳以上で区内に身寄りのない高齢者に対して、見守り、入院時の支援、成年後見制度への確実な橋渡し、葬祭等を含めた包括的な若い支度支援を契約により提供します。
④-6	権利擁護センターあだちの運営	継続	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。
④-7	「成年後見制度」周知事業	新規	成年後見制度利用支援事業を権利擁護センターあだちに業務委託し、区民への高齢者等の権利を守るしくみとして「成年後見制度」の周知に努めます。



5 異変への気づき

(1) 目指すべき姿

高齢者は自身の変化に気づけるよう定期的に健康診査を受診し、区や専門機関は受診啓発に努めることが大切です。周囲の人が高齢者の異変に気付いた場合は、声を掛けたり関係機関へつなぐなどして、病気の早期発見・早期治療につながるまちづくりを進めます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱5-I	認知症サポーター数（新規養成者数）
柱5-II	特定健診受診率
柱5-III	後期高齢者医療健診受診率
柱5-IV	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合【再掲】

(3) 注力する視点

健診データなどを活用し、個別アプローチでより具体的な指導・支援ができる仕組みの構築が必要です。

専門職を巻き込みながら、その人にあった支援が行える体制を構築することが必要になります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者の主観的健康度について、区全体では「とてもよい」が15%、「まあよい」が64%となっています。家族構成別で見ると、「とてもよい」が1人暮らし世帯で12%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で13%と低く、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）で22%と高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏ニーズ調査 問5(1), 問11(1)

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑤-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	継続	P.8 ①-8を参照
⑤-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	継続	P.8 ①-9を参照
⑤-3	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1を参照
⑤-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4を参照
⑤-5	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6を参照
⑤-6	認知症サポーター養成講座の実施	継続	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を開催し認知症サポーターの養成を図ります。
⑤-7	認知症訪問支援事業	継続	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能の低下に気づき、適切な医療・介護に結び付くように地域包括支援センター職員が訪問、早期対応の充実を図ります。
⑤-8	認知症初期集中支援推進事業	継続	認知症の疑いがあり受診が難しい方や、介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ、医療と介護の専門職が訪問を行い、アセスメントや家族の支援などを行います。
⑤-9	認知症講演会の実施	継続	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会等を実施します。
⑤-10	認知症啓発用リーフレット等の配布	継続	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関するリーフレット等を配布します。
⑤-11	若年度性認知症の本人・家族への支援	継続	区内の若年度性認知症の本人・家族の交流会を開催し、早い段階から支援につなげます。
⑤-12	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	継続	もの忘れや認知症が心配な高齢者や家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【5 異変への気づき】

No	事業名	展開	事業概要
⑤-13	胃がん内視鏡検診	新規	問診、経口内視鏡または経鼻内視鏡による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-14	胃がんハイリスク検診	継続	ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-15	大腸がん検診	継続	便潜血反応検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-16	乳がん検診	継続	マンモグラフィ(乳房X線撮影)による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-17	子宮頸がん検診	継続	子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-18	肺がん検診	継続	胸部X線検査と喀痰検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-19	前立腺がん検診	継続	PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-20	健康増進健診	継続	特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。
⑤-21	成人歯科健診	継続	歯周病を中心とした歯科健診を区内指定医療機関で行います。
⑤-22	【再掲】 後期高齢者歯科検診	新規	P.8 ①-10を参照
⑤-23	教職員研修と福祉との連携	継続	福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。

6 専門機関とのつながり



(1) 目指すべき姿

かかりつけ医・歯科医・薬局など、健康状態を把握してくれる専門家や、日常生活を支援する介護事業者、地域包括支援センターが、早期に高齢者につながる体制を作ることによって、高齢者の自立度と安心感を高めていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

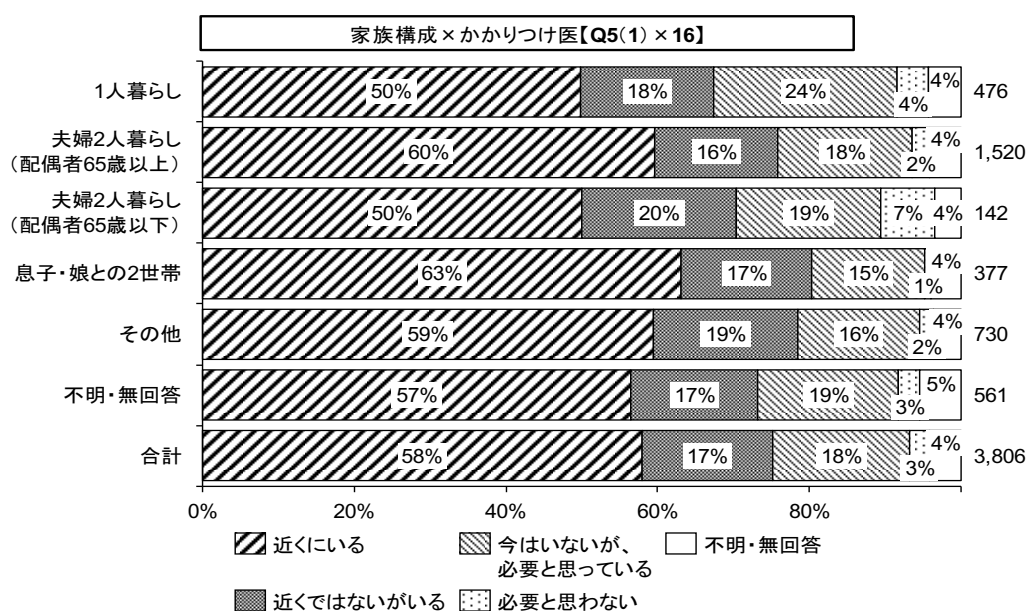
No	指標名
柱6-I	日常の健康について相談するかかりつけの医師がいる割合
柱6-II	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合

(3) 注力する視点

医療と介護の連携や、ライフプランにおける「かかりつけ医」を持つことの重要性など、その必要性を具体的に見せて、理解を広めていく工夫が必要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者のかかりつけ医の状況は、区全体では「近くにいる」が58%、「近くではないがいる」が17%であり、「今はいないが必要と思っている」が18%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(1), 問16

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑥-1	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P. 18 ④-4 を参照
⑥-2	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動等の支援	新規	在宅療養のためには、かかりつけの医療機関・歯科・薬局等とのつながりが大切であることを区民に啓発します。
⑥-3	地域包括支援センター訪問等による高齢者の実態把握	新規	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方に、年に1度介護予防チェックリストを配付しています。介護予防チェックリストの結果と孤立ゼロプロジェクトの結果を基に、実態把握を行い、支援が必要な方を早期発見・早期対応します。
⑥-4	高齢者福祉相談	継続	高齢者の生活困難等の相談に応じます。
⑥-5	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	継続	P. 18 ④-5 を参照
⑥-6	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	継続	P. 18 ④-6 を参照

7 将来の住まいへの備え



(1) 目指すべき姿

関連する事業者・専門機関は、高齢者の住まいの悩みに適切に対応できる人材を育成するとともに相談窓口を設けます。区は、高齢者が必要とする住まいに関する情報を、確実に得ることができるよう支援します。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

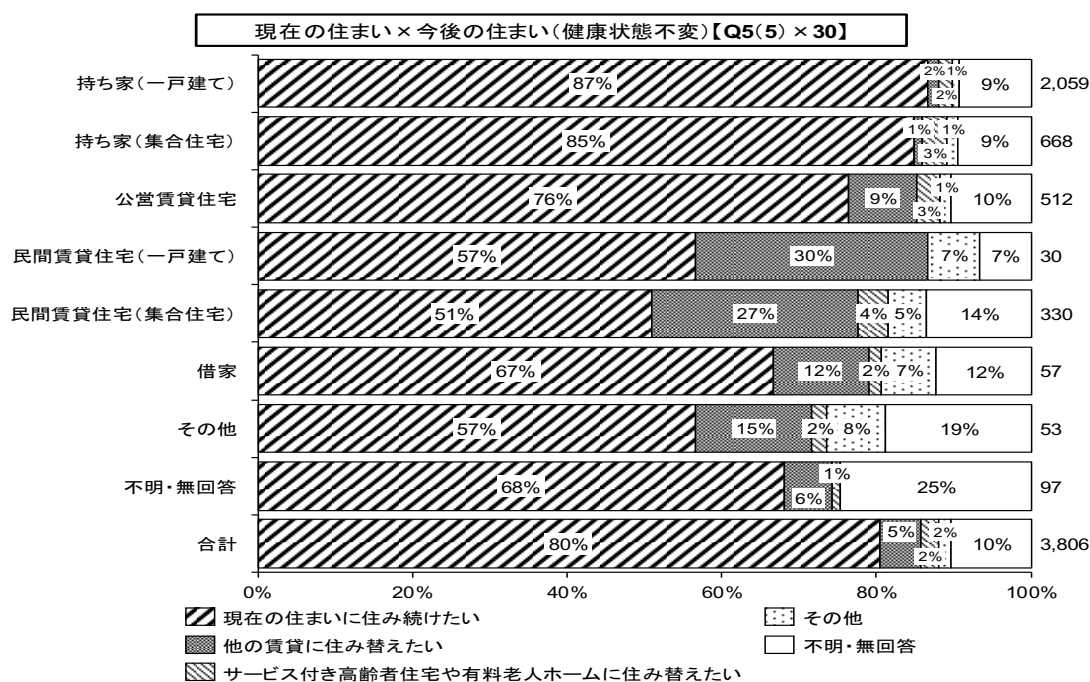
No	指標名
柱7-I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合

(3) 注力する視点

在宅生活を継続していくために必要な、具体的な備えや蓄えを理解してもらう取り組みが重要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

現在の住まいについては、区全体では、「持ち家（一戸建て）」が54%、「持ち家（集合住宅）」が18%、「公営賃貸住宅」が13%となっています。今後の住まいについて、区全体では、「現在の住まいに住み続けたい」が80%、「他の賃貸に住み替えたい」が5%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(5)，問30

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑦-1	高齢者見守りサービス助成	新規	申請者が見守りサービス提供事業者と契約した際に、該当申請者の申請に基づき、初期設置費用の一部を助成します。
⑦-2	緊急通報システムの設置事業	継続	緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する装置を給付します。
⑦-3	高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。
⑦-4	高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
⑦-5	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	継続	「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。
⑦-6	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせんの推進	継続	住宅確保要配慮者に対して宅地建物取引業協会・全日本不動産協会を通じ民間賃貸住宅のあっせんを推進します。
⑦-7	高齢者の住まいに関する人材育成と窓口の充実	新規	福祉の知識を備えた職員を配置することで、住まいの相談と合わせて福祉の窓口も案内します。
⑦-8	家具転倒防止器具取付工事等助成	継続	大規模地震への備えとして、家具類の転倒防止工事、窓ガラスの飛散防止フィルム貼り工事、ブロック塀等補強工事に対し、工事費を助成します。

8 在宅生活を支える支援



(1) 目指すべき姿

介護の重度化を防ぐには、介護事業者等が、高齢者自らができることを最大限尊重しながら、早期に適切な支援を行っていくことが重要です。区も生活支援サービスのメニューを増やし、高齢者の自立生活維持をサポートできる体制を整えます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

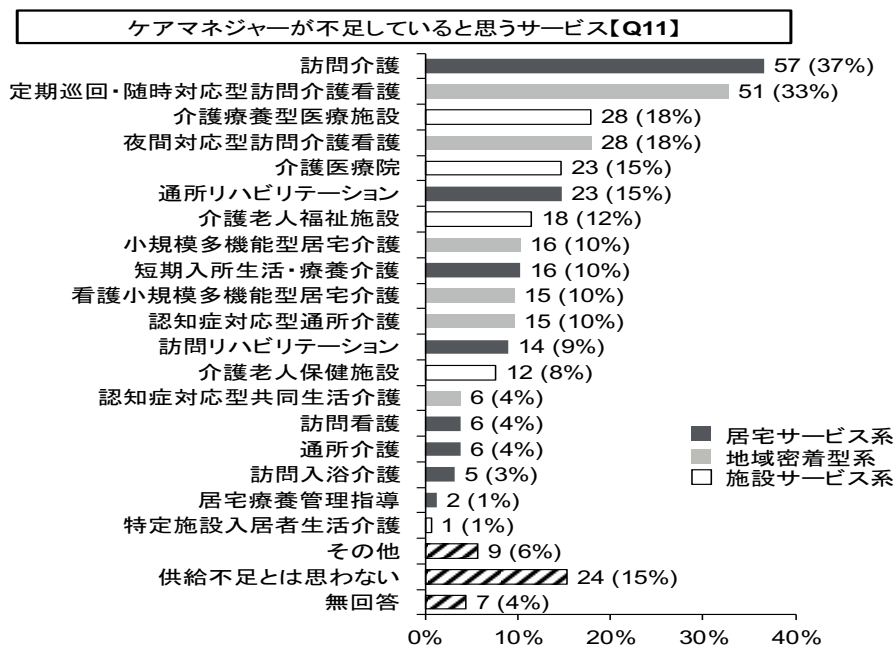
No	指標名
柱8-I	在宅サービスに「満足している」高齢者の割合
柱8-II	BMIが20.0以下（やせ、低栄養傾向）の高齢者の割合
柱8-III	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合【再掲】

(3) 注力する視点

介護サービスのほかに、地域住民による生活支援の仕組みを制度的に構築していくことが必要です。また、介護サービスの担い手拡大のために、より幅広く人材を受け入れられる工夫が必要になります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーが不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高い割合で、次いで介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護がいずれも18%となっています。



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 11

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑧-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	継続	P.8 ①-8を参照
⑧-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	継続	P.8 ①-9を参照
⑧-3	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1を参照
⑧-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4を参照
⑧-5	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6を参照
⑧-6	見守りキーホルダーの配付	継続	認知症高齢者等に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。
⑧-7	【再掲】配食サービス促進事業	継続	P.8 ①-12を参照
⑧-8	高齢者日常生活用具給付事業	継続	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、電磁調理器など)を給付します。
⑧-9	【再掲】高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	P.26 ⑦-3を参照
⑧-10	【再掲】高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	P.26 ⑦-4を参照
⑧-11	救急医療情報キット支給事業	継続	健康に不安のある高齢者又は障がいの手帳をお持ちの方に医療情報を記入し冷蔵庫に保管するキットを支給します。
⑧-12	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	継続	認知症により徘徊行動のある高齢者を介護する区内の親族が位置検索システム事業者と契約した際に加入・検索料を助成します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【8 在宅生活を支える支援】

No	事業名	展開	事業概要
⑧-13	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P.18 ④-4 を参照
⑧-14	介護予防サポーターの育成	新規	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うサポーターを育成します。
⑧-15	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	新規	自立した生活を継続するために、介護支援専門員等の介護予防マネジメントの強化を図ります。
⑧-16	地域包括支援センター家族介護者教室	継続	要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。
⑧-17	円滑に移動できるための交通手段の提供	新規	交通不便地域への交通手段の導入を検討します。
⑧-18	車いすの貸出事業	継続	一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。
⑧-19	シルバーステッキ支給事業	継続	高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。

9 安心の向上や楽しみの持続



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者には、身体の衰えや認知症の症状が出始める方もいますが、多くの場合、周囲の支えにより在宅生活を継続できます。区や専門機関は高齢者の孤立を防ぎ、安心感や生活上の楽しみを持ち続けられるように、在宅生活を支えます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

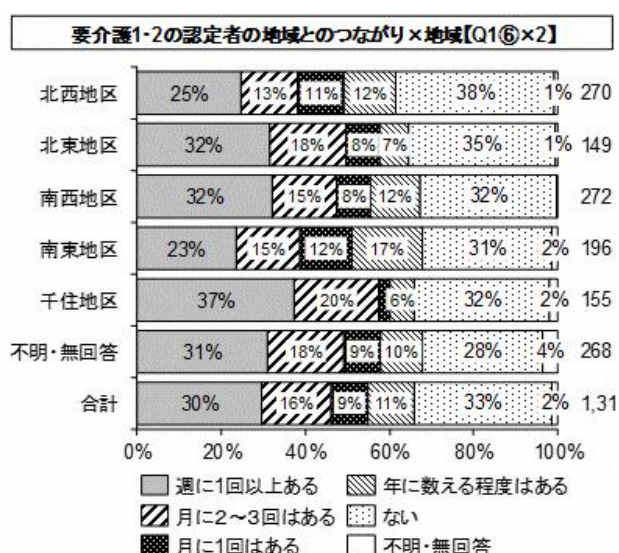
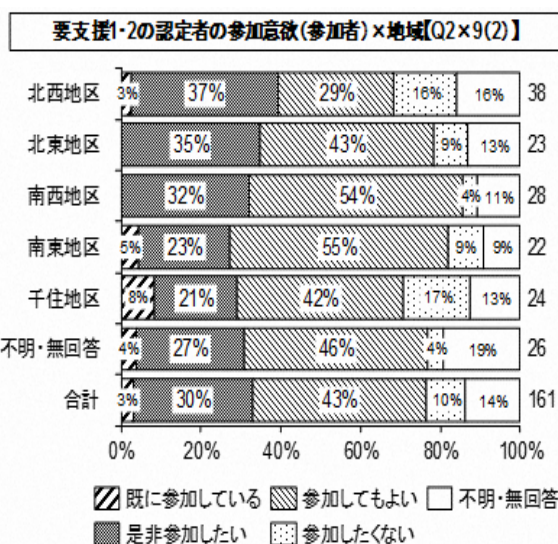
No	指標名
柱9-I	消費者被害やオレオレ詐欺にあったことがある高齢者の割合
柱9-II	今後の生活について、不安を感じている高齢者の割合【再掲】
柱9-III	趣味が「ある」高齢者の割合【再掲】
柱9-IV	生きがいが「ある」高齢者の割合【再掲】

(3) 注力する視点

認知症になっても、これまでの生活が続けられるよう、地域で支えられるような人材を発掘、育成し活用できる仕組みの構築が必要になります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

要支援1・2の方の地域での活動参加意欲は、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると76%となっています。要介護1・2の方の地域とのつながりについては、区全体では「週に1回以上ある」「月に2~3回はある」「月に1回はある」を合わせると55%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏ニーズ調査 問2、問9(2)

出典：要介護認定者実態調査 問2、問1⑥

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑨-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	継続	P.8 ①-11 を参照
⑨-2	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1 を参照
⑨-3	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4 を参照
⑨-4	【再掲】学び情報提供サービス	継続	P.14 ③-3 を参照
⑨-5	消費生活相談事業	継続	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談や苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたります。
⑨-6	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	継続	消費者被害未然・拡大防止のため「だまされないで通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていきます。
⑨-7	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6 を参照
⑨-8	生活困窮者自立支援相談	継続	仕事、家計、こころ、からだ、家族や介護のことなどについて、高齢者を含む生活困窮者の相談に応じます。
⑨-9	成年後見制度等利用支援事業	継続	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進します。
⑨-10	成年後見制度利用助成事業	新規	成年後見制度の申し立てに必要な費用及び後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な方に費用の助成を行います。
⑨-11	成年後見制度推進機関の運営	継続	成年後見制度の普及啓発、あだち区民後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進を図ります。
⑨-12	成年後見制度利用促進	新規	成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度の利用が必要な区民が確実に制度利用に繋がられるよう支援します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【9 安心の向上や楽しみの持続】

No	事業名	展開	事業概要
⑨-13	【再掲】高齢者見守りサービス助成	新規	P. 26 ⑦-1 を参照
⑨-14	【再掲】緊急通報システムの設置事業	継続	P. 26 ⑦-2 を参照
⑨-15	地域連携ネットワークの構築	継続	権利擁護支援が必要な方を早期に見つけて速やかに支援に繋ぎ、本人の意思や心身の状況を尊重した適切な後見活動を支援すること等を目的とした地域連携ネットワークを構築していきます。
⑨-16	【再掲】認知症訪問支援事業	継続	P. 20 ⑤-7 を参照
⑨-17	【再掲】認知症初期集中支援推進事業	継続	P. 20 ⑤-8 を参照
⑨-18	高齢者の日常生活支援の充実（買い物・外出手段の支援）	新規	高齢者の日常生活における支援ニーズや地域ニーズを把握し、必要なサービスを構築します。
⑨-19	認知症カフェ	継続	認知症の人と家族が同じ悩みを持つ人同士の交流の場として、また、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として、地域包括支援センターで実施します。
⑨-20	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P. 18 ④-4 を参照
⑨-21	バス停の利用環境整備	継続	安心して安全な利用しやすいはるかぜバス停の利用環境を整備します。
⑨-22	交通安全教育の実施	継続	高齢者交通事故防止のため住区センター、悠々会館において、高齢者交通安全講習会等を継続実施します。
⑨-23	安全で快適な歩道の整備	継続	幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【9 安心の向上や楽しみの持続】

No	事業名	展開	事業概要
⑨-24	高齢者等にやさしい公園の整備	継続	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。
⑨-25	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	継続	P.18 ④-6を参照
⑨-26	地域福祉権利擁護事業	継続	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。
⑨-27	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	継続	P.18 ④-5を参照

10 医療と介護の連携促進



(1) 目指すべき姿

診断から適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へとつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職、柔道整復師といった、多様な職種との連携も重要です。また、医療機関相互においても、大規模な病院と地域の診療所とのいわゆる「病診連携」を強め、より効果的・効率的に医療が提供される体制を推進します。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱 10-I	(居宅介護支援) ケアプラン作成時に主治医と連携している事業所の割合
柱 10-II	医療機関と連携して取り組んでいることが「ある」在宅サービス事業所の割合
柱 10-III	医療・介護情報提供システムで後方支援病院(協力病院)有としている病院・診療所の割合

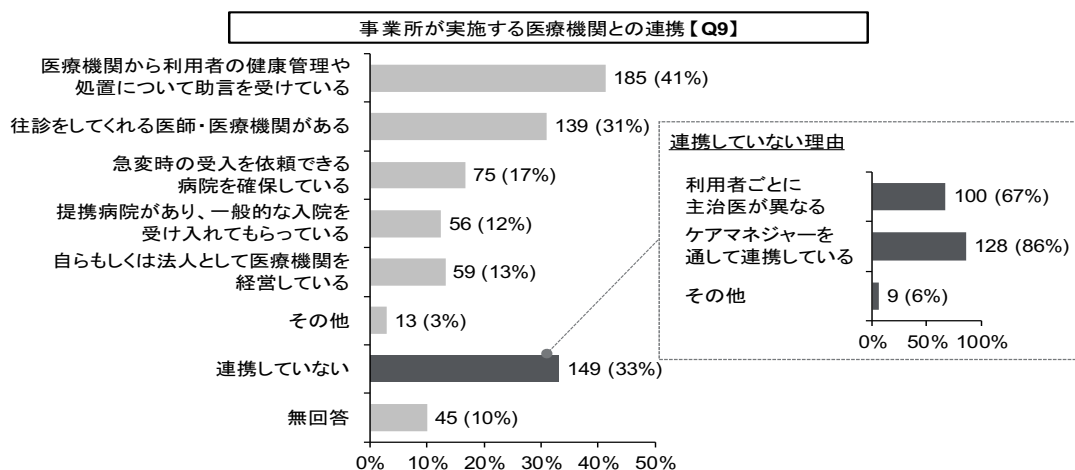
(3) 注力する視点

医療介護連携のためのツールとして、ICTを活用した仕組みを導入し、効果的・効率的な連携体制の強化が必要です。

地域課題の解決に向けて、地域ごとに医療と介護の連携プラットフォームが構築される必要があります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

医療機関との連携については、33%の介護事業所が直接連携していないと回答していますが、そのうち86%はケアマネジャーを通して間接的に連携しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問9, 問9-1

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑩-1	在宅医療・介護連携に関する相談支援	新規	在宅療養支援窓口の相談員が、医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関わる相談に応じます。
⑩-2	地域ケア会議	継続	地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出・把握し、政策提言等を行い、施策化、事業化への検討を行います。
⑩-3	(仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅療養に関わる人たちに研修を実施し、医療・介護の連携や在宅療養サービスの向上を図ります。
⑩-4	地域ケアネットワーク事業	継続	介護支援専門員や他業種を交えた連絡会を開催し、情報提供、事例検討、研修等を行います。
⑩-5	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	継続	地域の医療・介護事業者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
⑩-6	多職種連携研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちが集まり、一緒に事例検討などを行うことを通して、相互理解を深め、在宅療養を支えるために必要な連携体制の向上を図ります。
⑩-7	スキルアップ研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちに、医療・介護現場の症例から役立つ知識を習得してもらうことにより、在宅医療に必要な人材の育成と医療・介護の連携の向上を図ります。

1.1 人材の確保・育成



(1) 目指すべき姿

認知症や介護の重度化防止支援に対するニーズが高まる中、高齢者一人ひとりの心身状態に応じた質の高いケアを提供するために、区は介護人材の確保と育成を行い、区民が望むサービスを安定して提供できるよう努めます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

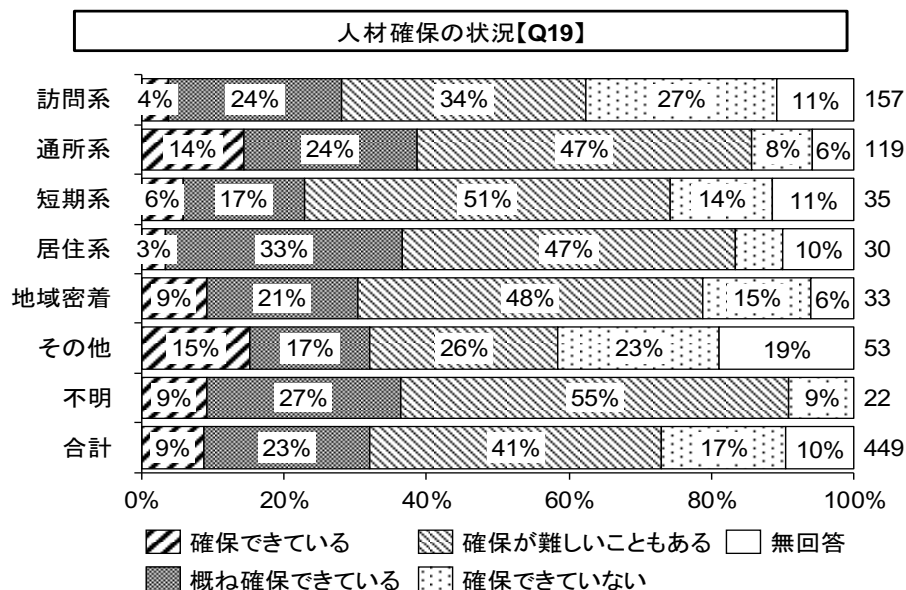
No	指標名
柱 11-I	人材が確保できている事業所の割合
柱 11-II	利用している介護保険サービスに満足している人の割合
柱 11-III	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合

(3) 注力する視点

医療と介護の連携に根差した人材育成を、体系的に行っていく取り組みや、仕組みが必要です。「あだち」の高齢者福祉フィールドで働くことの魅力を発信し、区の人材の確保策を体系的に示していくことが重要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

人材確保の状況は、区全体では 41%が「確保が難しいこともある」と回答しており、「確保できている」の回答は9%、「概ね確保できている」でも 23%と低くなっています。サービス別にみると、訪問系で 27%が確保できていないと回答しており、全国的な状況と同様に人材確保に窮しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 19

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑪-1	介護のしごと相談・面接会	継続	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
⑪-2	介護職員初任者・実務者研修助成	新規	区内介護サービス事業所等の人材確保と育成を図るため、事業所を通して行う介護職員初任者・実務者研修受講費を助成します。
⑪-3	ヘルパーフォローアップ研修会	継続	訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。
⑪-4	施設職員向け研修事業	継続	介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。
⑪-5	【再掲】 介護予防サポーターの育成	新規	P. 29 ⑧-14 を参照
⑪-6	医療・介護の資源の把握	新規	区内の医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の情報を定期的に調査し、インターネット上のシステムで公開することにより、医療・介護関係者や区民に情報提供を行います。
⑪-7	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑪-8	生活支援サポーター養成事業	新規	新しい介護サービスの担い手として、主に買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどを行う、足立区が認定する生活支援サポーターを養成します。
⑪-9	介護職員宿舎借り上げ支援事業	新規	介護人材の確保定着を図るとともに地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的として、区独自の補助事業として特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を運営する法人が介護職員のために借り上げる宿舎についての助成を行います。
⑪-10	介護支援専門員研修事業	継続	継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上を図ります。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【11 人材の確保・育成】

No	事業名	展開	事業概要
⑪-11	認知症介護基礎研修	継続	事業所に勤務する介護職員等に対し、認知症に係る基礎的研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。
⑪-12	認知症介護実践者研修	継続	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-13	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	継続	事業所に勤務する認知症実践リーダー研修修了者等に対し、フォローアップ研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-14	介護従事者永年勤続褒賞事業	継続	区内の介護サービス事業所に永年継続して勤務した専門職員を表彰します。

12 安定的な介護サービスの提供



(1) 目指すべき姿

在宅での生活ニーズにきめ細かく応えられるよう、区は介護保険における地域密着型サービスの普及に努めるとともに、高齢者にも分かりやすくサービスの内容等を伝えていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

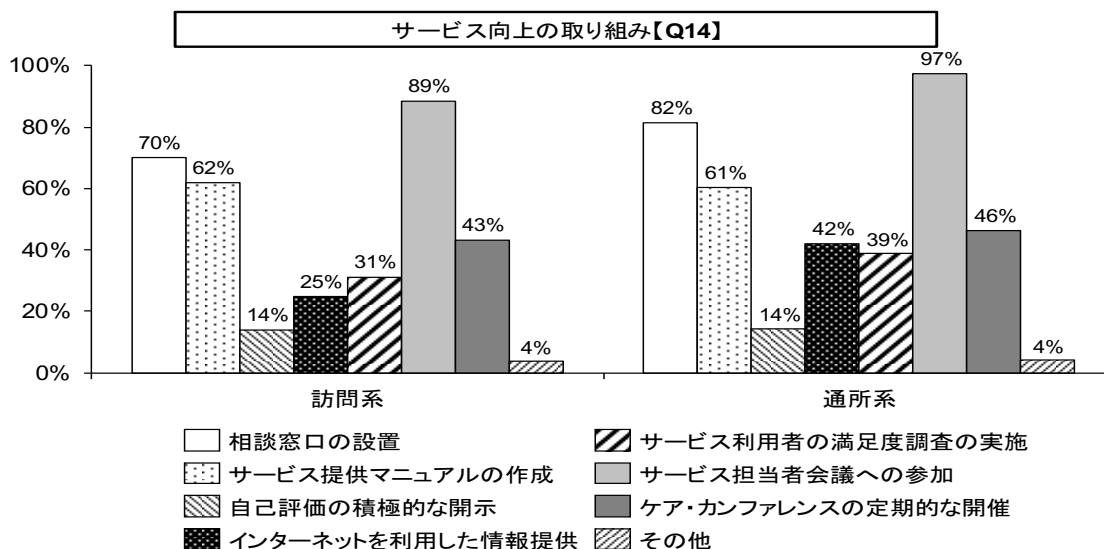
No	指標名
柱 12-I	サービスの今後の方針について「拡大予定」または「現状維持」と回答した在宅サービス事業所の割合
柱 12-II	人材が確保できている事業所の割合【再掲】
柱 12-III	利用している介護保険サービスに満足している人の割合【再掲】
柱 12-IV	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】

(3) 注力する視点

地域密着型サービスを含む介護サービスを安定的に提供するとともに、サービスの向上を図ります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

事業所数の多い訪問系および通所系について、サービス向上の取り組みを集計すると、「サービス担当者会議への参加」を9割前後、「相談窓口の設置」を7~8割、「サービス提供マニュアルの作成」を6割以上が実施している一方で、「利用者の満足度調査」については全体の約1/3しか実施していません。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 14

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑫-1	【再掲】介護のしごと 相談・面接会	継続	P. 38 ⑪-1 を参照
⑫-2	【再掲】ヘルパー フォローアップ研修会	継続	P. 38 ⑪-3 を参照
⑫-3	【再掲】 施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑪-4 を参照
⑫-4	【再掲】 医療・介護の資源の把握	継続	P. 38 ⑪-6 を参照
⑫-5	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑫-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑪-10 を参照
⑫-7	【再掲】 認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑪-11 を参照
⑫-8	【再掲】 認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑪-12 を参照
⑫-9	小規模多機能型居宅介護 事業所の整備	継続	認知症の方々を中心に、「通い」を中心として「訪問」 や「泊まり」を組み合わせた地域に密着した施設を整 備していきます。
⑫-10	認知症対応型共同生活介 護の整備	継続	地域に密着した施設として、生活圏域ごとの整備計画 を立て、整備していきます。
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の整備	継続	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連 携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を 行うサービスを整備していきます。
⑫-12	看護小規模多機能型居宅 介護（複合型サービス） の整備	継続	小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスを整 備していきます。

13 安心できる住まいの確保



(1) 目指すべき姿

高齢者の心身の状態が変化しても、区や専門機関は、住宅改修費の助成や住み替えにおける家主とのマッチング等により、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるよう支援します。また、区は有料老人ホームなどの居住系サービスの質の確保等に取り組んでいきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

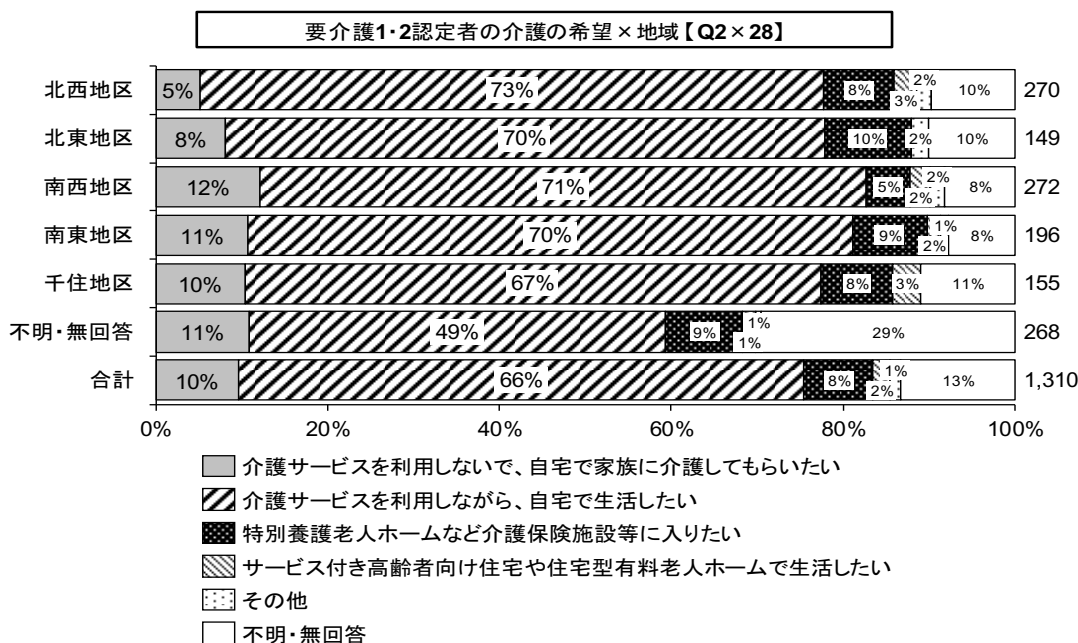
No	指標名
柱 13-I	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
柱 13-II	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録件数
柱 13-III	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合

(3) 注力する視点

高齢者の住まい確保の際の課題となっている保証人がいない、緊急連絡先がないなどの解決に向け、支援メニューの整備とあわせ、サポート体制の構築が必要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

要介護1・2の方の介護の希望については、区全体では「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が66%と一番高く、「特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたい」は8%と低くなっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問2, 問28

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑬-1	【再掲】 高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	P.26 ⑦-3を参照
⑬-2	【再掲】 高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	P.26 ⑦-4を参照
⑬-3	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホームを含む)の支援	継続	食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を支援します。
⑬-4	【再掲】 高齢者見守りサービス助成	新規	P.26 ⑦-1を参照
⑬-5	【再掲】 緊急通報システムの設置事業	継続	P.26 ⑦-2を参照
⑬-6	福祉サービス第三者評価受審支援事業	継続	都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者に経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行います。
⑬-7	【再掲】 認知症対応型共同生活介護の整備	継続	P.42 ⑫-10を参照
⑬-8	住宅改修支援事業(理由書作成)	継続	介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者に費用を助成します。
⑬-9	【再掲】 家具転倒防止器具取付工事等助成	継続	P.26 ⑦-8を参照
⑬-10	住宅改良助成事業	継続	高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や高齢者等との同居に伴う間取り変更に対し、工事費の一部を助成します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業
【13 安心できる住まいの確保】

No	事業名	展開	事業概要
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	継続	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。
⑬-12	【再掲】 高齢者の住まいに関する人材育成と窓口の充実	新規	P.26 ⑦-7 を参照
⑬-13	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	継続	高齢者の居住の安定と安心・安全を図るため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行います。
⑬-14	【再掲】 高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせんの推進	継続	P.26 ⑦-6 を参照

14 地域とのつながりの維持



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期では医療や介護などの専門機関による支援が中心ですが、地域の方々が本人や家族を気に掛け、つながりを保つことも大切なサポートです。区も高齢者やその家族を孤立させないための支援に取り組んでいきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

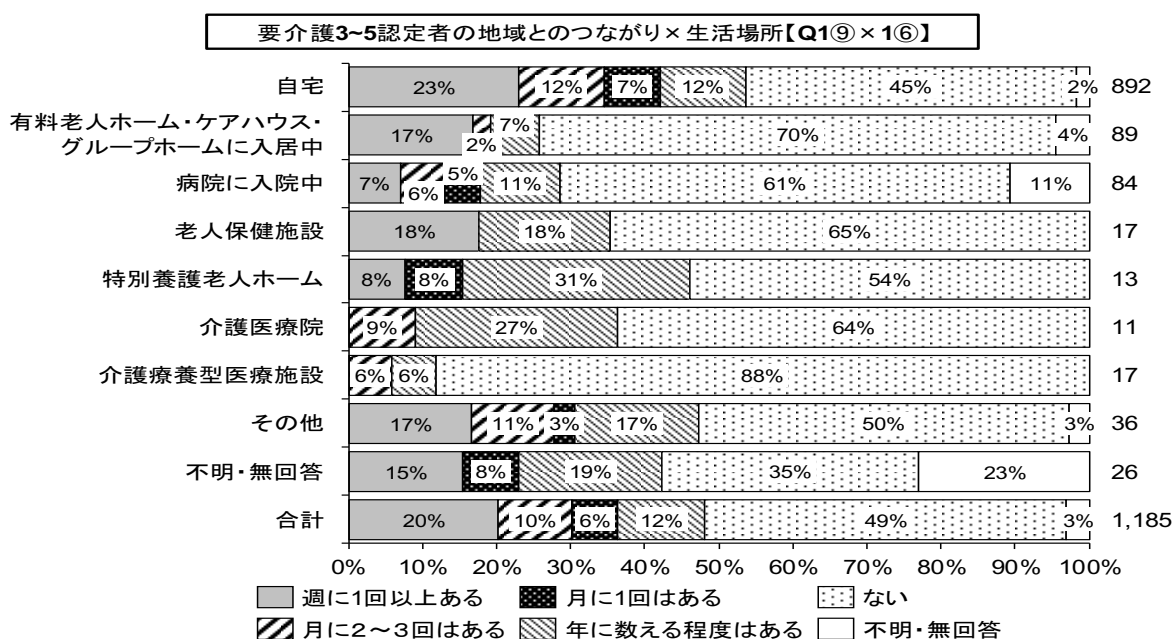
No	指標名
柱 14-I	自身が健康と感じる主介護者の割合（「とても健康」「まあ健康」の割合）
柱 14-II	地域とのつながりがある高齢者の割合
柱 14-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合【再掲】

(3) 注力する視点

自宅以外で暮らす高齢者が地域とつながりを保てるよう、病院や介護施設が地域ネットワークへ参加する仕組みの構築に努める必要があります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

地域とのつながりの頻度について、生活場所別にみると、自宅以外になると地域とのつながりの頻度が大きく減少しており、介護療養型医療施設では88%、有料老人ホーム・ケアハウス・グループホームに入居中では、70%が「ない」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨, 問1

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑭-1	【再掲】 町会・自治会との連携	継続	P. 12 ②-1 を参照
⑭-2	【再掲】 民生・児童委員との連携	継続	P. 12 ②-6 を参照
⑭-3	要介護高齢者家族会の支援事業	継続	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。
⑭-4	高齢者訪問理美容サービス事業	継続	ねたきりの高齢者に理髪・美容訪問サービスを提供します。
⑭-5	紙おむつの支給事業	継続	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。
⑭-6	【再掲】 地域包括支援センター家族介護者教室	継続	P. 29 ⑧-16 を参照
⑭-7	認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	継続	認知症高齢者を介護している家族が、外出をする時や休息が必要な時に家族にかわって見守りや話し相手を行う「やすらぎ支援員」を派遣することにより、介護家族の負担を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図ります。
⑭-8	【再掲】 認知症カフェ	継続	P. 33 ⑨-19 を参照

15 本人の意思に基づく専門的支援



(1) 目指すべき姿

中重度・終末期の高齢者の医療・介護ニーズは刻々と変化します。医療機関や介護事業者は、本人や介護家族等と意思疎通を密にし、本人等の意向を最大限尊重した治療や介護を行っていく必要があります。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱 15-I	成年後見制度利用者数
柱 15-II	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合

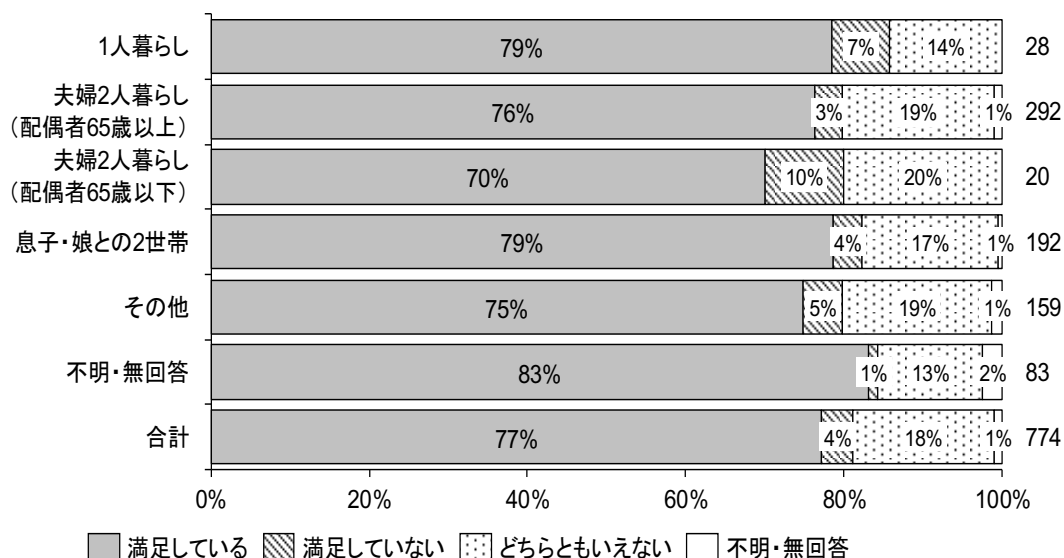
(3) 注力する視点

終末期へと向かう本人の意思を確認するツールや仕組みの周知と、その必要性の理解を広げる取り組みが必要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーに対する満足度は、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）では70%と最も低い水準となっています。

要介護3-5認定者のケアマネジャー満足度×家族構成×現在の住まい(自宅)【Q3×22】



出典：③要介護認定者実態調査 問3，問22-6

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑮-1	【再掲】 成年後見制度等利用支援 事業	継続	P. 32 ⑨-9 を参照
⑮-2	【再掲】 成年後見制度推進機関の 運営	継続	P. 32 ⑨-11 を参照
⑮-3	【再掲】 権利擁護センターあだち の運営	継続	P. 18 ④-6 を参照

16 看取りを視野に入れた対応の推進

予防・生活支援 医療・介護 住まい



(1) 目指すべき姿

専門機関は、在宅療養に対応できる医師、看護師や、医療ニーズの高い高齢者の介護、看取り段階のケアを適切にできる医療・介護人材を育成するとともに、区は専門機関同士の連携を促進することや、看取りに取り組む体制の支援を行なっていきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

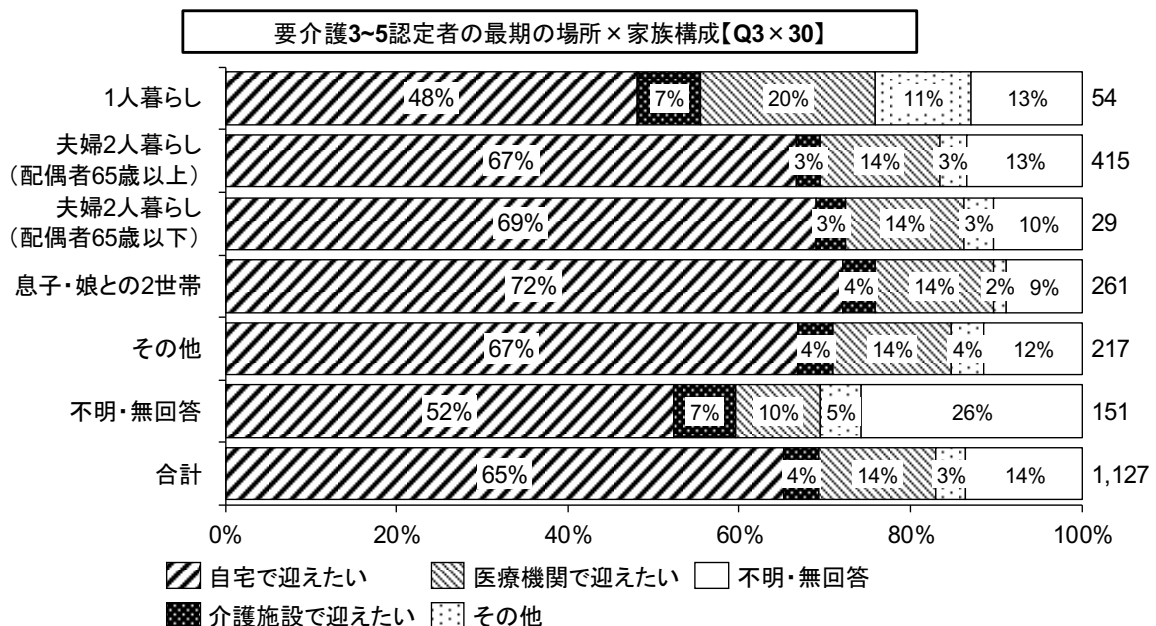
No	指標名
柱 16-I	看取りの相談に対応する体制がある事業者の割合
柱 16-II	看取りを実施している施設の割合

(3) 注力する視点

容体の急変などに対応した医療と介護の連携に向けて、個々の支援チームのネットワーク強化や、情報共有の仕組みを構築する必要があります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

最期の場所として、65%が「自宅で迎えたい」と回答しています。家族構成別では、1人暮らし高齢者は自宅以外を希望する割合が高く、20%が「医療機関で迎えたい」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問3, 問30

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑩-1	【再掲】 ヘルパーフォローアップ 研修会	継続	P. 38 ⑩-3 を参照
⑩-2	【再掲】 施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑩-4 を参照
⑩-3	【再掲】 医療・介護の資源の把握	継続	P. 38 ⑩-6 を参照
⑩-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑩-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 36 ⑩-6 を参照
⑩-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 36 ⑩-7 を参照
⑩-7	【再掲】 介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑩-10 を参照
⑩-8	【再掲】 認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑩-11 を参照
⑩-9	【再掲】 認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑩-12 を参照

17 支援の質を高める連携の強化



(1) 目指すべき姿

この時期の高齢者を支える中心は、医療や介護の専門機関です。区も専門機関と協力し、在宅療養や介護サービスなどの連携を強めるモデル事業を実施するとともに、サービスの根幹である介護保険制度の安定的な運営を堅持していきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

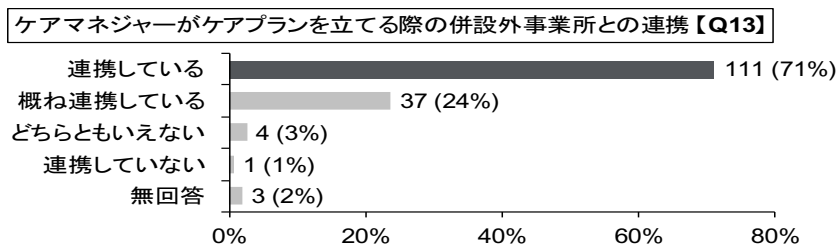
No	指標名
柱 17-I	医療機関との連携が強化されていると回答した居宅介護支援事業者の割合

(3) 注力する視点

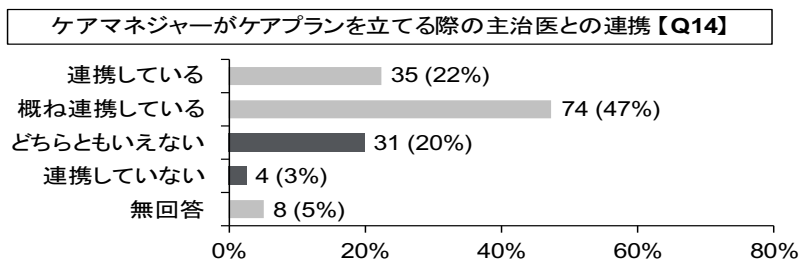
支援チームで共有が必要な個人情報の取り扱いルールや範囲について明確化し、質の高いケアが提供できる基盤の構築が必要です。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアプランを立てる際の事業所間の連携については、71%で実施されていますが、主治医とは「連携していない」が3%、「どちらともいえない」が20%となっており、事業者間の連携と比較すると主治医との連携には課題があるものと考えられます。



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 13



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 14

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑰-1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	継続	福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会を設置しています。
⑰-2	地域包括支援センターの機能強化	継続	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。
⑰-3	地域包括支援センターの評価	継続	地域包括支援センターの事業や運営体制を評価し、区と地域包括支援センターで、結果の要因や背景を分析・共有し、事業の質の向上及び業務改善を図ります。
⑰-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑰-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 36 ⑩-6 を参照
⑰-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 36 ⑩-7 を参照
⑰-7	【再掲】 福祉サービス第三者評価 受審支援事業	継続	P. 44 ⑬-6 を参照

18 施設ニーズにも対応した住環境の確保



(1) 目指すべき姿

人生の最期を迎えるにあたっては、本人や介護者家族等、誰もが不安を抱えることとなります。区は、住み続けられる家や安心できる質の高い介護施設を提供することで、住まいに関する不安や焦り・負担感を軽減し、最後まで穏やかな日々を過ごせるよう取り組んでいきます。

(2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

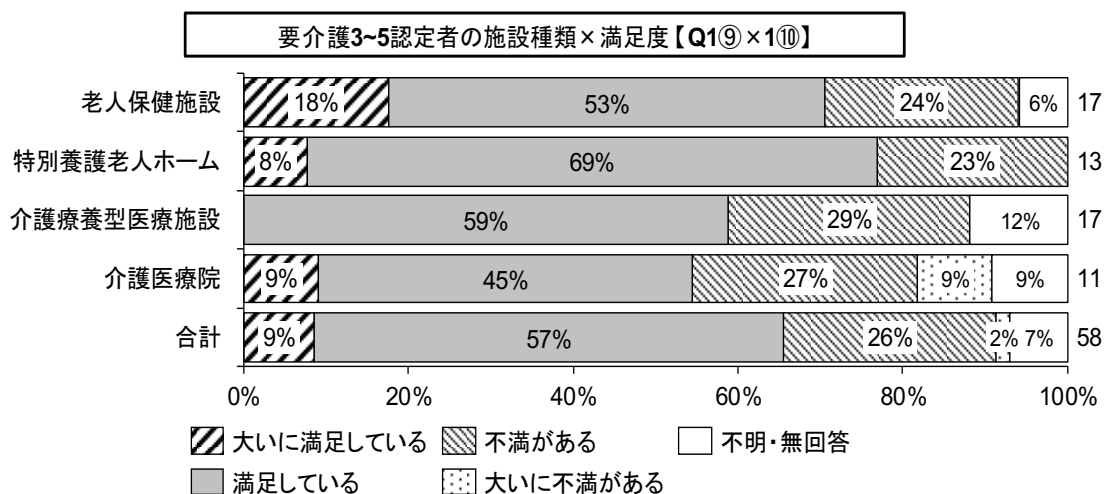
No	指標名
柱 18-I	入所している老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホームに満足している高齢者の割合
柱 18-II	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合【再掲】

(3) 注力する視点

施設ニーズを正確に把握し、安定的に施設の供給が可能となるよう中長期的な計画に基づき、整備していく必要があります。

(4) 関連する高齢者等実態調査の結果

施設利用者の満足度は、特別養護老人ホームで「大いに満足している」と「満足している」を合わせて77%と最も高く、次いで老人保健施設で71%、介護療養型医療施設59%となっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨，問1⑩

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑱-1	【再掲】 施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑩-4 を参照
⑱-2	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑱-3	【再掲】 福祉サービス第三者評価受審支援事業	継続	P. 44 ⑬-6 を参照
⑱-4	特別養護老人ホームの整備	継続	入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。
⑱-5	介護療養型医療施設・介護医療院の整備	継続	療養型からの転換を含め、介護医療院の整備を支援します。また、整備する法人に対し施設整備費等の補助を行います。
⑱-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑩-10 を参照
⑱-7	【再掲】 認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑩-11 を参照
⑱-8	【再掲】 認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑩-12 を参照

第5章 第8期介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状と推計

(1) 被保険者数の現状と推計

① 被保険者数の現状

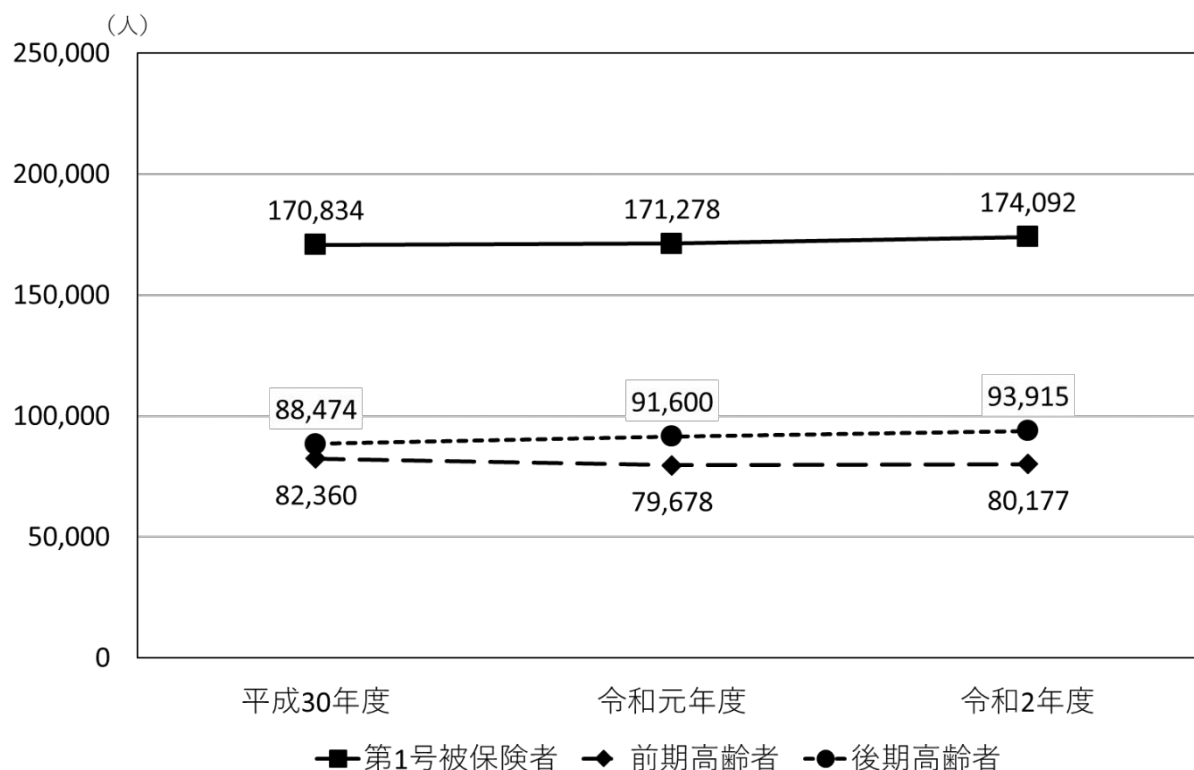
(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,834	171,400	171,278	172,499	174,092	173,095
65～74歳の 前期高齢者	82,360	83,585	79,678	81,238	80,177	79,729
75歳以上の 後期高齢者	88,474	87,815	91,600	91,261	93,915	93,366
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	238,472	237,332	240,485	239,561	244,383	241,690

出典：足立区住民基本台帳（各年10月1日現在）（平成30年・令和元年）

足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）

【令和2年見込値=令和2年推計(1月1日)+9/12*（令和3年推計(1月1日)-令和2年推計(1月1日)）】



第1号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度170,834人、令和元年度171,278人）にあります。前期高齢者数は減少傾向（平成30年度82,360人、令和元年度79,678人）にあります。計画値と比較すると、前期高齢者数は減少傾向が大きく、後期高齢者数は増加傾向が大きくなっています。

第2号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度238,472人、令和元年度240,485人）にあります。

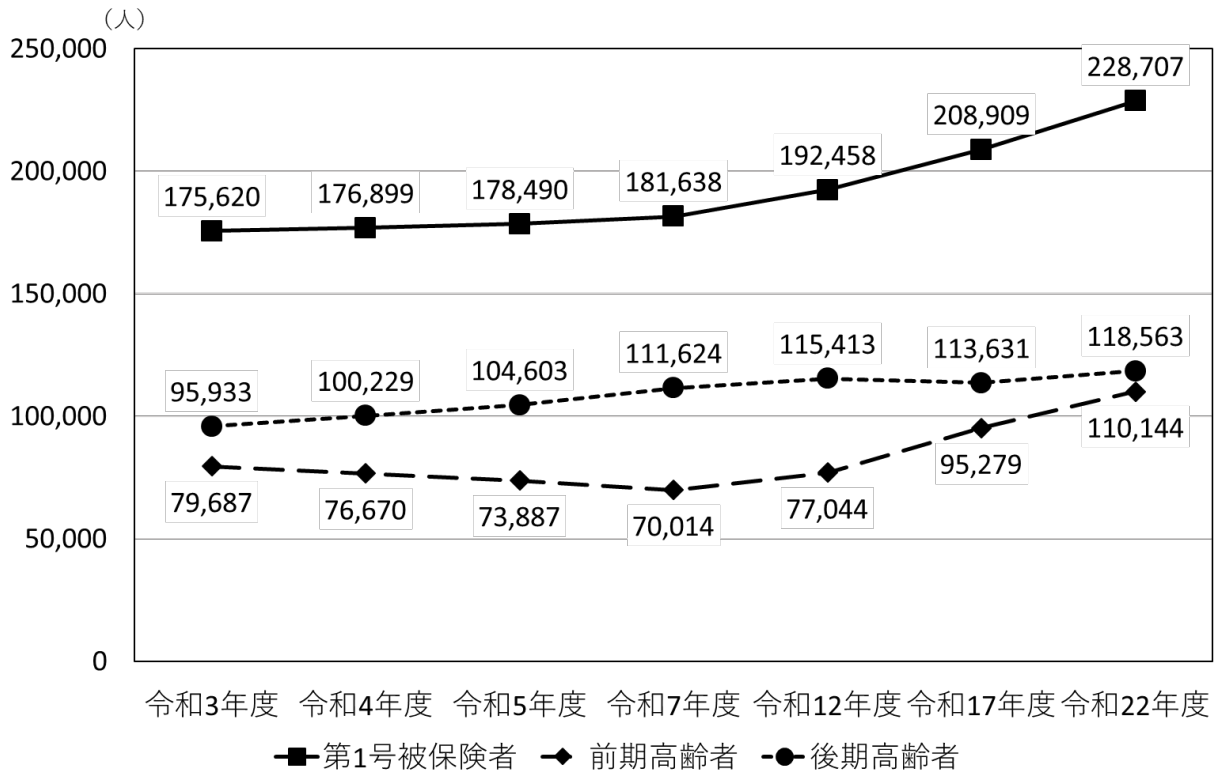
② 被保険者数の推計

(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	175,620	176,899	178,490	181,638	192,458	208,909	228,707
65～74歳の 前期高齢者	79,687	76,670	73,887	70,014	77,044	95,279	110,144
75歳以上の 後期高齢者	95,933	100,229	104,603	111,624	115,413	113,631	118,563
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	247,330	250,315	252,800	257,076	258,789	253,351	237,541

出典：足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）から10月1日データに補正

【令和〇年(10月1日) = 令和〇年推計(1月1日) + 9/12 * (令和〇+1年推計(1月1日) - 令和〇年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、今後も増加する見込み（令和3年度175,620人、令和4年度176,899人、令和5年度178,490人）ですが、前期高齢者の人数は減少傾向（令和3年度79,687人、令和4年度76,670人、令和5年度73,887人）となる見込みで、特に令和5年度に前期高齢者が大きく減少し、後期高齢者が急増する（令和4年度100,229人、令和5年度104,603人）見込みです。

この構成比の変化は、令和5年度以降団塊の世代が後期高齢者に達するために見込まれているもので、令和7年度にかけて変化が著しくなっています。

(2) 要介護認定者数の現状と推計

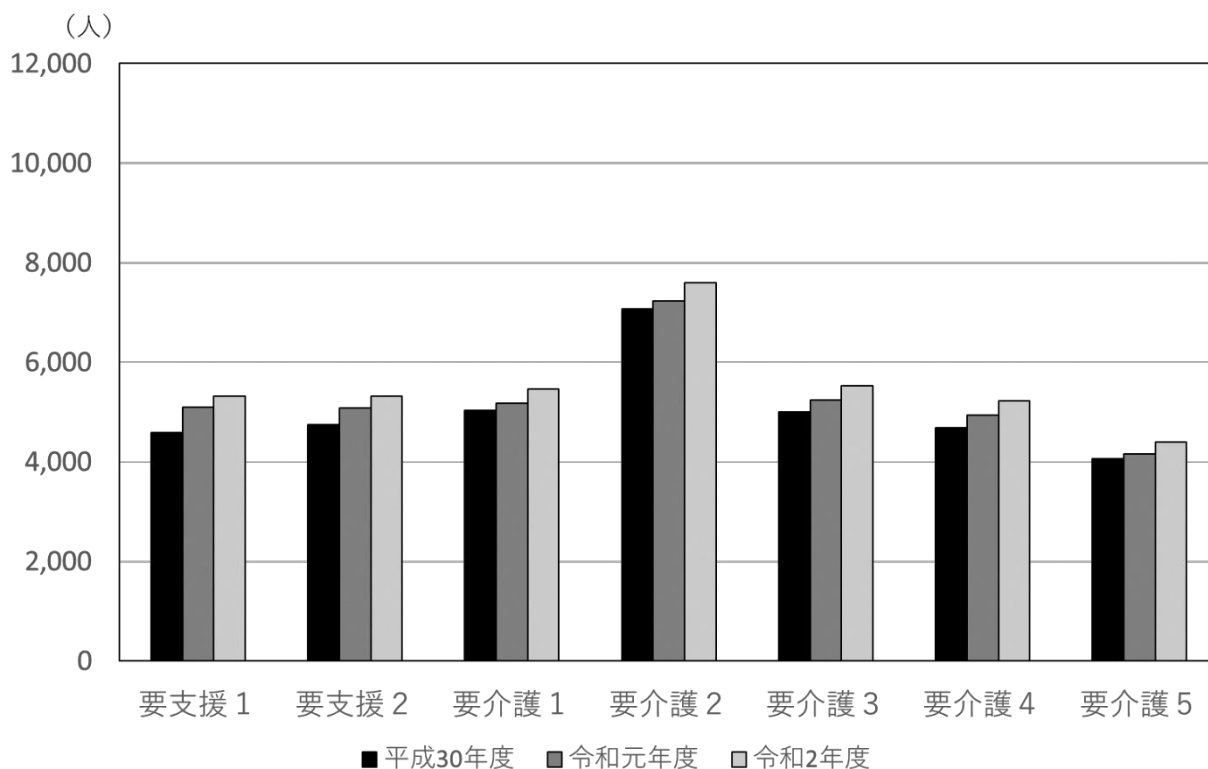
① 要介護認定者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,343	9,433	10,176	9,763	10,644	10,049
要支援1	4,593	4,775	5,098	4,935	5,326	5,069
要支援2	4,750	4,658	5,078	4,828	5,318	4,980
要介護認定者	25,856	26,002	26,737	27,161	28,225	28,257
要介護1	5,031	5,204	5,175	5,417	5,462	5,608
要介護2	7,074	6,890	7,226	7,179	7,604	7,449
要介護3	4,995	4,889	5,234	5,115	5,529	5,331
要介護4	4,686	4,804	4,938	5,038	5,228	5,266
要介護5	4,070	4,215	4,164	4,412	4,402	4,603
合計	35,199	35,435	36,913	36,924	38,869	38,306

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は、令和元年度の性・年齢階級・要介護度別認定率を被保険者数の見込値に掛けたもの】



要支援認定者については、増加傾向（平成30年度9,343人、令和元年度10,176人）にあり、計画を上回るペースで増加しています。

要介護1（平成30年度5,031人、令和元年度5,175人）及び要介護5（平成30年度4,070人、令和元年度4,164人）は、微増にとどまり、計画値を下回り乖離が大きくなっています。一方で、要介護2（平成30年度7,074人、令和元年度7,226人）及び要介護3（平成30年度4,995人、令和元年度5,234人）は、計画を上回っています。

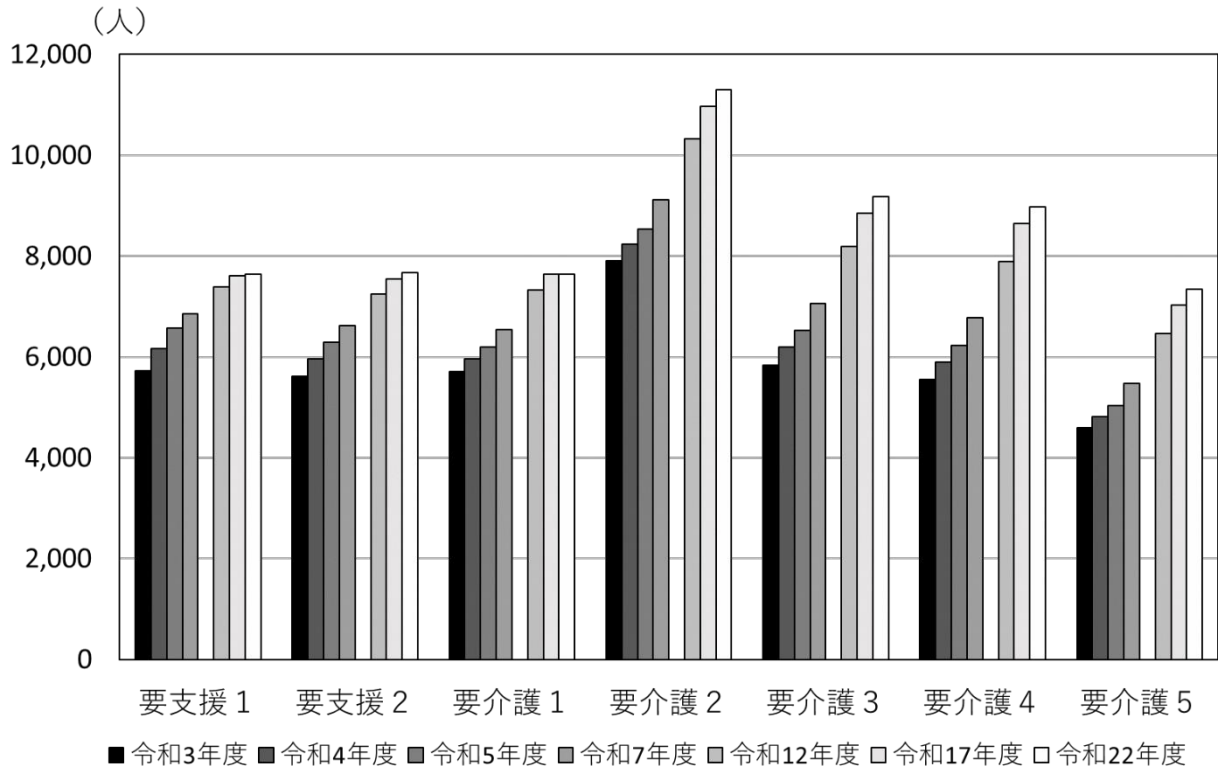
② 要介護認定者数の推計

(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援認定者	11,346	12,121	12,867	13,478	14,646	15,155	15,315
要支援1	5,724	6,161	6,581	6,859	7,395	7,614	7,643
要支援2	5,622	5,960	6,286	6,619	7,251	7,541	7,672
要介護認定者	29,605	31,122	32,530	34,970	40,202	43,134	44,450
要介護1	5,707	5,969	6,195	6,544	7,328	7,646	7,637
要介護2	7,904	8,234	8,538	9,113	10,323	10,964	11,307
要介護3	5,846	6,195	6,530	7,060	8,195	8,852	9,183
要介護4	5,547	5,901	6,232	6,774	7,897	8,642	8,972
要介護5	4,601	4,823	5,035	5,479	6,459	7,030	7,351
合計	40,951	43,243	45,397	48,448	54,848	58,289	59,765
認定率*	22.8%	23.9%	24.9%	26.2%	28.0%	27.5%	25.8%

算出方法：被保険者数の推計値に性・年齢階級・要介護度別の認定率を掛けて算出

性・年齢階級・要介護度別の認定率は、令和元年の実績値をベースとして、令和3～5年の間は、伸び率を反映したもの（伸び率は、平成30年実績、令和元年実績から算出）



要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴って増加する見込み（令和3年度40,951人、令和4年度43,243人、令和5年度45,397人）です。他の要介護度に比べ、要介護5は増加傾向が緩やか（令和3年度4,601人、令和4年度4,823人、令和5年度5,035人）と見込んでいます。

(3) サービス利用者数の現状と推計

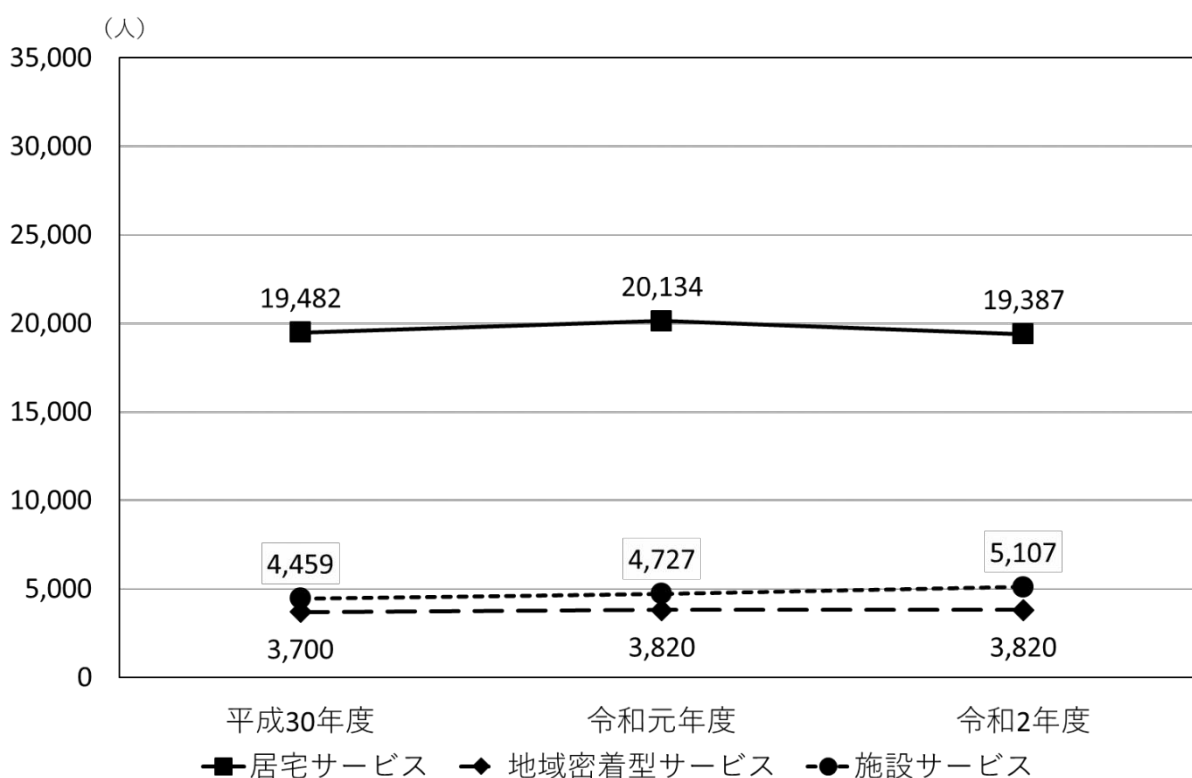
① 介護サービス利用者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
居宅サービス	19,482	20,134	19,387
地域密着型サービス	3,700	3,820	3,820
施設サービス	4,459	4,727	5,107
合計	27,641	28,681	28,314

出典：介護保険事業状況報告（月報）（平成30年度、令和元年度10月）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】



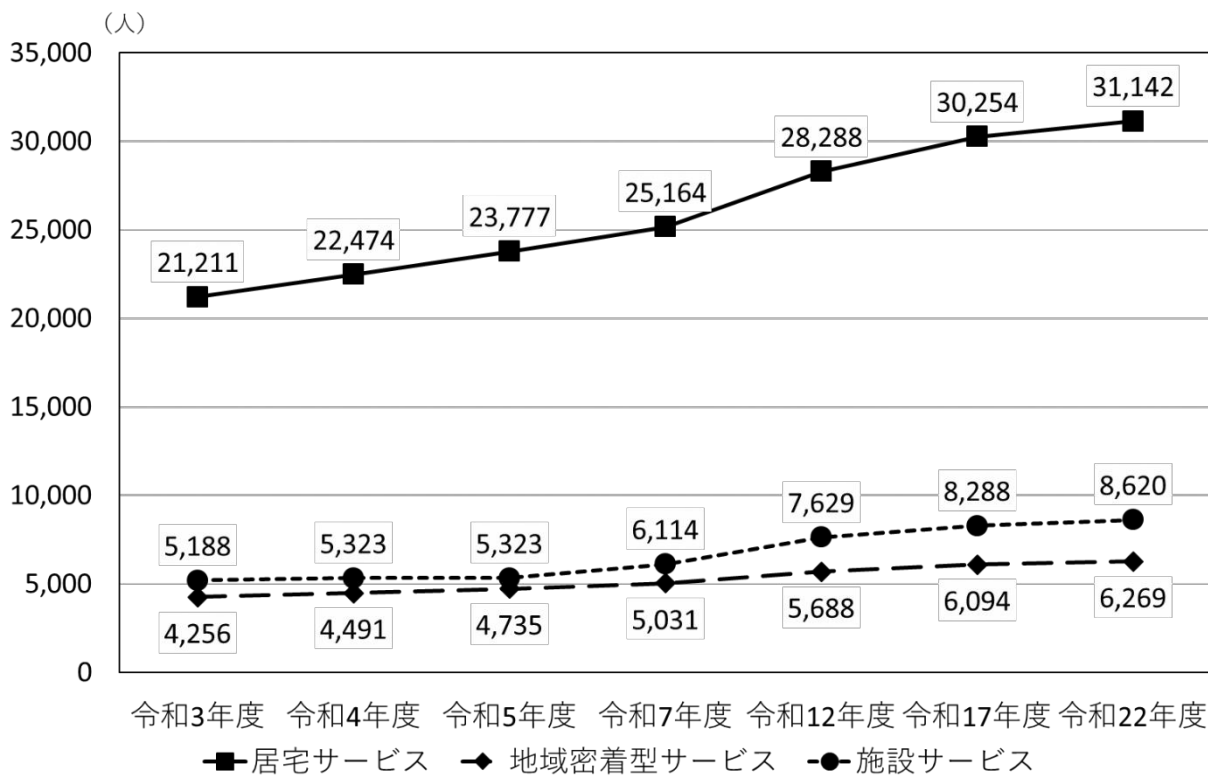
介護サービス利用者数は、平成30年度には27,641人でしたが、令和2年度には28,314人と、2.4%の伸びを見込んでいます。

介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。なお、地域密着型サービスは、平成30年度は3,700人でしたが、令和2年度には3,820人、3.2%の伸びを見込んでいます。

② 介護サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	21,211	22,474	23,777	25,164	28,288	30,254	31,142
地域密着型サービス	4,256	4,491	4,735	5,031	5,688	6,094	6,269
施設サービス	5,188	5,323	5,323	6,114	7,629	8,288	8,620
合計	30,655	32,288	33,835	36,309	41,605	44,636	46,031



利用者は、令和3年度の30,655人が令和5年度には33,835人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者は、令和3年度の21,211人が令和5年度の23,777人に、地域密着型サービス利用者は、令和3年度の4,256人が令和5年度の4,735人に、施設サービス利用者は、令和3年度の5,188人が令和5年度の5,323人に、それぞれ増加すると推測されます。

(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

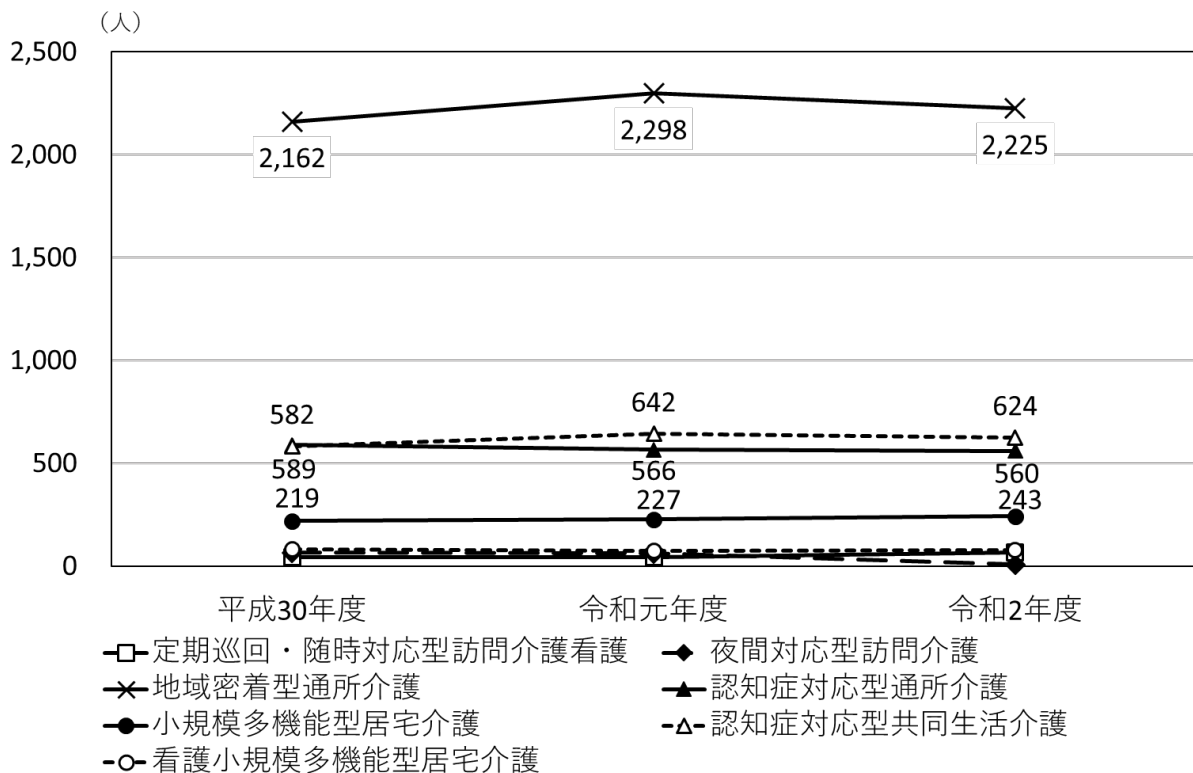
① 地域密着型サービスの現状 (利用者数)

(単位:人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45	44	65
夜間対応型訪問介護	65	61	7
地域密着型通所介護	2,162	2,298	2,225
認知症対応型通所介護	589	566	560
小規模多機能型居宅介護	219	227	243
認知症対応型共同生活介護	582	642	624
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	83	75	77

出典：介護保険事業状況報告（月報）（平成30年度、令和元年度10月）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】



地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、平成30年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和元年度には、認知症対応型共同生活介護が認知症対応型通所介護を上回っており、令和2年度も同様と見込んでいます。

② 地域密着型サービス計画値(施設数)

() 内は対前年度からの増数

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	7(1)	8(1)	9(1)	3
夜間対応型訪問介護	1	1(0)	1(0)	1(0)	0
地域密着型通所介護	92	92(0)	92(0)	92(0)	0
認知症対応型通所介護	26	27(1)	27(0)	27(0)	1
小規模多機能型居宅介護	14	15(1)	16(1)	17(1)	3
認知症対応型共同生活介護	36	36(0)	37(1)	38(1)	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
看護小規模多機能型居宅介護	4	4(0)	5(1)	6(1)	2

地域密着型サービスの施設数は、令和5年度に向けて、小規模多機能型居宅介護で3施設（計17施設）、認知症対応型共同生活介護で2施設（計38施設）、認知症対応型通所介護で1施設（計27施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で3施設（計9施設）、看護小規模多機能居宅介護で2施設（計6施設）の増加を見込んでいます。

地域偏在にも配慮しながら整備を進めます。

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり連絡のあった家庭を訪問して、介護や療養上の世話などを行う。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、通報により訪問して介護などを行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつ等の介護や身の回りの世話などを受ける。
小規模多機能型居宅介護	身近な地域のサービス拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを提供する。

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

① 施設定員の年次別実績

(上段：施設総定員数、下段：整備数)(単位：人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,583	2,813	2,813
	0	230	0
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	130
	0	0	0
介護医療院	0	24	24
	0	24	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	650	650
	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	41	125	125
	0	84	0

施設定員の年次別実績をみると、令和元年度は、介護老人福祉施設で230床、介護医療院で24床、特定施設入居者生活介護で84床増加しています。令和2年度では、どの施設も増床・新設は見込まれていません。

② 施設定員の年次別推計

(上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数)(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,903	3,053	3,183
	90	150	130
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	0
	0	0	0
介護医療院	24	24	154
	0	0	130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	668	686
	0	18	18
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院への移行を予定

第8期計画期間中に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は上記のとおり、開設を見込んでいます。令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針により、中長期的な整備を進めていきます(予定)。

なお、特定施設入居者生活介護については、区内全域で新規整備を見込んでいません。

(6) 給付額の現状と推計

① 給付額の現状

(単位：千円)

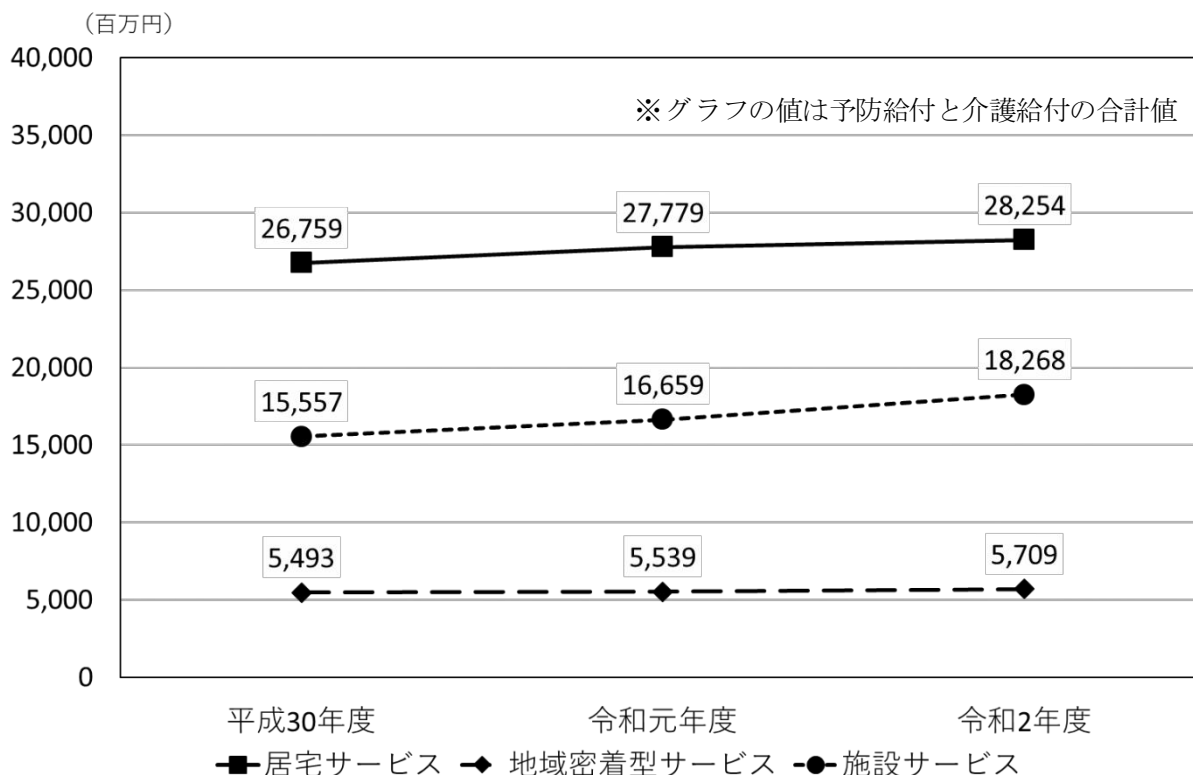
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	724,569	837,115	750,869	930,852	755,118	1,030,940
居宅サービス	706,571	810,073	739,238	901,496	739,762	998,007
地域密着型サービス	17,994	27,042	11,631	29,356	15,357	32,933
介護給付	47,084,362	49,559,384	49,225,919	52,288,379	51,476,168	55,777,618
居宅サービス	26,052,271	27,360,990	27,039,697	29,071,598	27,513,805	31,980,076
地域密着型サービス	5,474,788	5,863,155	5,527,237	6,329,149	5,693,897	6,770,845
施設サービス	15,557,304	16,335,239	16,658,985	16,887,632	18,268,466	17,026,697
合計	47,808,932	50,396,499	49,976,788	53,219,231	52,231,287	56,808,558

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】

*：平成30年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり



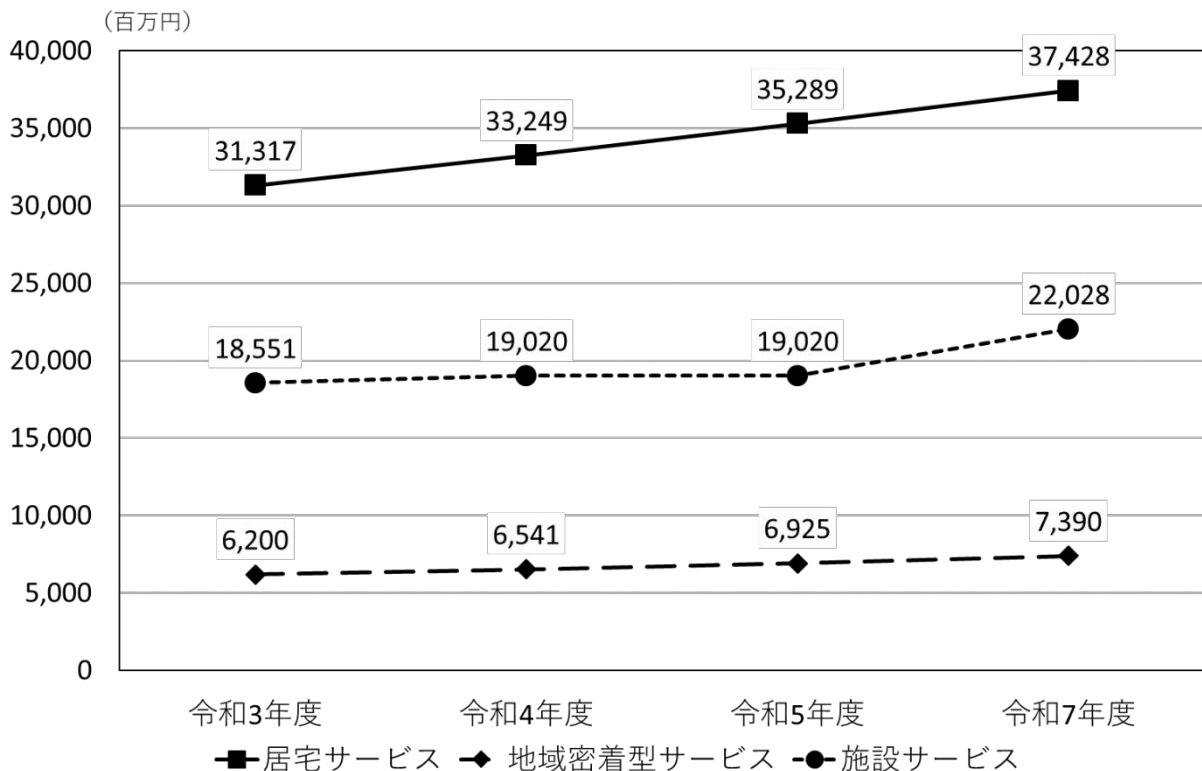
給付総額は増加傾向（平成30年度47,809百万円、令和元年度49,977百万円）にありますが、毎年25～30億円ほど計画値を下回っています。特に、居宅サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きくなっており、平成30年度に約13億円、令和元年に約20億円計画を下回っています。また、地域密着型サービスも、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護などが計画ほど給付額が伸びておらず、平成30年度に約4億円、令和元年に約8億円計画を下回っています。

② 給付額の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	890,613	941,174	993,588	1,043,114
居宅サービス	866,811	916,599	967,215	1,015,217
地域密着型サービス	23,802	24,575	26,373	27,897
介護給付	55,176,651	57,869,247	60,240,534	65,803,331
居宅サービス	30,450,374	32,332,015	34,321,696	36,413,029
地域密着型サービス	6,175,772	6,516,746	6,898,352	7,362,411
施設サービス	18,550,505	19,020,486	19,020,486	22,027,891
合計	56,067,264	58,810,421	61,234,122	66,846,445

※グラフの値は予防給付と介護給付の合計値



給付総額は増加傾向（令和3年度 56,067 百万円、令和4年度 58,810 百万円、令和5年度 61,234 百万円）を見込んでおり、毎年25億円ほど増加することを見込んでいます。

特に、要介護の居宅サービスで増加が大きく伸びることを見込んでおり（令和3年度 30,450 百万円、令和4年度 32,332 百万円、令和5年度 34,322 百万円）、在宅での介護を支援する体制づくりが進むことを見込んでいます。

(7) 地域支援事業等の現状と推計

① 地域支援事業の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域支援事業費	2,321,607	2,310,944	2,951,708
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,414,329	1,404,062	1,781,735
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）・任意事業費	832,193	830,273	1,059,894
包括的支援事業 （社会保障充実）	75,085	76,609	110,079

*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問型サービス	事業費	409,405	387,906	489,418
	利用者数	2,719	1,867	2,054
通所型サービス	事業費	685,713	696,505	866,616
	利用者数	3,519	2,456	2,702

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と言う。）の推移を見ると、サービス利用者数は、訪問型サービス・通所型サービスともに、令和2年度は令和元年度と比べて1.1倍となる見込みです。

総合事業費では、訪問型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて約1.3倍、通所型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて1.2倍と見込んでいます。

② 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	2,952,430	3,069,445	3,185,116	3,294,271
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,772,192	1,880,608	1,985,588	2,073,586
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	1,069,193	1,076,984	1,086,669	1,105,834
包括的支援事業（社会保障充実）	111,045	111,854	112,860	114,850

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス	事業費	484,039	517,054	548,897	574,936
	利用者数	2,498	2,668	2,833	2,967
通所型サービス	事業費	845,962	903,663	959,315	1,004,824
	利用者数	3,264	3,487	3,701	3,877

介護保険財政でまかなわれる事業には、介護保険給付のほかに、地域支援事業があります。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する事業です。

地域支援事業費は、令和3年度の2,952,430千円が令和5年度には3,185,116千円に増加すると推測されます。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、令和3年度の1,772,192千円が令和5年度には1,985,588千円に増加すると推測されます。

包括的支援事業・任意事業費（社会保障充実分を含む。）は、令和3年度の1,180,238千円が令和5年度には1,199,529千円に増加すると推測されます。

【その他費用の推計】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	2,291,619	2,404,598	2,509,498	2,681,906
高額介護サービス費等給付額	1,743,375	1,829,325	1,909,129	2,040,290
高額医療合算介護サービス費等給付額	256,396	269,037	280,774	300,064
算定対象審査支払手数料	59,543	62,492	65,212	69,694

2 介護保険制度の主な改正点

(1) 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ

自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて、変更することが予定されています。

区分	自己負担限度額
年収約 383 万円以上 770 万円未満	(変更なし) 44,400 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	44,400 円⇒93,000 円
年収約 1,160 万円以上	44,400 円⇒140,100 円

(2) 負担限度額認定

① 資産要件の基準額の見直し

現在、預貯金等一律 1,000 万円以下が、補足給付の対象でありましたが、以下のように変更が予定されています。

区分	預貯金等
第1段階 (生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税)	(変更なし) 1,000 万円以下
第2段階 (住民税非課税で年金収入等が 80 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒650 万円以下
第3段階① (住民税非課税で年金収入等が 80 万円超 120 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒550 万円以下
第3段階② (住民税非課税で年金収入等が 120 万円超)	1,000 万円以下 ⇒500 万円以下

② ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し

食費について、第2・第3段階で日額及び月額限度額が引き上げられます。

区分	ショートステイ	施設入所
第1段階	(変更なし) 日額 300 円	(変更なし) 月額 9,000 円
第2段階	日額 390 円⇒日額 600 円	(変更なし) 月額 12,000 円
第3段階①	日額 650 円⇒日額 1,000 円	(変更なし) 月額 20,000 円
第3段階②	日額 650 円⇒日額 1,300 円	月額 20,000 円⇒月額 42,000 円

(3) 認定期間の延長

現在、要介護認定の更新認定に関しては、有効期間の上限は 36 か月とされていますが、令和 3 年 4 月以降は、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者については、有効期間の上限が 48 か月に延長されることが予定されています。

3 介護保険料の算出

① 高齢者人口（第1号保険者数）（及び第2号被保険者数）の推計



高齢者人口
令和3年度 175,620人 令和4年度 176,899人 令和5年度 178,490人

② 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数
令和3年度 40,951人 令和4年度 43,243人 令和5年度 45,397人

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計
標準給付費見込額＝総給付費＋その他費用
総事業費＝標準給付費見込額＋地域支援事業費



総事業費
令和3年度 634億円 令和4年度 664億円 令和5年度 692億円

④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から、準備基金取崩額を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left[\left(\frac{\text{3年間の総事業費}}{\text{第1号被保険者負担分}} \times \frac{\text{第1号被保険者負担分}}{\text{（％）}} \right) - \frac{\text{準備基金取崩額}}{\text{（％）}} \right] \times \frac{\text{保険料収納率}}{\text{（％）}} \div \frac{\text{弾力化第1号被保険者数}}{\text{延人数（3年）}}$$

- ・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ・ 所得段階別の保険料率 14段階、2.7 ⇒ 17段階、4.5

第7期保険料基準額 6,580円

⇒ 第8期保険料基準額（案） 約7,070円～約7,270円

給付費等の推計結果から、保険料を暫定的に算出しています。

保険料は現在検討中であり、変更となる場合があります。

今後の介護報酬改定の影響は勘案しておりません。

74 ページに掲載の所得段階別の保険料率を前提に算出していますが、保険料率については、今後変更となる可能性があります。

【3 介護保険料の算出】

【第7期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	0.7%
第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	0.5%
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	0.8%
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	0.9%
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	2.2%
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	6.8%
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.21	11.7%
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	単身世帯の場合、収入が150万円以下、預貯金が350万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.50	
第3段階 特例軽減C	単身世帯の場合、収入、預貯金がともに80万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	単身世帯の場合、収入が150万円以下、預貯金が350万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	23.9%

【第 8 期所得段階別介護保険料及び保険料率(案)】

※保険料率は第 5 段階が基準額です。

※介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合があります。

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第 17 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以上	4.50	0.3%
第 16 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2, 0 0 0 万円以上 2, 5 0 0 万円未満	4.00	0.1%
第 15 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1, 5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	3.50	0.2%
第 14 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1, 2 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満	3.00	0.2%
第 13 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 9 0 0 万円以上 1, 2 0 0 万円未満	2.50	0.4%
第 12 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 7 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	2.00	0.5%
第 11 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	1.80	1.1%
第 10 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	1.60	2.0%
第 9 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1.45	3.0%
第 8 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1.40	6.8%
第 7 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1 2 0 万円以上 2 0 0 万円未満	1.21	11.7%
第 6 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1 2 0 万円未満	1.08	12.1%
第 5 段階 (基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第 4 段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	0.87	12.1%
第 3 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	7.9%
第 3 段階 特例軽減 B	単身世帯の場合、収入が 1 5 0 万円以下、預貯金が 3 5 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.50	
第 3 段階 特例軽減 C	単身世帯の場合、収入、預貯金がともに 8 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.30	
第 2 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 1 2 0 万円以下	0.50	8.1%
第 2 段階 特例軽減 B	単身世帯の場合、収入が 1 5 0 万円以下、預貯金が 3 5 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.30	
第 1 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 8 0 万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	23.9%

【3 介護保険料の算出】

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画公聴会及びパブリックコメントについて																																																				
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																																				
内容	<p>高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(中間報告)公聴会等の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公聴会実施結果</p> <p>(1) 日程・参加者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>開催日</th> <th>曜日</th> <th>時間</th> <th>会場</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>10月17日</td> <td>土</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>生涯学習センター(千住)</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10月20日</td> <td>火</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>梅田地域学習センター</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10月22日</td> <td>木</td> <td>午後7時～8時30分</td> <td>勤労福祉会館(綾瀬)</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>10月25日</td> <td>日</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>江北地域学習センター</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10月27日</td> <td>火</td> <td>午後7時～8時30分</td> <td>保塚地域学習センター</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10月28日</td> <td>水</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>竹の塚地域学習センター</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合計(6回実施)</td> <td>122人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》平成29年度公聴会実施結果 5回開催、参加人数45人</p> <p>(2) 主な意見・要望等</p> <p>ア 介護保険料を値上げしないでほしい。</p> <p>イ 国の負担をもっと増やすよう要望してほしい。</p> <p>ウ 新型コロナで苦慮している介護事業者を支援してほしい。</p> <p>エ 特養の入所が必要な高齢者を今すぐどうにかしてほしい。</p> <p>オ 地域包括支援センターが多忙なようだが、本来の活動ができるようにしてほしい。</p> <p>カ 元気なうちに素人にも出来る介護の知識を普及してほしい。</p> <p>2 町会・自治会連合会への説明会</p> <p>25の地区町会・自治会連合会に対し、現在要望があった1か所で説明会を実施(参加人数 8名)。資料のみ請求があった10か所に資料186部を配布した。</p>					No	開催日	曜日	時間	会場	参加者	1	10月17日	土	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人	2	10月20日	火	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人	3	10月22日	木	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人	4	10月25日	日	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人	5	10月27日	火	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人	6	10月28日	水	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人	合計(6回実施)					122人
No	開催日	曜日	時間	会場	参加者																																																
1	10月17日	土	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人																																																
2	10月20日	火	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人																																																
3	10月22日	木	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人																																																
4	10月25日	日	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人																																																
5	10月27日	火	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人																																																
6	10月28日	水	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人																																																
合計(6回実施)					122人																																																

3 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間

令和2年10月16日(金)から11月16日(月)まで

(2) 実施結果、意見・要望等

提出件数440件(個人438名、法人2)。

意見・要望等の内訳やパブリックコメントに対する区の考え方は、令和3年2月3日(水)の介護保険・障がい福祉専門部会、令和3年2月12日(金)の足立区地域保健福祉推進協議会で報告予定。

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に伴う中間報告について												
所管部課	福祉部 障がい福祉課、衛生部 中央本町地域・保健総合支援課												
内容	<p>現在策定中の足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について、以下のとおり素案（別添、報告事項4-1「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案」）がまとまったので報告する。</p> <p>1 障がい福祉関連計画の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度</th> <th>令和3年度～5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者計画 (障害者基本法)</td> <td colspan="2">足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画 (障害者総合支援法)</td> <td>第5期 障がい福祉計画</td> <td>第6期 障がい福祉計画</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画 (児童福祉法)</td> <td>第1期 障がい児福祉計画</td> <td>第2期 障がい児福祉計画</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">* 網掛け部分を策定する</p> <p>2 主な内容</p> <p>第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけを説明する。</p> <p>第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方 国が示す成果目標と、それに対する区の考え方を示す。</p> <p>第3章 足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 国基本指針に基づく区の成果目標を設定し、目標達成のためのサービス体系とサービス見込量を確保するための方策を示す。</p> <p>第4章 足立区障がい者計画の進捗状況 平成30年3月に策定した計画の成果目標および活動指標の進捗状況を確認し、今後の取り組み方針を示す。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>(1) 協議会等からの意見聴取 12月15日(火) 足立区地域自立支援協議会</p> <p>(2) パブリックコメントの実施・障がい者団体等からの意見聴取 11月25日(水)～12月25日(金)</p> <p>4 その他 素案は現段階の考え方を示したものであり、今後区民意見や協議会・障がい者団体等からのヒアリングを経て、本計画を令和3年3月に策定する。</p>		平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度	障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ		障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画	第6期 障がい福祉計画	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画
	平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度											
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ												
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画	第6期 障がい福祉計画											
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画											

**足立区第6期障がい福祉計画・
足立区第2期障がい児福祉計画
(令和3年度から令和5年度)**

素案

令和2年10月



福祉部 障がい福祉課

衛生部 中央本町地域・保健総合支援課

この素案は、現段階での考え方を提示したものです。
今後、この内容について皆様からのご意見や、厚生労働省の通知内容等を検討し、
令和3年3月に本報告を行う予定です

目 次

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ	1
1 策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方	3
1 国の考え方～成果目標～	3
2 足立区の考え方	4
第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画	5
1 国の成果目標に対する足立区の目標	5
2 目標達成のための「足立区障がい福祉計画」施策体系図	15
3 サービス見込量及び確保のための方策	19
第4章 足立区障がい者計画の進捗状況	24
1 成果指標の進捗状況と目標値	24
2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針	25

本計画内の各表記は以下のとおりとします。

- ・ 今期の取り組み内容：平成30年度から令和2年度までの事業の取り組み内容
 - ・ 次期の取り組み方針：令和3年度から令和5年度までの事業の取り組み方針
- また、各活動指標の令和2年度実績値は令和2年10月時点の推計値です。

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

1 策定の背景

足立区障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。足立区第6期障がい福祉計画では、第5期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込み量の計画と実績の差異の評価や、障がい者（児）数の推移も踏まえて内容を見直し、サービス見込量等を推算しました。

足立区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。足立区第2期障がい児福祉計画では、第1期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込み量の計画と実績の差異の評価や、障がい児の推移も踏まえて内容を見直し、障がい児に関連するサービス見込量等を推算しています。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、国が令和2年5月に告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（以下、「基本指針」といいます。）に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び見込量、地域生活支援事業の実施に関する事項を定めたものです。

また、基本指針に基づく活動指標の他、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」のために定めた足立区独自の活動指標について、進捗状況を確認し、後期の目標値を設定しました。

2 計画の期間

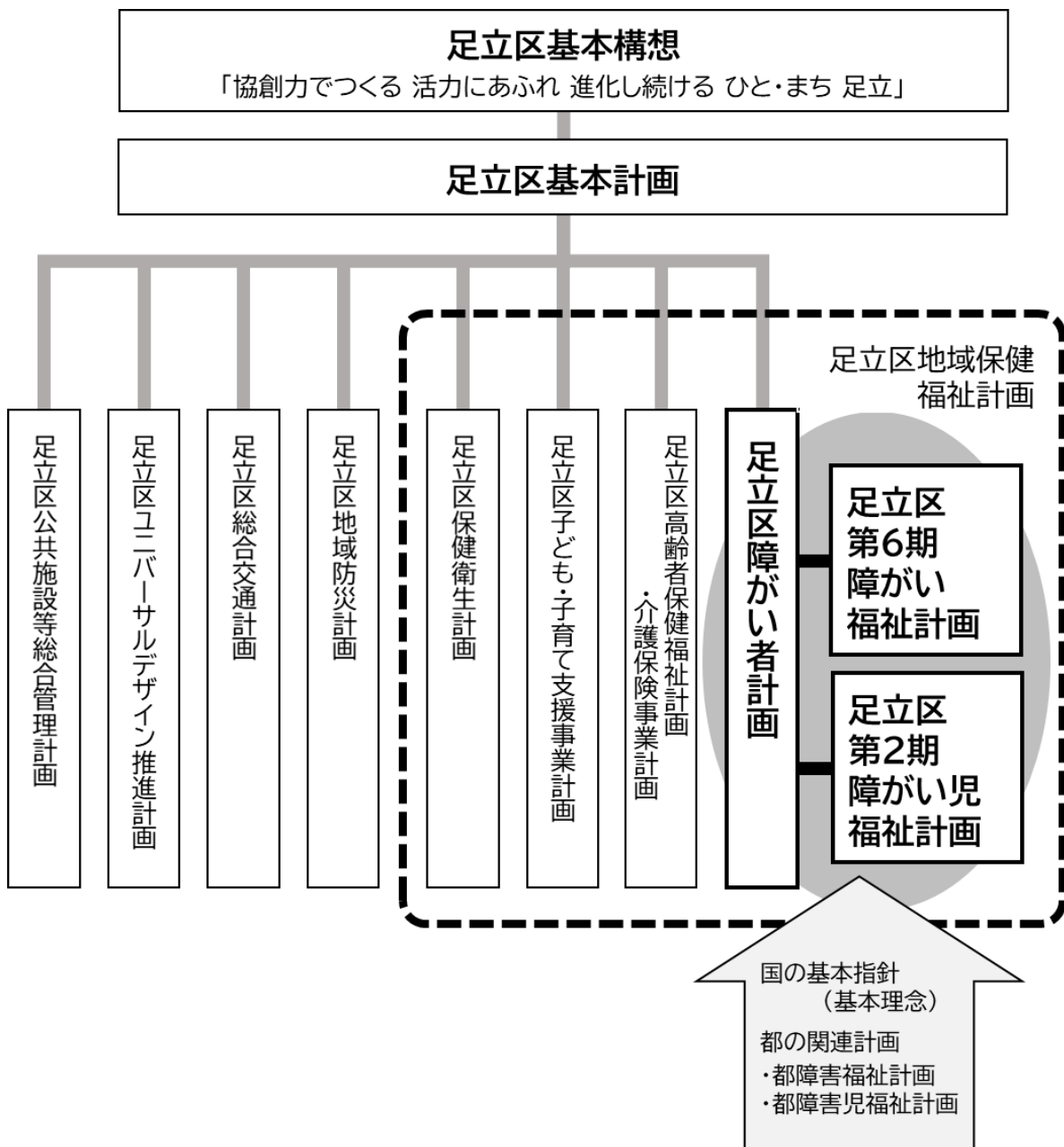
障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、令和3年度から3年間の計画として策定します。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

3 計画の位置づけ

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、「足立区基本構想」が掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」、及びその実現に向けた4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）に基づいて、施策と活動指標を体系化することにより、調和と整合性を図っています。

また、足立区基本構想の実現に向けた計画である「足立区基本計画」の障がい者施策に関する分野別計画として位置づけられている「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」との整合性を図って策定します。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方～成果目標～

国は、基本指針において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」といいます。）を、以下のように示しています。

項目		国が示す成果目標		頁
①	施設入所者の地域生活への移行	1	【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。	5
		2	【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。	6
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※都道府県のみ目標値設定	1	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	7
		2	令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。	7
		3	精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。	7
③	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		7
④	福祉施設から一般就労への移行等	1	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。	8
		2	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	9
		3	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	10
⑤	障害児支援の提供体制の整備等	1	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。	11

⑤	障害児支援の提供体制の整備等	2	令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	11
		3	令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ※都道府県のみ目標値設定	12
		4	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。	12
		5	令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	13
		⑥	相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
⑦	障害福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。	14	

2 足立区の考え方

足立区では、国が示した基本指針や、区における上位計画である足立区基本構想及び基本計画に基づいて、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」 「足立区第5期障がい福祉計画」 「足立区第1期障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」に向けた取り組みを進めてきました。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいに関する手帳等を有する障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等事業所の実態とニーズを明らかにすることを目的として、令和元年度に区内在住の障がい者・障がい児の保護者、区内障害福祉サービス等事業所を対象とした、足立区初のアンケート調査を実施しました。

また、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」で定めた成果指標・活動指標について、平成30年度から令和2年度にかけての進捗状況の確認を行いました（第4章1参照）。

アンケート調査の結果から明らかになった実態や課題、ニーズと、平成30年度から令和2年度の障がい者計画の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の指針や他の足立区の各種関連計画との整合性や調和を図りながら、第3章で国の成果目標に関する足立区の目標数値を定めました。

あわせて足立区障がい者計画で定めた成果指標・活動指標を見直し、令和3年度から5年度までの目標値を設定しています（第4章2参照）。

第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画

1 国の成果目標に対する足立区の目標

【国が示す成果目標①－1】施設入所者の地域生活移行促進

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

前期計画では、これまでの地域移行の現状を踏まえ、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者の6%が地域生活へ移行する目標を設定しました。平成28年度末時点の638名の入所者のうち、グループホーム等地域生活に移行した障がい者は21名・3.3%（退所者の総数は60名）にとどまっています。

令和元年度に実施した事業者調査では、地域移行したサービス利用者がある事業者では、同様に少数に留まっています。また、都外の施設入所者を対象として実施した生活意向に関する聴き取り調査（障害支援区分認定調査時にあわせて実施）では、回答のあった92名のうち約8割が入所期間5年以上で、今後の生活について、「このまま今の施設で生活を続けたい」が41名、「わからない、回答することが難しい、回答できない」が36名と全体の8割以上を占め、今後の地域移行の進展が困難な状況が明らかになっています。

地域移行に積極的に取り組むことが難しい実態はありますが、令和5年度末までの地域移行者数について、国が求める6%の38人という目標を設定し、重度障がい者に対応できるグループホームの整備などに努めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
21人（3.3%）	38人（6.1%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 8	共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数（60 頁）
10	施設入所支援施設利用者数（62 頁）

【国が示す成果目標①－2】施設入所者数の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

施設利用者及びその保護者の高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、退所する施設入所者と、新たに入所する地域の障がい者数が均衡すると考え、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者数は同数という目標を設定しました。平成28年度末時点の入所者数638名に対し、令和元年度末の入所者数は1.9%、12名減り、626名でした。

令和元年度に実施した障がい者調査は、在宅の方を対象に実施したのですが、将来希望する暮らし方として、グループホームや施設への入所を希望する方は全体の約1割であり、約6割の方は家族との同居やひとり暮らしによる地域での生活を望んでいます。

こうした調査結果とニーズを踏まえ、令和5年度末に令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減となる614人という目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
626人（12名・1.9%減）	614人（12名・1.9%減）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 10	施設入所支援施設利用者数（62 頁）

【国が示す成果目標②－1・2・3】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【国が示す成果目標③】地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、必要な各機能を関係機関で分担する、いわゆる面的整備で令和2年度中の設置を予定しています。国の成果目標は、その機能の充実を目的とした運用状況の検証及び検討をすることとなりましたので、足立区地域自立支援協議会で運用状況の検証・検討を実施する方向で調整しています。

事業者調査の結果では、特に「緊急時の受け入れ」、「相談支援の充実」、「専門的人材の確保」、「地域の連携体制」の体制整備の必要性が挙げられており、それらの機能の充実に向けた取り組みが必要です。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
未実施	自立支援協議会において実施

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（5）	重度化・高齢化を見据えた拠点づくり
施策 ①	地域生活支援拠点の整備
活動指標 1	地域生活支援拠点の整備（83頁）

【国が示す成果目標④－1】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者

令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

平成28年度に福祉施設から一般就労への移行者は87名、令和元年度実績では1.28倍の111人と、前期の目標値である1.5倍には届きませんでした。

事業者調査の結果では、回答のあった134事業者のうち、就労移行支援事業のサービス利用者がある事業所は5.2%であり、就労継続支援A型事業は3.7%、就労継続支援B型事業は9.7%となっています。充実を期待する足立区の障がい福祉施策として、18歳以上の障がい者調査では精神障がい者における「就労・就学支援の充実」の希望が高く、18歳未満の障がい児・保護者調査でも「就労支援の充実」が最も高くなっており、就業可能な年齢の障がい者や将来就業する障がい児への支援を充実させていく必要があります。

こうした実態やニーズを踏まえ、令和5年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値を141名と設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
111名（1.28倍）	141名（1.27倍）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 4	就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援（77頁）

【国が示す成果目標④－2】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援を利用した者の割合

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

この成果目標は、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

障がい者調査において、就労継続意向及び就労意向のある人の悩みや不安として、「給与が希望より少ない」や「体調や障がい、精神面の状態の維持が難しい」が多くなっています。就業を継続するためには、働きやすい環境に調整するための支援が必要になっています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援事業を活用し、就労を継続できるよう、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値である141名の7割、98名が就労定着支援を利用する目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
74名（66.7%）	98名（69.5%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（78頁）

【国が示す成果目標④－3】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

この成果目標も、上記④－2と同様に、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

就労定着支援事業は平成30年度から制度化されたもので、初年度は88名だった支給決定者数は、令和元年度には150名まで増えています。事業所数も、制度施行時の3か所から12か所まで増えました。

18歳以上の障がい者調査では、一般就労・就労継続支援A型で就労している人の約7割が働き続ける上で何らかの悩みや不安を抱えています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援12事業の75%、9事業所の就労定着率が8割以上となる目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
7事業所（63.6%）	9事業所（75.0%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（78頁）

【国が示す成果目標⑤－1】 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

足立区では、平成28年度末時点で児童発達支援センターを3カ所設置していましたが、障がい特性が多様化する中、令和2年度末までに増設を目指していました。

達成には至りませんでした。支援を必要とする乳幼児に対して、より手厚い支援を提供できるよう、引き続き増設に向けた取り組みを実施し、早期の開設を目指します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
設置済（3カ所）	3カ所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（47頁）

【国が示す成果目標⑤－2】 保育所等訪問支援事業の実施体制構築

令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

18歳未満の障がい児調査では、「通園先の保育園などを訪問して行う適応指導など（保育所等訪問支援）」を利用している障がい児は約5%にとどまっており、事業を活用できていないケースが多いと考えられます。保育所等の先生、保護者への助言を通じて、より多くの障がい児が落ち着いて集団生活が送れるように支援を行っていくことが望まれます。

事業をより積極的に活用していくために、令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所を1カ所増やして6カ所にするという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
実施済（5カ所）	6カ所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 1	保育所等訪問支援利用者数・利用日数（39頁）

【国が示す成果目標⑤－3】 難聴児支援中核機能体制の確保

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【国が示す成果目標⑤－4】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

現時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスとして「放課後や休日に通って受ける訓練（放課後等デイサービス）」が半数弱で最も高く、「療育（児童発達支援）」が次に続くなど、ニーズの高い事業です。

国の成果目標を超えてはいますが、それぞれ1事業所ずつの増設を目標とします。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
児童発達支援事業所 4か所	児童発達支援事業所 5か所
放課後等デイサービス事業所 1か所	放課後等デイサービス事業所 2か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
③	学齢期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（47頁）
2	放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数（50頁）

【国が示す成果目標⑤－5】 医療的ケア児等に関するコーディネータの配置

令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

足立区では、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置しており、医療的ケア児とその家族への支援について意見交換を行っています。また、事業者調査では、サービスの提供における課題として「医療的ケアへの対応が難しい」が約16%となっています。

医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、総合的に調整を行う立場としてコーディネーターを配置することが望まれます。

令和元年度時点で、医療的ケア児コーディネーター研修を受講した区職員は5名ですが、コーディネーターとして配置されているわけではありません。

医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考に、医療的ケア児の相談体制のあり方を検討し、令和5年度末までに区内に3名配置するという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
なし	3名

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 5	医療的ケア児コーディネーターの配置人数（43 頁）

【国が示す成果目標⑥】 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

総合的・専門的な相談支援を担う基幹相談支援センターは、区立の障がい福祉センター自立生活支援室が担い、区内相談支援事業所を対象としたネットワーク会議を年6回程度開催し、相談支援専門員の質の向上に取り組んでいます。

一方で相談支援事業所数は伸び悩み、計画相談支援・障害児相談支援の支給決定者も頭打ちとなっています。相談支援体制を充実・強化するために、まず事業所を増やすことが一番の課題であると考えられることから、足立区の成果目標を相談支援事業所数とし、令和5年度末までに50事業所とする目標を設定し、取り組めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
28事業所	50事業所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（6）	相談支援体制の強化
施策 ①	相談支援体制の強化・充実
活動指標 2	指定特定・指定障害児相談支援事業所数（85頁）

【国が示す成果目標⑦】 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

サービスの質を向上させる取り組みについては、「サービス見込量及び確保のための方策」及び「活動指標の進捗状況と次期取り組み方針」の中で、それぞれに質の向上という視点を盛り込みます。また、質の向上を評価する仕組みについて検討します。

2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

視点	柱立て	施策
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実
		変更
		② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成
		③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり
	(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み	① 障がい者差別解消の取り組みの強化
		② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発
		③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
		④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動
くらし	(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築	① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり
		② 乳幼児期の取り組みの充実
		③ 学齢期の取り組みの充実
		④ 学齢期から青年期への円滑な移行
	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	① 障がい福祉サービスの充実

活動指標	頁	国成果目標
1 移動支援従事者養成研修修了者数	25	
2 手話講習会修了者数	26	
3 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数	27	
4 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数	28	
1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数	29	
2 追加 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数	30	
1 障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数	31	
2 障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数	32	
1 障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数	33	
1 啓発事業等を実施した学校数・参加者数	34	
1 ヘルプマークの配付数	35	
2 ヘルプカードの配付数	36	
1 小・中学校と特別支援学校との交流回数	37	
2 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数	38	
1 保育所等訪問支援利用者数・利用日数	39	⑤-2
2 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数	40	
3 変更 ペアレント・メンターの人数	41	
4 追加 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数	42	
5 追加 医療的ケア児コーディネーターの配置人数	43	⑤-5
1 「気づきのしくみ」から相談につながった件数	44	
2 「チューリップシート」の提出件数	45	
3 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数	46	
4 児童発達支援施設利用者数・利用日数	47	⑤-1・4
5 医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数	48	
1 就学相談利用件数	49	
2 放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数	50	⑤-4
1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数	51	
2 第一希望（本人または家族等の希望）の区内障がい者通所施設に入ることができた割合	52	
1 居宅系サービス利用者数・利用時間数	53	
2 短期入所（ショートステイ）施設利用者数・利用日数	54	
3 療養介護施設利用者数	55	
4 生活介護施設利用者数・利用日数	56	
5 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数	57	
6 自立訓練（生活訓練）施設利用者数・利用日数	58	
7 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数	59	
8 共同生活援助（グループホーム）利用者数・区内定員数	60	①-1
9 追加 自立生活援助事業利用者数	61	
10 施設入所支援施設利用者数	62	①-1・2
11 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数	63	

視点	柱立て	施策
こ し ょ	(2) 成人期の障がい者が ライフステージに応じた 支援を受けられる体制の充実 (障害者総合支援法関連)	② 地域生活支援事業の充実
		③ 地域移行支援の推進
		④ 地域定着支援の推進
	(3) 就労支援の充実 (それぞれの特性に合わせて いきいきと働くための支援)	① 就労支援サービスの充実
	(4) 障がい者が身近な地域で 芸術・文化・スポーツを 楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実
	(5) 重度化・高齢化を見据えた 拠点づくり	① 地域生活支援拠点の整備
追加	(6) 相談支援体制の強化	① 相談支援体制の強化・充実
ま ち	(1) 安心・安全なまちづくりの実現	① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進
		② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進
		③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進
(2) 便利で快適な道路・交通網の 整備 (都市基盤の整備)	① スムーズに移動できる交通環境の整備	
	② 安全に利用できる道路環境の整備	
	③ 安全な駅の整備	
区	(1) 障がい者への虐待防止と 権利擁護に向けた取り組み	① 各種ネットワークの構築と推進
		② 障がい者への虐待防止と権利擁護
追加	(2) 地域における 精神保健医療福祉体制の基盤整備	① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
ひと	(1) さまざまな場面における 障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実 ② ボランティアの育成
くらし	(4) 障がい者が身近な地域で 芸術・文化・スポーツを 楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

活動指標	頁	国成果目標
1 手話通訳者等の派遣件数（意思疎通支援）	64	
2 日常生活用具給付件数	65	
3 移動支援事業（個別支援型）利用者数・利用時間数	66	
4 移動支援事業（車両移送型）通所バス利用者数	67	
5 地域活動支援センター利用者数・登録者数	68	
6 巡回入浴利用者数	69	
7 日中保護利用者数	70	
1 地域移行支援事業利用者数	71	
2 精神病床における1年以上の長期入院患者数	72	
1 地域定着支援事業利用者数	73	
1 就労移行支援施設利用者数・利用日数	74	
2 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数	75	
3 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数	76	
4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援	77	④-1
5 就労定着支援事業利用者数	78	④-2・3
6 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額	79	
1 障がい者アート展の入場者数・出品応募者数	80	
2 追加 あだちスポーツコンシェルジュ利用者数	81	
3 障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数	82	
1 地域生活支援拠点の整備	83	③
1 移動 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数 ← ひと（1）① から移動	84	
2 移動 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 ← くらし（2）① から移動	85	⑥
3 追加 計画相談支援・障害児相談支援利用者数	86	
1 福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合	87	
1 治安が「良い」と感じる区民の割合	88	
1 ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績	89	
1 障がい者が利用しやすいバス停の整備数（コミュニティバスはるかせ）	90	
1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長	91	
1 ホームドアが設置されている区内駅の割合	92	
1 障がい関連ネットワークの開催回数	93	
1 後見人等利用者数	94	
2 障がい者虐待の通報件数	95	
1 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数	96	
2 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	97	

廃止	同行援護従事者養成研修修了者数 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止
廃止	ここあだちカレッジ受講者のボランティア団体登録割合 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止
廃止 変更	東京都障害者総合スポーツセンターに登録する区内障がい者数 ⇒ 東京都で目標値の設定困難とのことから、「あだちスポーツコンシェルジュ利用者数」に変更

3 サービス見込量及び確保のための方策

この項は、基本指針により市町村が定めるとされている、「各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごと必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策」について整理したものです。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間における実績（令和2年度は見込み）と、アンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの見込量を算出しました。各サービスの見込量は、それぞれ区が定めた活動指標と連動していますので、個々のサービスの詳細は該当頁を参照ください。

【訪問系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	利用者数	人/月	1,075	1,095	1,165	1,215	1,265	1,318	53
	利用量	時間/月	20,170	21,763	21,486	22,570	23,707	24,903	
重度訪問介護	利用者数	人/月	98	96	102	106	111	116	53
	利用量	時間/月	25,783	24,280	25,565	26,854	28,209	29,632	
行動援護	利用者数	人/月	126	113	134	140	146	152	53
	利用量	時間/月	4,150	3,731	4,356	4,576	4,807	5,049	
同行援護	利用者数	人/月	276	256	281	293	306	319	53
	利用量	時間/月	8,483	6,820	8,836	9,282	9,750	10,242	
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	53
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	

■ 現状

区の障がい者の年齢構成比は、身体障がい者や特定医療費受給者証（難病医療券）では半数以上が65歳以上となっており、今後も高齢化が進むことで介護保険サービスに切り替わる障がい者の増加が想定されます。また、手帳等を保有する障がい者の数は年々増加傾向が続いており、重度障害者等包括支援以外のサービス利用実績も概ね増加傾向にあり、令和3年度から5年度にかけても増加が見込まれます。

一方、事業者調査では、事業者経営の課題として「職員の確保が難しい」と回答した事業所が65.7%あり、新規のサービス提供依頼についても、対応できている事業者は39.6%にとどまっています。また、サービス提供における課題について、「量的に利用者の希望に応えられない」が30.6%あり、「質的に応えられない」の15.7%を大きく上回るなど、すべてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。

■ 確保のための方策

支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。

【日中活動系サービス（介護給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 員数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用者数	人/月	1,620	1,630	1,658	1,672	1,685	1,698	56
	利用量	日/月	30,475	31,869	33,160	33,300	33,420	33,560	
療養介護	利用者数	人/月	62	65	66	66	66	66	55
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	295	274	293	307	322	338	54
	利用量	日/月	2,708	2,726	2,836	2,950	2,950	2,950	
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	18	17	20	21	22	23	54
	利用量	日/月	93	117	124	132	140	149	

■ 現状

利用実績は全体的に概ね増加傾向であるため、令和3年度から5年度にかけても増加を見込んでいます。

なかでも生活介護は、利用者数・利用量とも増加しており、18歳以上の障がい者調査においても、現在利用しているサービスに対して「今後も利用したい」と答えた方が多く、引き続き増加が見込まれます。

療養介護については、入院患者を対象に、医療機関において日中提供される支援であることから、利用実績が少なく、対象者も限られていることから、横ばいを想定しています。

短期入所については、福祉型はレスパイトとして家族支援のニーズが、医療型は医療的ケアの必要な利用者対応のニーズがあり、今後もそれぞれ利用の増加が見込まれます。特に18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスのうち「一時的な預かり（ショートステイ・日中一時支援）」の割合が1割強であるのに対して、今後利用したいサービスとしては4割強になっており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

また、中重度の障がい者に対応し、比較的長期間受け入れてもらえる事業者が都内に少なく、区内の短期入所は予約をするのも困難で緊急時の利用が見込めず、青森県や長崎県などの遠方へ行かないと利用できない状況も生じています。

■ 確保のための方策

重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向（障がい程度や居住地等）を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい福祉施設整備方針（平成26年4月策定）」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めます。

共同生活援助（グループホーム）の整備時に、あわせて短期入所機能の付加を検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。

【日中活動系サービス（訓練等給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 員数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	37	25	35	35	35	35	57
	利用量	日/月	294	195	280	280	280	280	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	40	53	60	65	70	75	58
	利用量	日/月	578	860	960	1,040	1,120	1,200	
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	14	7	10	10	10	10	59
	利用量	日/月	430	190	300	300	300	300	
就労移行支援	利用者数	人/月	229	238	261	284	307	330	74
	利用量	日/月	3,655	3,717	4,107	4,539	5,015	5,542	
就労継続支援A型	利用者数	人/月	221	216	220	220	220	220	75
	利用量	日/月	4,407	4,262	4,400	4,400	4,400	4,400	
就労継続支援B型	利用者数	人/月	965	1,002	1,049	1,098	1,149	1,203	76
	利用量	日/月	14,533	15,384	15,814	16,256	16,710	17,177	
就労定着支援	利用者数	人/月	68	113	140	150	160	170	78

■ 現状

自立訓練については、機能訓練及び生活訓練、宿泊型自立訓練いずれも、年度によって実績に差があるものの、障がい者調査では、今後利用したいという回答が多くなっています。標準利用期間が定められているサービスのため、利用者数自体が伸びることを見込んでいませんが、生活訓練は精神障がいの利用者が増えていることから、微増の見込みとなっています。

就労移行支援については、区内外を問わず事業者が増えており、利用者数も増加傾向が続いていることから、今後も増加を見込んでいます。

就労継続支援A型については、障がい者調査で利用希望が多いサービスのひとつになっていますが、平成30年度の報酬改定で報酬が低く抑えられたことから、新規で参入する事業者はなくなり、既存の事業所の撤退や他事業への変更もみられるところから、横ばいとなりました。

就労継続支援B型については、過去3年の利用実績が増加傾向にあり、今後も地域における障がい者雇用に代わる場としての役割が高まることが想定されます。

就労定着支援については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても、定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

■ 確保のための方策

就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えってきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

【居住系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	利用者数	人/月	4	10	14	15	16	17	61
共同生活援助	利用者数	人/月	654	719	767	815	863	911	60
施設入所支援	利用者数	人/月	638	626	622	619	617	614	62

■ 現状

共同生活援助については、施設入所者の削減と地域移行の推進に取り組んできたことにより、過去3年間で利用者数が増加しており、今後も増加傾向が続くことが想定されます。

施設入所支援については、引き続き入所者の削減に取り組むことから、見込量も減少を想定しています。一方、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う「親なき後」対応等により、施設入所を必要とする障がい者も一定数見込まれることから、十分なサービスの提供ができるよう、調整を図ります。

■ 確保のための方策

区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が地域において自立した生活を送れるよう、新規開設希望者に重度対応を要望するなどして、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組めます。

【相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	538	744	921	1,141	1,413	1,749	86
地域移行支援	利用者数	人/月	10	7	10	10	10	10	71
地域定着支援	利用者数	人/月	7	6	6	7	7	7	73

■ 現状

平成27年度よりサービス等利用計画の作成が求められたことから、計画相談支援利用者は増加しています。しかし、相談支援事業所が思うように増えず、相談支援専門員は増えても、セルフプラン（相談支援専門員以外の者が作成したサービス等利用計画）の割合が減少しません。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行や精神障がい者の退院促進に必要なサービスですが、希望者は概ね利用できている状況にあります。

■ 確保のための方策

国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

【障害児通所支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用者数	人/月	401	413	449	477	505	533	47
	利用量	日/月	3,933	3,762	4,041	4,293	4,545	4,797	
医療型 児童発達支援	利用者数	人/月	35	33	35	36	38	40	48
	利用量	日/月	259	263	280	288	304	320	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	40
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	810	769	904	977	1,050	1,123	50
	利用量	日/月	10,489	10,241	11,453	12,707	14,099	15,643	
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	31	22	60	65	70	75	39
	利用量	日/月	81	37	150	163	175	188	

■ 現状

障害児通所支援については、増加傾向が続いており、今後も増加が見込まれます。18歳未満の障がい児調査では、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」が高くなっており、ニーズに対応できるよう、体制の整備を進めます。

唯一利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、事業者調査でも実施を検討している事業所はありませんでした。今後もニーズの把握に努め、区内での居宅訪問型の実施を検討します。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したことで、定員が埋まらない事業所がある一方で、利用希望を断らざるを得ない状況が続き、2号店・3号店を開設する事業所もあるなど、二極化の傾向にあります。利用児童に対する、障がい者虐待ともとれる不適切な支援の通報が減らず、サービスの質の向上が重要な課題となっています。

■ 確保のための方策

医療的ケア児や重症心身障がい児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ないことから、既存の事業所のみならず、今後区内に新規開設を予定する法人等に働きかけ、体制の整備を進めます。

放課後等デイサービスの事業所はこれからも増加が見込まれますが、質の向上に向けた効果的・効率的な支援の方法について、引き続き検討します。

【障害児相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援	利用者数	人/月	146	150	143	160	180	200	86

■ 現状

障害児相談支援については、実績数は大きく変化がないものの、障害児通所支援の利用者は増えていることから、セルフプランの割合が増えています。計画相談支援同様、適切なサービス利用を進めるためにも、相談支援体制の充実に努めます。

第4章 足立区障がい者計画の進捗状況

1 成果指標の進捗状況と目標値

区の4つの視点に基づく成果指標は、以下のとおりです。令和2年度の間評評価（上段：実績、下段：目標値）及び国の基本指針を踏まえ、令和5年度末の目標値を一部修正しました。

視点	成果指標・目標	計画作成時 実績	中間評価	目標値
		平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
【ひと】 障がい者福祉を支える ひとづくり (心のユニバーサル デザイン)	日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合	—	35.6% (35.0%)	40.0%
	「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	—	34.3% (45.0%)	50.0%
【くらし】 いつまでも住みなれた 地域で安心して暮らし 続けられる社会の実現	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合	—	34.6% (48.0%)	50.0%
	支援が必要と思われる就学前（1歳児～5歳児）の乳幼児のうち、発達相談につながった割合	60.0%	65.0% (65.0%)	70.0%
	福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍とする（国の成果目標）	87人 (28年度)	106人 (131人)	139人
【まち】 安心して生活できる 社会基盤の整備	「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合	—	37.6% (41.0%)	43.0%
	「快適で安全なまちである」と思う区民の割合	41.5% (27年度)	53.4% (43.5%)	*60.0% 45.5%
	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合（再掲）	—	34.6% (48.0%)	50.0%
【区】 協創を基盤とした 共生社会の実現	障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進（協創プラットフォームの構築）	（目標のため成果指標はなし）		
	障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現			

* 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合は、中間年で目標値を超えたため、上方修正した。

2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針

ひと 障がい者福祉を支えるひとづくり(心のユニバーサルデザイン)

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

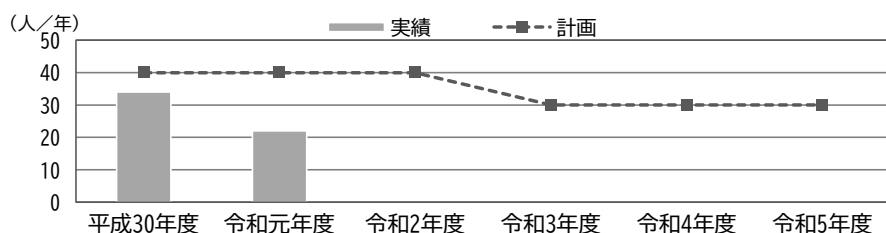
【活動指標1】移動支援従事者養成研修修了者数

知的障がいについての知識や援助技術を習得するための講義や演習を実施して、知的障がいのある方の外出・移動を安全に支援できる移動支援従事者を養成しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	40	40	40	30	30	30
	実績	34	22	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容
 年度によって修了者数にばらつきがあるものの、研修を継続して開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせました。

次期の取り組み方針
 今後は講義形式や演習内容を工夫しながら養成に努めます。

担当所管 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

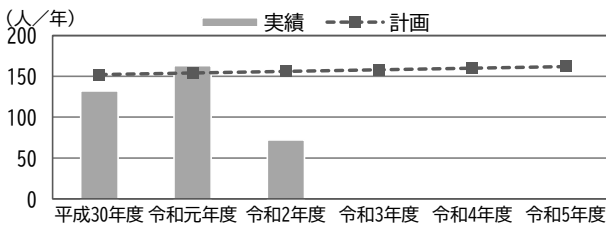
【活動指標2】手話講習会修了者数

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者をめざす方を養成しています。

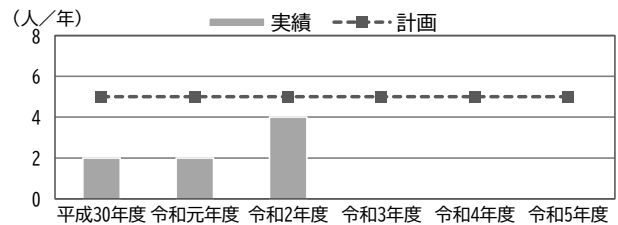
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会修了者数(人/年)	計画	152	154	156	158	160	162
	実績	132	163	72	-	-	-
手話通訳者新規登録者数(人/年)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	2	2	4	-	-	-

手話講習会修了者数



手話通訳者新規登録者数



今期の取り組み内容

毎年区で手話講習会を継続して開催してきました。手話通訳者の養成をさらに推進するため、令和元年度より、これまでの初級・中級・上級コースに加え、養成コースを新設しました。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、定員を前年の半数以下に減らし、実施しました。
 また、足立区総合ボランティアセンターに新たに登録される手話通訳者が令和2年度は4名で、平成27年以降では最も多くなりました。

次期の取り組み方針

修了者数を増やし、聴覚障がいや手話に対する理解を広めます。また、手話通訳者として活動する人材を増やすため、今後も養成を進めます。

担当所管 障がい福祉課

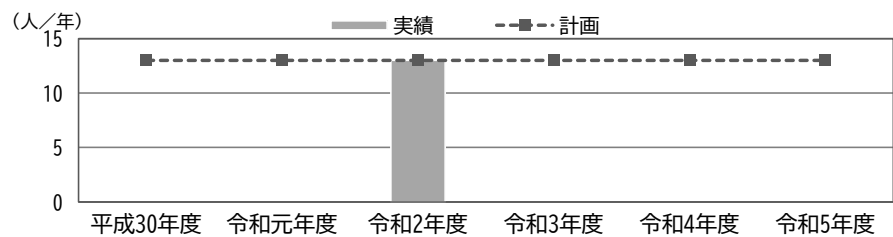
柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

【活動指標3】 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数

失語症を含む高次脳機能障がいの理解を高め、意思疎通支援を行うことができる人材を育成する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	13	13	13	13	13	13
	実績	0	0	13	-	-	-



今期の取り組み内容

平成24年度からNPO法人足立さくら会が実施しており、令和2年度より区の業務委託として位置付けました。平成30年度・令和元年度は開催場所の確保が難しく未実施でしたが、区の事業と連携して研修体系を見直し、13名のサポーターを養成することができました。

次期の取り組み方針

今後も研修を通して高次脳機能障がいを理解し、場面に応じた適切な対応のできるサポーターの育成を目指します。

担当所管 | 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

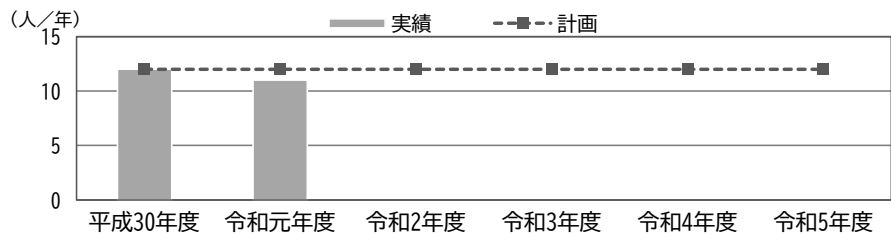
【活動指標4】発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数

園での指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成することを目的に、関係部署と連携し発達障がい児に対する理解と具体的な対応を学ぶ専門研修を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数(人/年)	計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	11	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

研修修了者は、それぞれの保育園で発達支援に関するリーダー的役割を担っています。体験型の研修であるため、人数に限りがありますが、継続して研修を開催し、発達支援コーディネーターの育成を進めてきています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました）。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら実施していき、区内の公立・民間保育園全園に研修修了者が配置できることを目指します。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

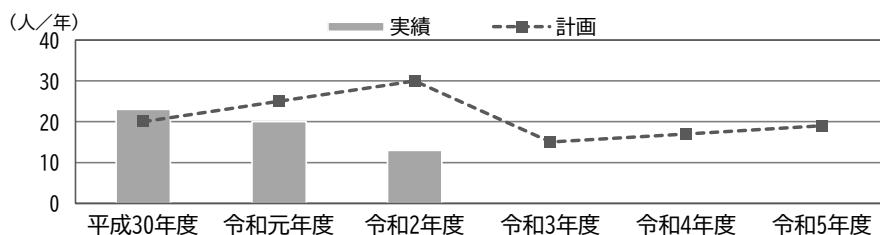
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

【活動指標1】精神障がい者ピアサポーターの登録者数

精神科病棟に入院している患者のところに外向き、自らの経験談を話すピアサポーター（地域で生活している精神障がいの当事者）の活動を支援し、長期入院患者の地域移行を促進する、足立区精神障がい者自立支援センターに登録されたピアサポーターの人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人/年)	計画	20	25	30	15	17	19
	実績	23	20	13	-	-	-



今期の取り組み内容

就職や家庭の事情、体調の悪化などの理由で、活動が続けられなくなり辞退するピアサポーターが多く、また、毎年2月にピアサポーター養成研修を実施していますが、こちらも受講者数が伸びず、サポーターの新規登録人数が増えないことから、登録者数が減少しています。



次期の取り組み方針

登録者数の増加に向けて、広報による周知や周知先の拡大などに取り組みます。また、魅力ある活動先の一つとしてアウトリーチを取り入れ、登録者数の増を目指します。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

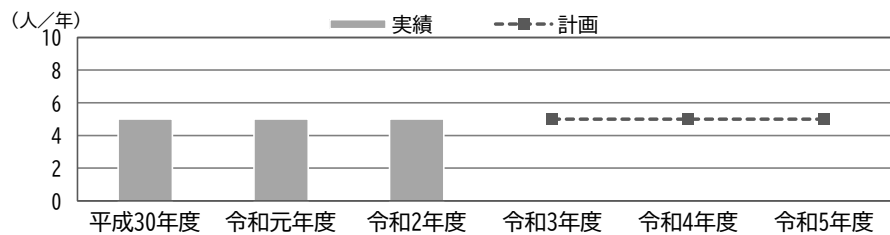
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

【活動指標2】障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数

ピアサポーターは、自らが自立した生活をしており、地域の事情等に精通している障がい当事者です。障がい者の自立生活に関する様々な相談を受け、対等な関係で傾聴し、自身の体験に基づいて課題解決の支援等を行います。現在は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、高次脳機能障がいのあるピアサポーターが相談活動をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動者数(人/年)	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-



今期の取り組み内容

各サポーターがそれぞれ月1回を基本に相談活動を行い、障がいのある方の自立生活を支援してきました。



次期の取り組み方針

今後もピアサポート活動を通して障がい者やその家族の支援を継続しつつ、ピアサポーターの育成と支援力の向上に取り組めます。

担当所管 | 障がい福祉センター

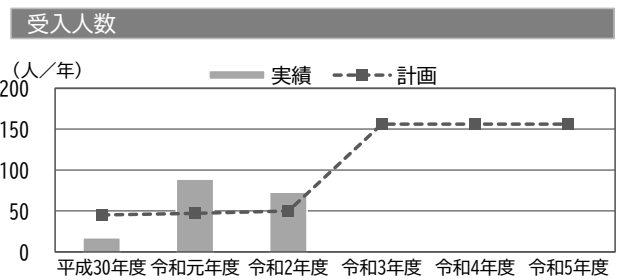
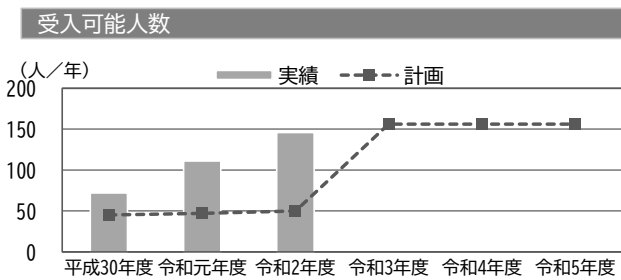
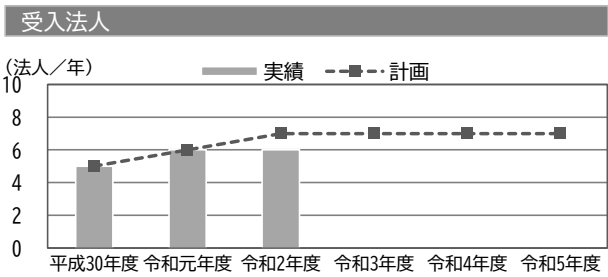
柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

【活動指標1】障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数

障害福祉サービス等に従事する人材を確保するため、福祉系の大学を中心としたインターンシップの受け入れを行っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	5	6	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	72	111	146	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	17	89	73	-	-	-



今期の取り組み内容

各法人の積極的な取り組みにより、計画を大幅に上回る受け入れ可能人数を確保し、受入人数も計画以上の実績を達成しました。

次期の取り組み方針

区内に所在する大学との連携を強化し、インターンシップの受け入れを通して、人材の確保に努めます。

担当所管 | 障がい福祉課

柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

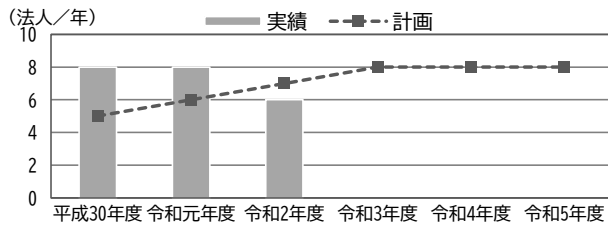
【活動指標2】障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数

地域で暮らす障がいのある方と関わる経験や、福祉の仕事の体験を通して、障がいへの理解を深めることを目的として実施します。主に中学校の体験授業が多くなっていますが、一部区内大学からも受け入れています。

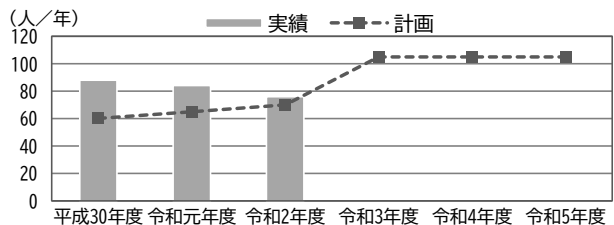
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	8	8	8
	実績	8	8	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	88	84	76	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	52	47	2	-	-	-

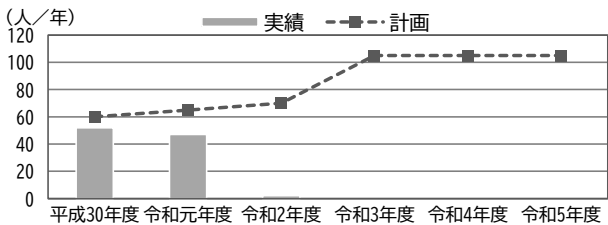
受入法人



受入可能人数



受入人数



今期の取り組み内容

法人の積極的な取り組みにより、受入法人、受入可能人数は、概ね計画した数を確保しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より受け入れ人数が減少しています。

次期の取り組み方針

今後は障がいに対する地域の理解者、将来の支援者を育成するため、小学生や高校生を受け入れ拡大策を検討します。また、感染防止対策を徹底したうえで、内容を工夫しながら、受け入れを継続します。

担当所管

障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み

柱立て(2) - 施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化

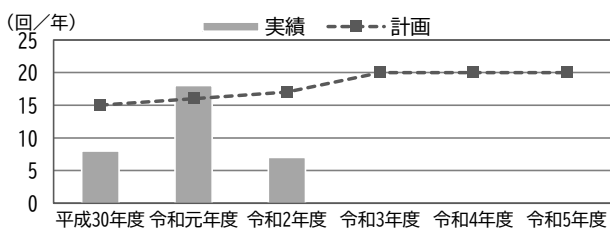
【活動指標1】障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数

区職員や区民等を対象に、障がい者の差別を解消すること、合理的配慮を進めることを目的とした研修を実施しています。

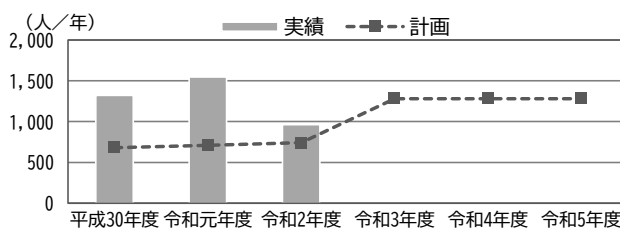
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	15	16	17	20	20	20
	実績	8	18	7	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	680	710	740	1,280	1,280	1,280
	実績	1,321	1,547	961	-	-	-

実施回数



参加者数



今期の取り組み内容

研修の実施回数は年度によりばらつきがありますが、研修には計画を上回る人数が参加しています。平成30年度に障がい理解促進のためのパンフレット等を購入し、研修実施の際に活用しています。



次期の取り組み方針

あらゆる機会を捉えて、様々な対象に向けた研修の実施に努めます。また、区職員の差別解消の意識や理解度を計る方法を検討します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発

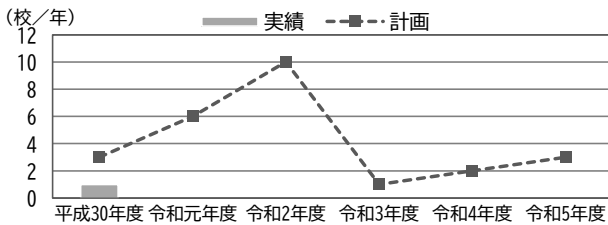
【活動指標1】 啓発事業等を実施した学校数・参加者数

障がい理解の促進を目的として、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対して障がい理解に関する授業を行っています。小学校等から障がい理解に関する話を聞く機会を設けることで、区民の障がい理解が促進されると考えています。

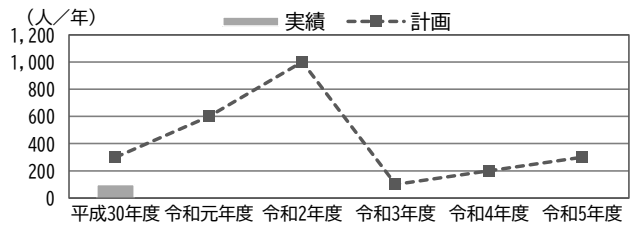
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施学校数(校/年)	計画	3	6	10	1	2	3
	実績	1	0	0	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	300	600	1,000	100	200	300
	実績	100	0	0	-	-	-

実施学校数



参加者数



今期の取り組み内容

啓発事業等で活用するために、平成30年度に小学生向けの障がい理解に関するDVDを購入しました。教育委員会と連携するとともに、校長会で障がい理解に関する出前授業の実施についての働きかけを行いました。が、依頼に繋がりませんでした。

次期の取り組み方針

学校からの依頼が減少しているため、改めて教育委員会と連携し、校長会や特別支援教育コーディネーターへの働きかけを継続しつつ、実施回数の増に向けて、人権教育推進校に対して実施の依頼を行います。

担当所管 障がい福祉課

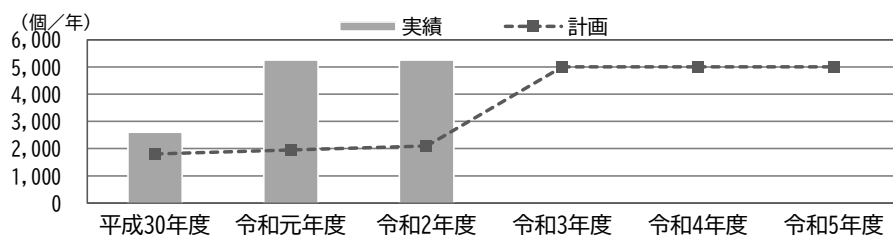
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標1】 ヘルプマークの配付数

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲に知らせることで援助が受けやすくなるよう、東京都が作成したヘルプマークを必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

配付数(個/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,800	1,950	2,100	5,000	5,000
	実績	2,600	5,250	5,250	-	-	-



今期の取り組み内容

援助を必要としている方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。区内で行われるイベントやSNSでも周知を行い、ヘルプマークを必要とする方だけでなく、区民の理解を促進するための取組みも行いました。

次期の取り組み方針

ヘルプマークを必要とする方への配付と並行して、支援する側の区民の理解がより促進されるよう、あだち広報やSNS等による啓発活動を実施していきます。

担当所管 障がい福祉課

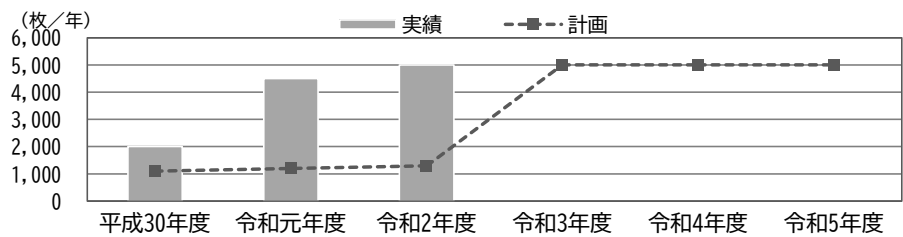
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標2】ヘルプカードの配付数

自身で配慮してほしい内容等を伝えることが難しい方が日常生活の中で困った時や災害時に、周囲に自身の状況や必要な支援の内容等を伝えるためのヘルプカードを作成し、必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

配付数(枚/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,100	1,200	1,300	5,000	5,000
	実績	2,000	4,500	5,000	-	-	-



今期の取り組み内容

自身で支援内容を伝えることが難しい方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。また、ヘルプカードを常時身につけている方のためにヘルプカードケースを作製し、令和2年2月から障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センターで配付を開始しました。

次期の取り組み方針

ヘルプマークに比べ、ヘルプカードの普及は進んでいないことから、ヘルプカードケースと合わせて普及を進めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

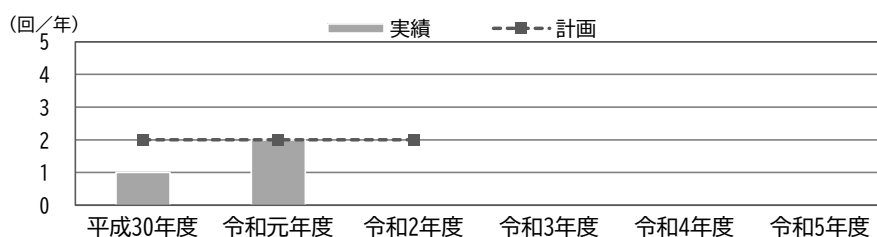
【活動指標1】小・中学校と特別支援学校との交流回数

平成29年10月にオランダオリンピック委員会・スポーツ連合(NOC*NSF)と連携協定覚書(MOU)を締結しました。令和2年までの4年間、年2回程度パラリンピアンや障がい者スポーツの専門家が来日し、スポーツを通じた障がい者の社会参画を目的に、花畑地域の小・中学校、都立特別支援学校との交流事業を実施しています。

実績及び計画

交流回数(回/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	2	2	2	未定	-
	実績	1	2	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

平成29年以降、交流事業を続けてきましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。

次期の取り組み方針

東京2020大会延期のため、令和3年まで交流期間を延長予定です。

担当所管 経営戦略推進担当課、スポーツ振興課、教育指導課

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

【活動指標2】 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数

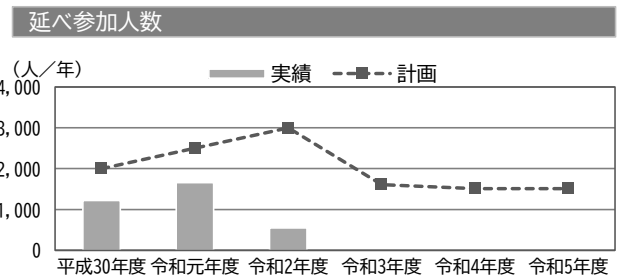
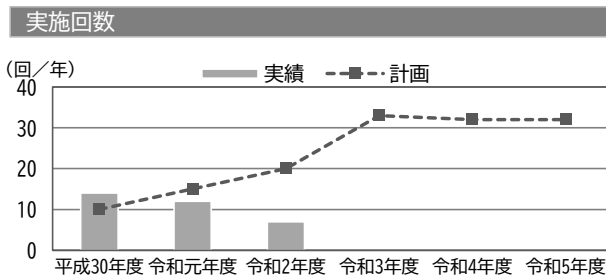
総合型地域クラブへのパラスポーツ普及・啓発事業委託及び施設指定管理者事業を通じて、ゴールボール等の体験会の開催や、障がい者スポーツフェスティバルでのサウンドテーブル tennis等のパラスポーツの体験会を実施しています。

足立区総合スポーツセンター「スペシャルライフコート」にて、就労継続支援事業所等向けに、ダンスやボッチャ、サッカーなどの運動教室を実施します。

また、オランダ連携プロジェクトでは、オランダのパラスポーツ専門家やアスリート、総合型地域クラブ、スポーツ推進委員、各施設指定管理者、障がい者施設、足立区のパラアスリートが一堂に会しワークショップを開催しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	10	15	20	33	32	32
	実績	14	12	7	-	-	-
延べ参加人数(人/年)	計画	2,000	2,500	3,000	1,610	1,510	1,510
	実績	1,218	1,654	550	-	-	-



今期の取り組み内容

東京オリンピック2020に向けて、実施回数、参加人数の拡大に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実績が落ち込みました。

次期の取り組み方針

新型コロナウイルスの感染状況を見ながら令和3年度以降の事業の実施や開催方法について検討していきます。

担当所管 | スポーツ振興課

くらし いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

【活動指標1】 保育所等訪問支援利用者数・利用日数

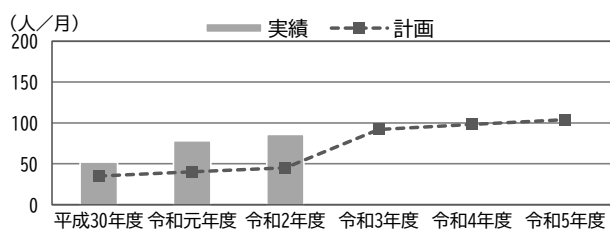
保育所等を利用している障がい児を対象に、訪問支援員が保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ⑤-2 「保育所等訪問支援事業の実施体制構築」(11頁)

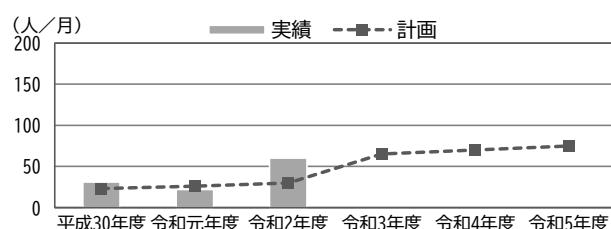
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	35	40	45	92	98	104
	実績	52	78	86	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	23	26	30	65	70	75
	実績	31	22	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	38	43	49	163	175	188
	実績	81	37	150	-	-	-

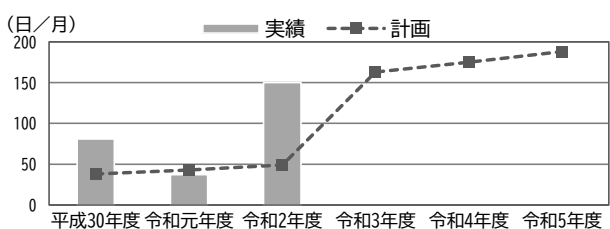
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容
 保育所等訪問支援事業所数が2か所から5か所まで増え、訪問支援を利用したいが事業所が見つからないという状況はなくなり、計画を上回る利用に対応できました。

次期の取り組み方針
 事業内容を保育所・学校等に周知してさらにニーズの喚起を図り、引き続き事業所の増に取り組みます。

担当所管 障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

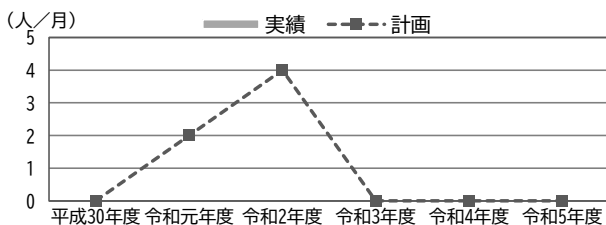
【活動指標2】居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や生活能力の向上のための訓練を訪問して行う事業です。

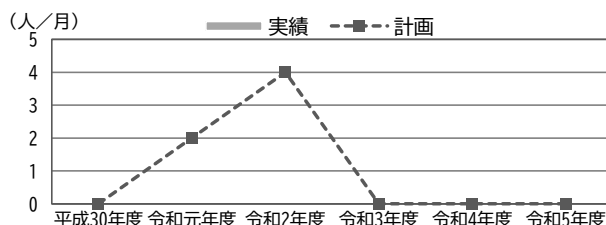
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	0	8	16	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-

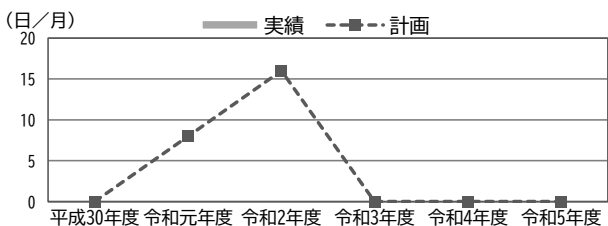
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

平成30年度に制度化された事業であり、ニーズの掘り起こしに取り組みましたが、利用希望者はなく、区内で実施する事業所もできませんでした。

次期の取り組み方針

今後、居宅訪問型のニーズが発生した時のために、区内児童発達支援事業所と協議を進めます。

担当所管 障がい福祉課

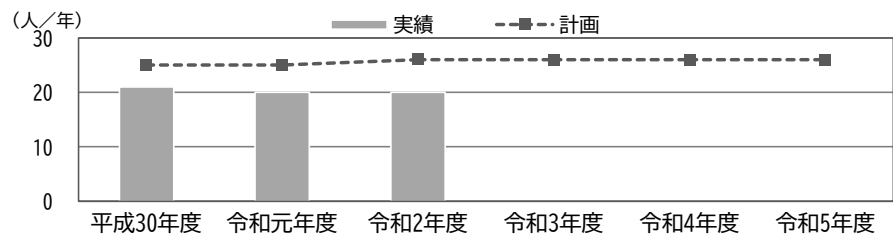
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 変更

【活動指標3】ペアレント・メンターの人数

利用者のニーズに合わせ、個別相談・グループ相談等を実施し、保護者不安に寄り添っていきます。また、必要に応じ関係機関を紹介します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・メンター登録者数 (人/年)	計画	25	25	26	26	26	26
	実績	21	20	20	-	-	-



今期の取り組み内容

平成28年度に開始した先駆的な事業であり、登録者の確保に取り組んできました。

次期の取り組み方針

公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することでさらに区民サービスの向上に努めていきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

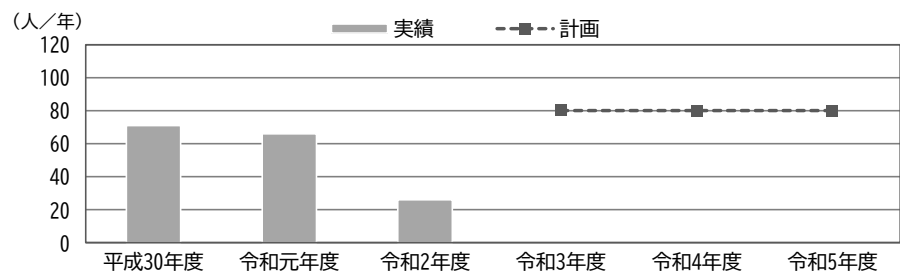
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

【活動指標4】ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数

学齢期(小学生)の保護者に対し、発達障がいの特性や対応方法を講義、ディスカッション、個別面談等を通して支援していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング受講者数 (人/年)	計画	-	-	-	80	80	80
	実績	71	66	26	-	-	-



令和2年度までの取り組み内容

区の広報やホームページで参加を募りました。

次期の取り組み方針

小学校の特別支援教室担当教諭やスクールカウンセラーと連携し、必要な保護者に直接伝えてもらい、参加を募っていきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

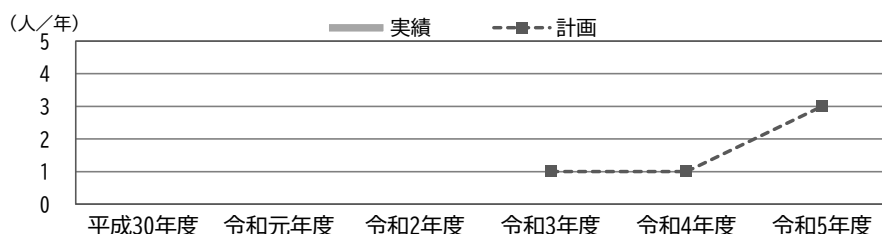
【活動指標5】 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活において医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児）への支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して暮らしていける体制づくりを行います。

⇒ 国の成果目標 ⑤-5「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」（13頁）

実績及び計画

配置人数(人/年)	計画 実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		-	-	-	1	1	3
		0	0	0	-	-	-



令和2年度までの取り組み内容

コーディネーターの配置に向け、平成30年度から東京都で実施している医療的ケア児コーディネーター養成研修の区職員の受講を進めてきました。

次期の取り組み方針

今後も区職員の研修受講者を増やしつつ、医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考にしながら、効果的な配置先を検討し、令和3年度中の配置に向けて進めます。

担当所管 | 障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

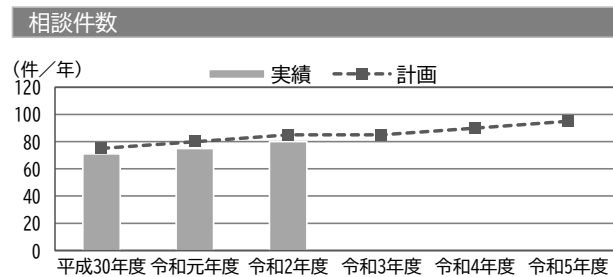
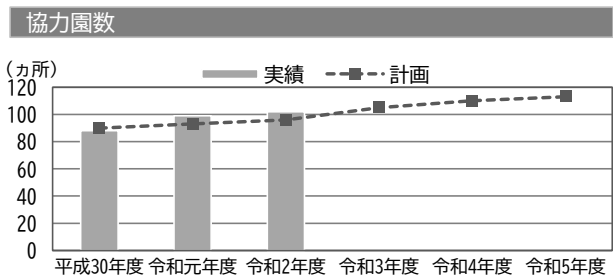
【活動指標1】「気づきのしくみ」から相談につながった件数

発達に支援が必要な児童の課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するため、認可保育園に通う、社会性が芽生えだす4歳児を対象とした保護者アンケートに基づき、心理職が行動観察を行うことで、早期発見のしくみを構築しています。

子どもの特性を保護者が理解し、対応することで子どもの困り感を軽減することができます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力園数(カ所)	計画	90	93	96	105	110	113
	実績	88	99	102	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	75	80	85	85	90	95
	実績	71	75	80	-	-	-



今期の取り組み内容

早期発見・早期支援の重要性を伝え、計画を上回る協力園を確保しました。

次期の取り組み方針

引き続き協力園を増やし、区内全認可保育園での実施を目指します。
 子どもの特性を保護者や保育者に伝えるだけでなく、具体的な対応を伝えるしくみを検討していきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

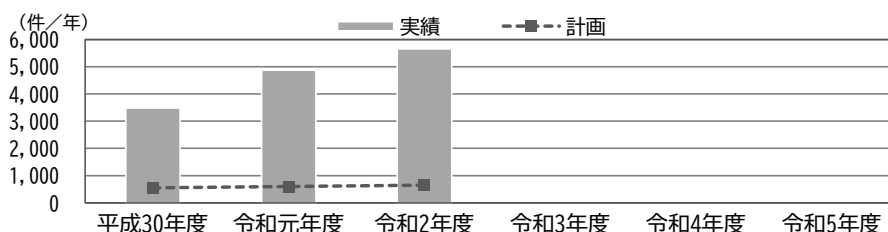
柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標2】「チューリップシート」の提出件数

保護者自らが情報をつなぐツールとして、就学予定の小学校に全員が提出します。受け取った学校はそれを元に児童の状況を把握し、必要に応じ個別指導計画作成時に活用します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提出件数(件/年)	計画	550	600	650	全就学児童		
	実績	3,481	4,875	5,653	-		



今期の取り組み内容

平成29年時点では、発達に心配のある児童にのみ配付していましたが、平成30年度より全家庭に配付して記入してもらうように変更し、内容も記述式から記入しやすい「できる」「にがて」の択一方式としました。提出されたチューリップシートの小学校における新たな活用方法を検討しています。



次期の取り組み方針

個別に小学校新入学児をもつ全家庭に郵送し、100%の提出率を目指します。また、外国籍の方向けに外国語対応のチューリップシートを作成していきます。

担当所管	こども支援センターげんき支援管理課
------	-------------------

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

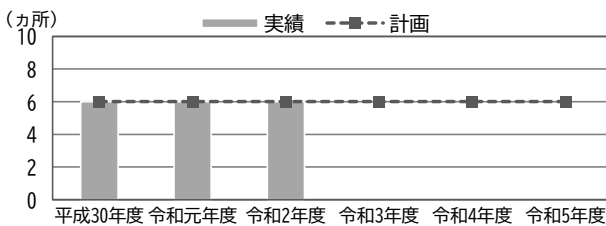
【活動指標3】 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数

通いなれた地域の保健センターで出張相談日を設け、より身近で相談しやすい環境の整備をします。

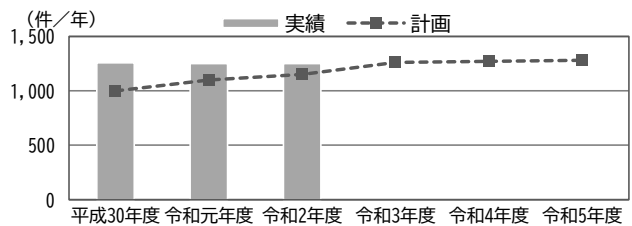
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談場所数(カ所)	計画	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	1,000	1,100	1,150	1,260	1,270	1,280
	実績	1,258	1,249	1,250	-	-	-

相談場所数



相談件数



今期の取り組み内容

平成30年度から5カ所の保健センター等も活用して対応にあたりました。

次期の取り組み方針

今後も保護者の相談しやすい環境の整備を進めていきます。

担当所管

こども支援センターげんき支援管理課

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標4】 児童発達支援施設利用者数・利用日数

就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

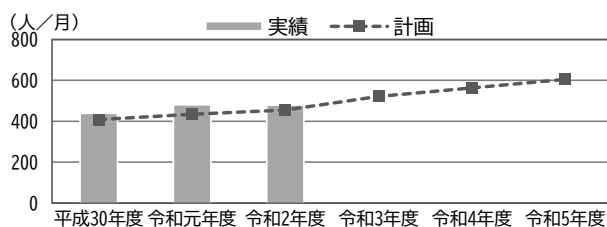
⇒ 国の成果目標 ⑤-1「児童発達支援センターの設置」(11頁)

⑤-4「主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保」(12頁)

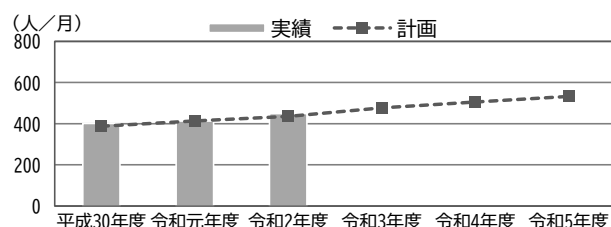
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	408	434	455	521	563	605
	実績	439	481	479	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	388	414	435	477	505	533
	実績	401	413	449	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	4,564	4,869	5,116	4,293	4,545	4,797
	実績	3,933	3,762	4,041	-	-	-

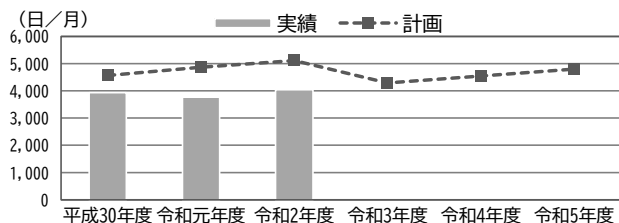
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

現在、区内には2カ所の児童発達支援センター、21カ所の児童発達支援事業所があり、毎年増加する利用ニーズに対応してきました(令和元年度の利用実績が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです)。利用児の多くが児童発達支援センターに集中しており、専門的な療育に対するニーズが高まっています。

次期の取り組み方針

毎年30名程度の増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めることが求められており、児童発達支援センターの増設が急がれます。

担当所管

障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

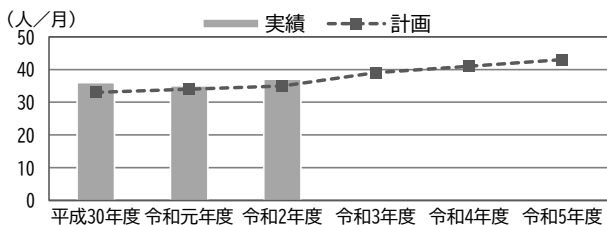
【活動指標5】医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数

未就学児で肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

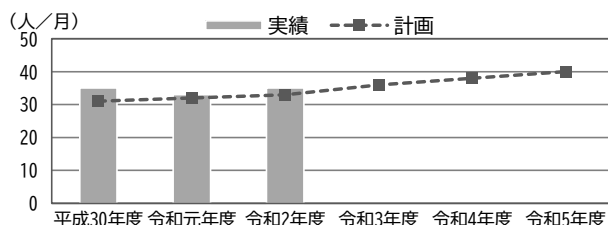
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	33	34	35	39	41	43
	実績	36	35	37	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	31	32	33	36	38	40
	実績	35	33	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	323	333	343	288	304	320
	実績	259	263	280	-	-	-

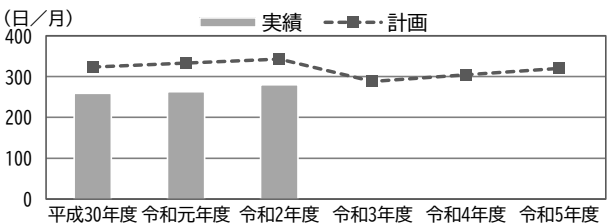
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

利用者は微増傾向であり、利用ニーズに対応しました。現在、区内には1カ所の医療型児童発達支援センター（都立）があります。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

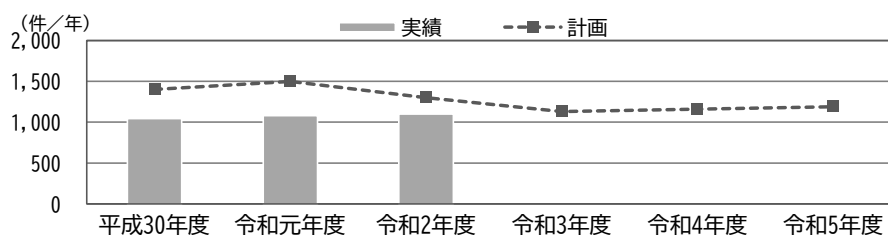
柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標1】 就学相談利用件数

障がいがある等の特別な支援が必要な児童・生徒の適正な就学先の決定を支援します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(件/年)	計画	1,400	1,500	1,300	1,130	1,160	1,190
	実績	1,044	1,079	1,100	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年度までに特別支援教室の中学校全校への設置を目指して取り組んできました。

次期の取り組み方針

令和2年度に特別支援教室の全小・中学校への配置が完了し、今後件数の大幅な増減はないものと見込まれ、引き続き丁寧な相談を維持していきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

【暮らし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標2】放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数

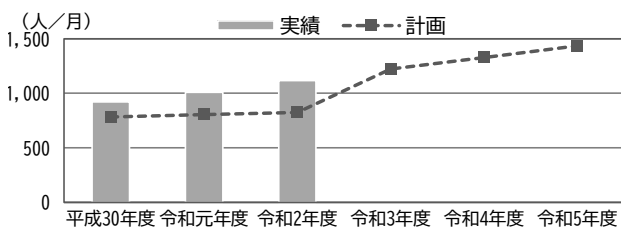
学校(幼稚園・大学を除く。)に就学中の障がい児を対象に、主に授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⇒ 国の成果目標⑤-4「主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保」(12頁)

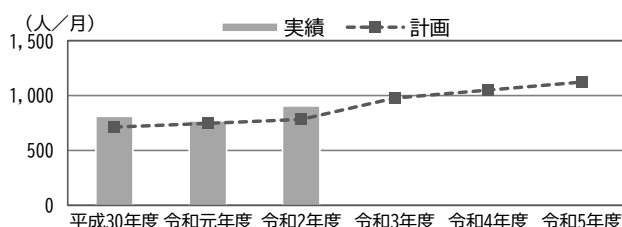
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	783	805	823	1,222	1,328	1,434
	実績	920	1,008	1,116	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	712	747	782	977	1,050	1,123
	実績	810	769	904	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	10,254	10,767	11,151	12,707	14,099	15,643
	実績	10,489	10,241	11,453	-	-	-

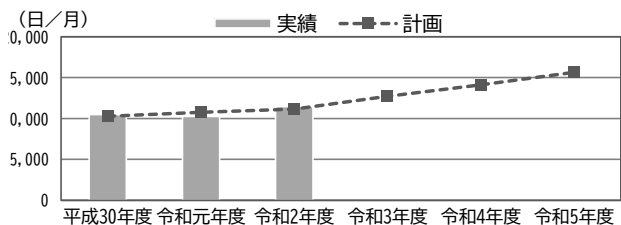
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

支給決定、利用の増加傾向が続いており、それに合わせて対応してきました。現在、区内には49カ所の事業所があり、他区と比べて多い状況となっています。

次期の取り組み方針

事業所数は増えていますが、肢体不自由児や医療的ケア児を含む重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所を増やす取り組みを進めます。また、今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課

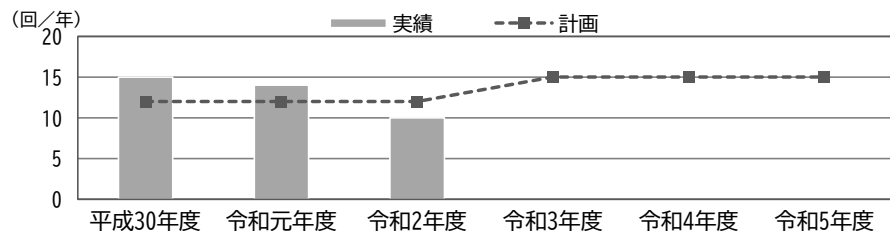
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標1】特別支援学校と区が進路協議を行った回数

特別支援学校の在校生が卒業後に必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の進路担当教諭と障がい福祉課で情報共有等を行っています。また、区内の障がい者通所施設の利用を希望する在校生については、区で入所の調整を行っているため、本人に合った施設へ調整するために必要な情報の共有も行っていきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議回数(回/年)	計画	12	12	12	15	15	15
	実績	15	14	10	-	-	-
(参考)入所調整対象者数(人)	実績	85	88	93	-	-	-



今期の取り組み内容

特別支援学校の進路担当教諭と情報共有を行うだけでなく、入所調整担当が実際に特別支援学校を訪問し、学校での様子を見学させていただく機会を設けました。

次期の取り組み方針

多様なニーズを持つ在校生が増えていることから、特別支援学校との連携をさらに強化します。

担当所管 障がい福祉課

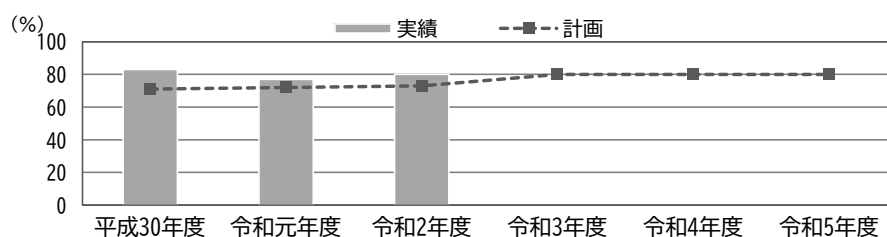
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標2】第一希望(本人または家族等の希望)の区内障がい者通所施設に入ることができた割合

特別支援学校在校生で区内の障がい者通所施設を希望する方の入所調整は、本人や家族の第1希望施設から第3希望施設の中で調整しています。なるべく多くの方が第1希望の施設に調整することができるよう、特別支援学校の進路担当教諭や障がい者通所施設との情報共有等を行うとともに、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、通所施設を整備しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1希望での入所割合(%)	計画	71	72	73	80	80	80
	実績	83	77	80	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年度に73%を目指す計画でしたが、それを上回る入所割合を達成しました。

次期の取り組み方針

家に近いというだけでなく、活動内容や支援の質から、本人にマッチした事業所を希望する傾向にあります。そうした障がい者や保護者のニーズに即し、かつ、可能な限り身近な地域に整備できるよう取り組みを進めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実

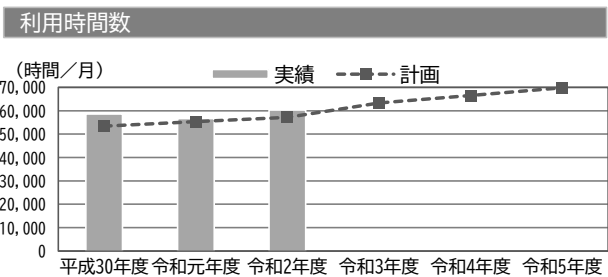
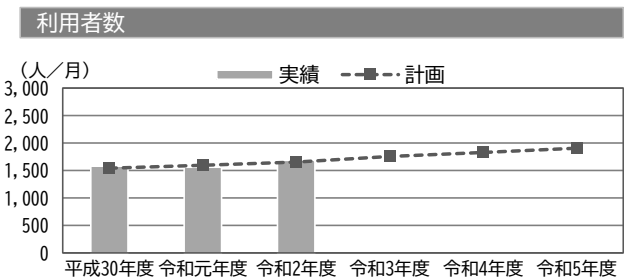
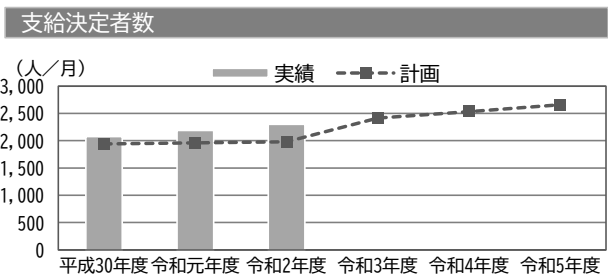
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標1】居宅系サービス利用者数・利用時間数

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、居宅における生活全般の援助や、視覚障がいや行動障がいがある等で移動に著しい困難を有する方の外出時における支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,940	1,960	1,980	2,414	2,533	2,658
	実績	2,077	2,190	2,300	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,539	1,595	1,650	1,754	1,828	1,905
	実績	1,575	1,560	1,682	-	-	-
利用時間数(時間/月)	計画	53,366	55,308	57,215	63,282	66,473	69,826
	実績	58,586	56,594	60,243	-	-	-



今期の取り組み内容
 計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針
 今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にサービス提供従事者の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

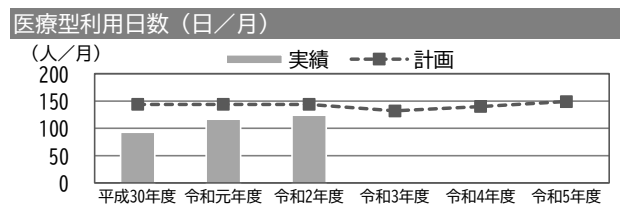
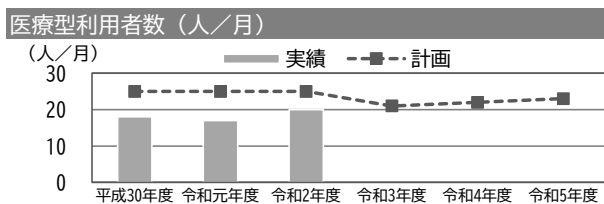
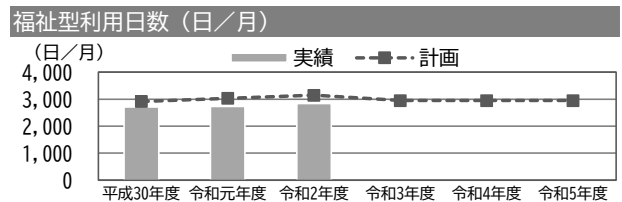
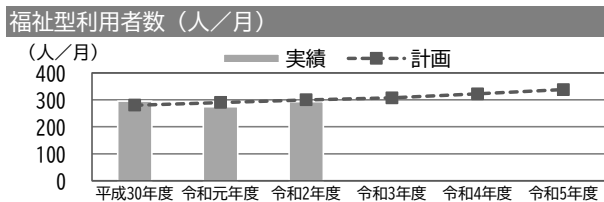
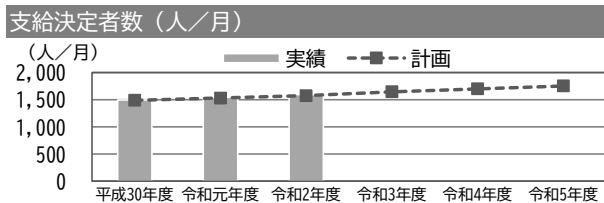
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標2】短期入所(ショートステイ)施設利用者数・利用日数

自宅において監護する方が病気等の理由により一時的に入所が必要な方に、夜間を含めた短期間、施設等で入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,489	1,532	1,575	1,648	1,701	1,756
	実績	1,497	1,544	1,596	-	-	-
福祉型利用者数(人/月)	計画	280	290	300	307	322	338
	実績	295	274	293	-	-	-
福祉型利用日数(日/月)	計画	2,916	3,036	3,147	2,950	2,950	2,950
	実績	2,708	2,726	2,836	-	-	-
医療型利用者数(人/月)	計画	25	25	25	21	22	23
	実績	18	17	20	-	-	-
医療型利用日数(日/月)	計画	144	144	144	132	140	149
	実績	93	117	124	-	-	-



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで、また緊急時に利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

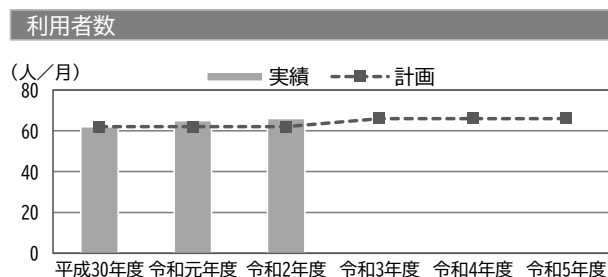
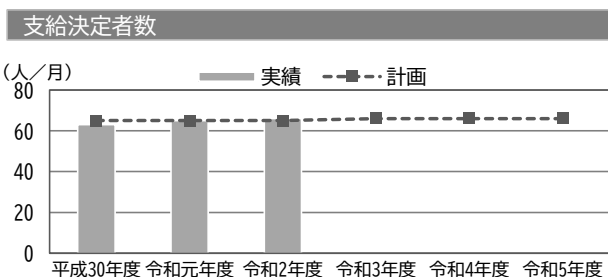
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標3】療養介護施設利用者数

医療及び常時の介護を必要とする障がい者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	65	65	65	66	66	66
	実績	63	65	66	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	62	62	62	66	66	66
	実績	62	65	66	-	-	-



今期の取り組み内容

計画をやや上回る支給決定者数、利用者数であり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 | 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

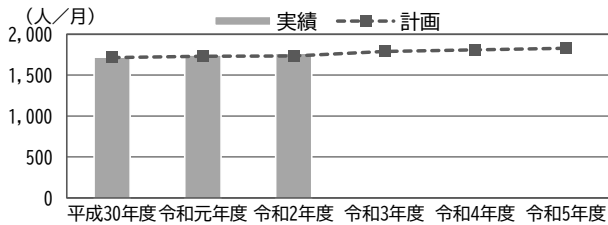
【活動指標4】生活介護施設利用者数・利用日数

常時介護を必要とする障がい者に対し、日中、施設における入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または制作活動の機会等を提供します。

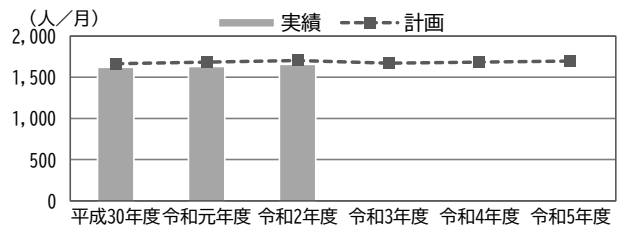
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,715	1,730	1,735	1,788	1,809	1,830
	実績	1,720	1,746	1,767	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,665	1,685	1,705	1,672	1,685	1,698
	実績	1,620	1,630	1,658	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	31,928	32,594	33,265	33,300	33,420	33,560
	実績	30,475	31,869	33,160	-	-	-

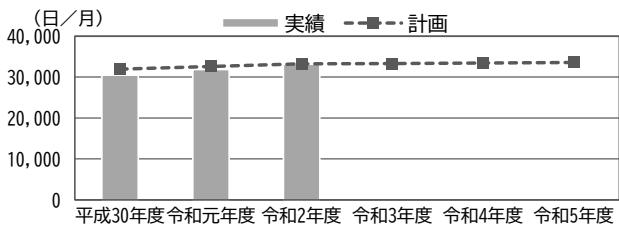
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

特別支援学校卒業予定者その他、障がい者の重度化・高齢化等により、生活介護の利用者数は年々増えています。供給量確保のため、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、区内の生活介護施設の整備を行いました。



次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量を確保するため、足立区障がい者通所施設整備方針に沿って施設整備を進めるとともに、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

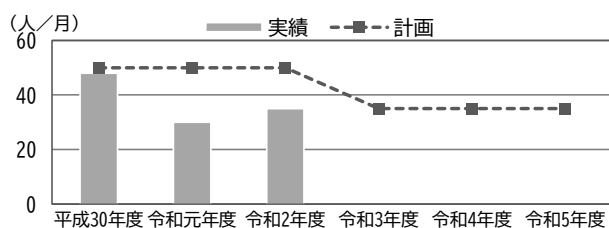
【活動指標5】 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上などに必要な訓練等を行う事業です。

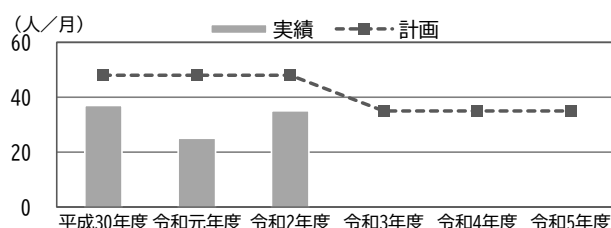
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	35	35	35
	実績	48	30	35	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	48	48	48	35	35	35
	実績	37	25	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	372	372	372	280	280	280
	実績	294	195	280	-	-	-

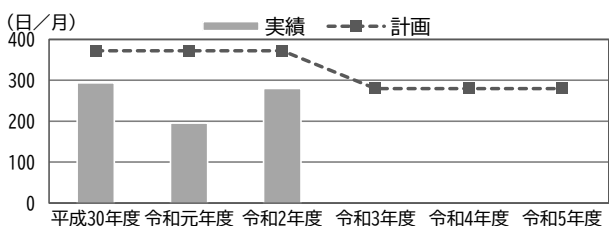
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

機能訓練を必要とする障がい者の利用ニーズに対応してきました。区内の事業所は障がい福祉センターの1カ所であり、中途障がい者を中心に機能訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

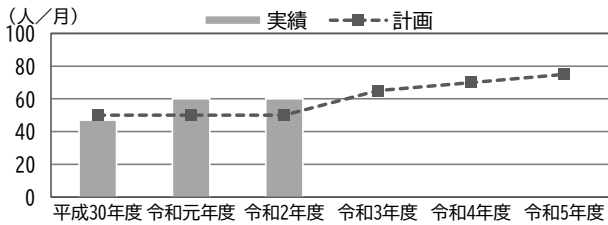
【活動指標6】自立訓練(生活訓練)施設利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な生活能力の維持・向上のための訓練等を行う事業です。

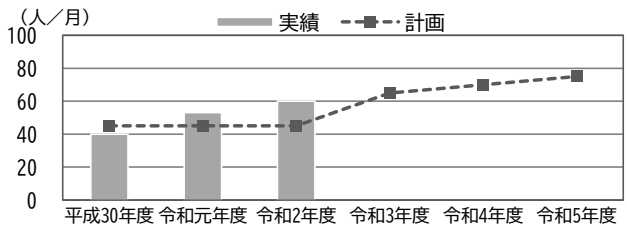
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	65	70	75
	実績	47	60	60	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	45	45	45	65	70	75
	実績	40	53	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	672	672	672	1,040	1,120	1,200
	実績	578	860	960	-	-	-

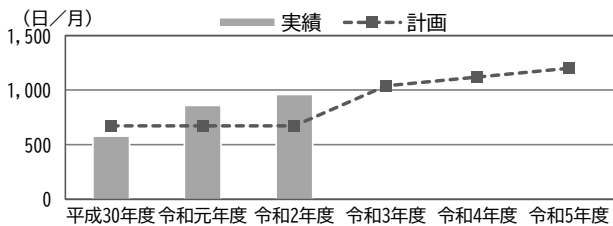
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用日数に対応してきました。区内の事業所は2カ所であり、知的障がい者や発達障がい者を対象とする事業所の他、障がい福祉センターでは高次脳機能障がい者を対象に生活訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

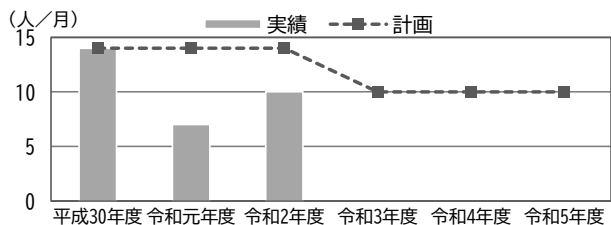
【活動指標7】 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、居室などの設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行う事業です。

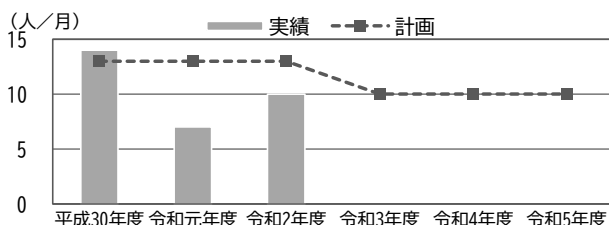
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	14	14	14	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	13	13	13	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	348	348	348	300	300	300
	実績	430	190	300	-	-	-

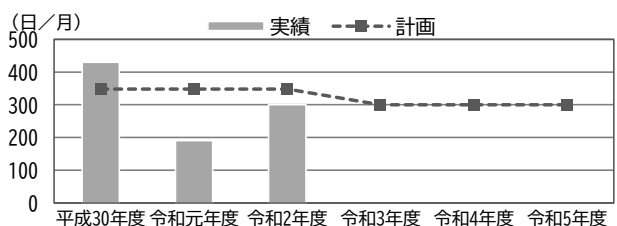
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

年度ごとにばらつきはありますが、訓練を必要とする障がい者のニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標8】共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数

共同生活を行う住居において、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行う事業で、地域の障がい者の利用はもとより、施設入所者の地域生活移行に欠かせないサービスです。

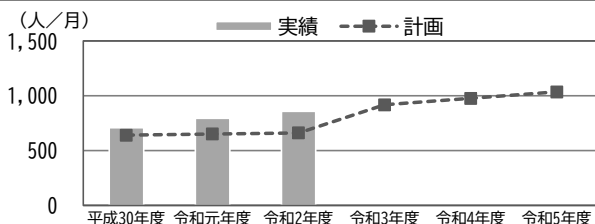
⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)

実績及び計画

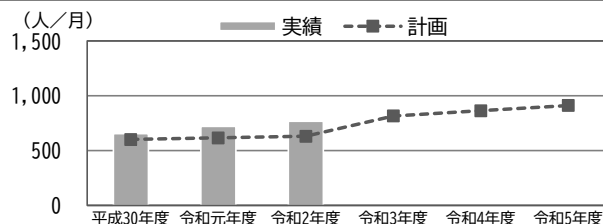
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	640	650	660	916	975	1,034
	実績	708	793	857	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	600	615	630	815	863	911
	実績	654	719	767	-	-	-
区内定員数(人/年)	計画(身・知)	340	346	352	475	480	485
	計画(精)				125	130	135
	実績(身・知)	329	443	470	-	-	-
	実績(精)	102	115	120	-	-	-

※ 令和2年度以前の計画については、福祉部(身体・知的)と衛生部(精神)合算の値

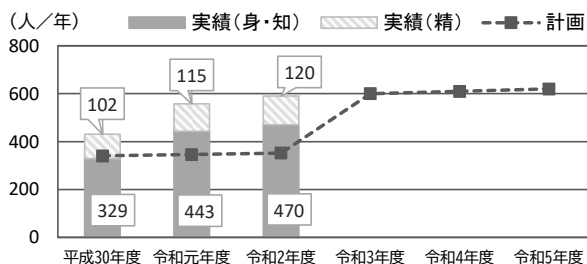
支給決定者数



利用者数



区内定員数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数に対応してきました。施設入所者の地域移行の受け皿となることから、身体・知的障がい者と精神障がい者それぞれの定員の拡大に取り組みました。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備の促進に努めます。また、精神障がい者向けグループホームについては、通過型(3年間利用)を中心に、定員数の増を図っていきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

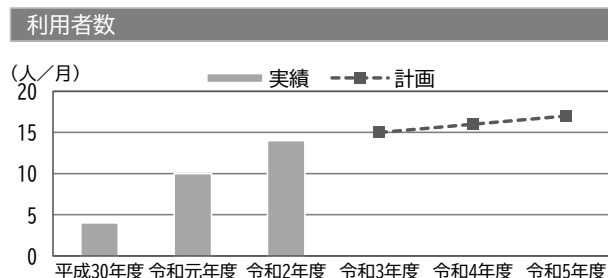
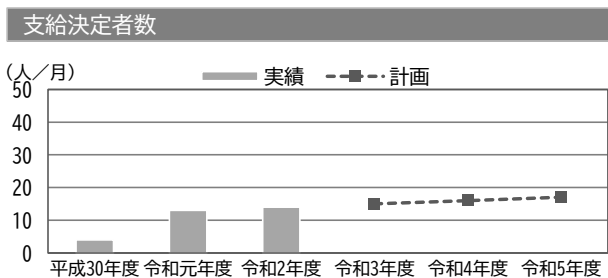
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実 追加

【活動指標9】 自立生活援助事業利用者数

障害者支援施設等を利用していた方が居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	13	14			
利用者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	10	14			



今期までの取り組み内容

支給決定者数、利用者数ともに増加傾向であり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 | 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

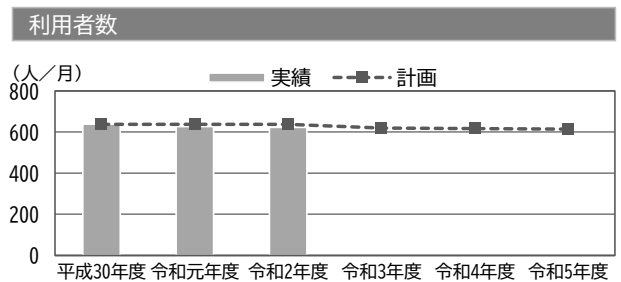
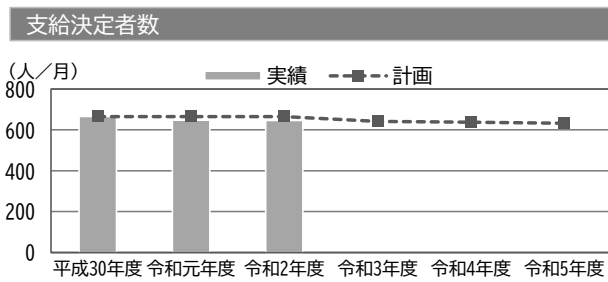
【活動指標10】施設入所支援施設利用者数

施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつまたは食事等の介護等を行います。

- ⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)
 ①-2「施設入所者数の削減」(6頁)

実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	665	665	665	642	637	633
	実績	666	647	646			
利用者数(人/月)	計画	637	637	637	619	617	614
	実績	638	626	622			



今期の取り組み内容

利用者数としては微減傾向ではありますが、障がい者や介護者の高齢化等にともない、一定程度の需要があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き障がい者の地域移行の視点から入所者削減の取り組みを進めつつ、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるよう、量の確保とともに支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

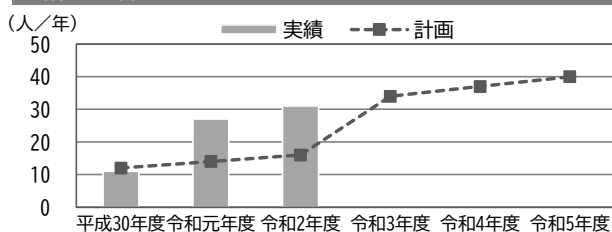
【活動指標11】重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数

重症心身障がい児(者)と医療的ケア児の健康保持と家族の休息時間の確保を目的として、自宅に訪問看護師を派遣し家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって行う事業を実施しています。

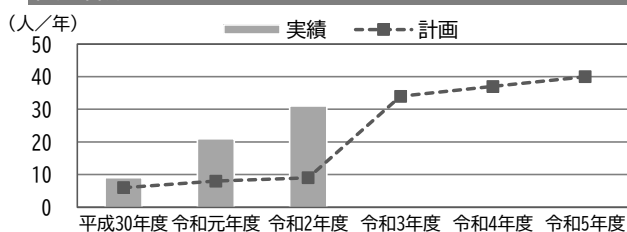
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年)	計画	12	14	16	34	37	40
	実績	11	27	31	-	-	-
利用者数(人/年)	計画	6	8	9	34	37	40
	実績	9	21	31	-	-	-
利用時間数(時間/年)	計画	54	63	72	680	740	800
	実績	111	421	620	-	-	-
委託事業所数(カ所)	計画	2	2	3	13	14	15
	実績	2	8	12	-	-	-

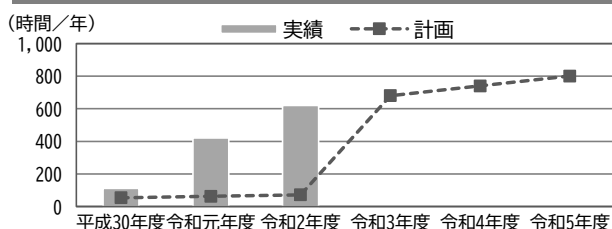
支給決定者数



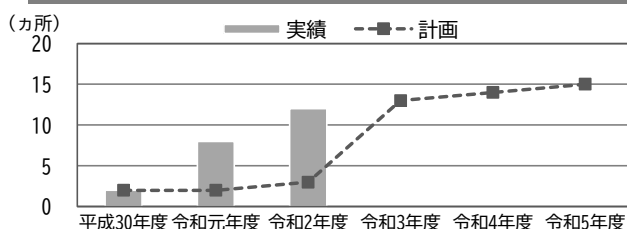
利用者数



利用時間数



委託事業所数



今期の取り組み内容

令和元年度から医療的ケア児を対象に加え、必要な方が事業を利用できるよう、利用希望に応じて委託事業所を増やしてきました。支給決定者数、利用者数、利用時間数が計画を大幅に上回っており、増加するニーズに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き制度の周知に努め、必要とする家族が支援を受けられるよう、委託事業所の増に努めます。

担当所管

障がい福祉課

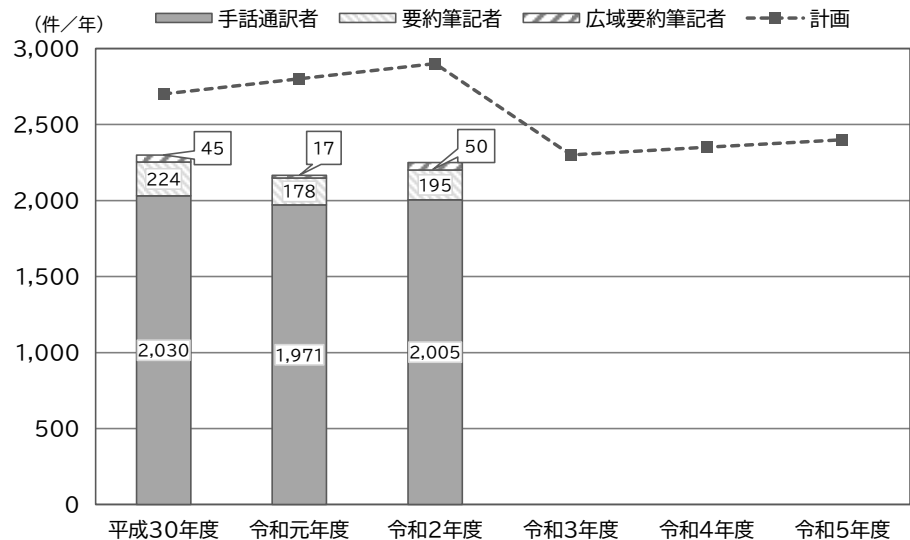
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標1】手話通訳者等の派遣件数(意思疎通支援)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣件数(件/年)	計画	2,700	2,800	2,900	2,300	2,350	2,400
	実績	2,299	2,166	2,250	-	-	-
手話通訳者(件/年)	計画	-	-	-	2,040	2,075	2,110
	実績	2,030	1,971	2,005	-	-	-
要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	210	225	240
	実績	224	178	195	-	-	-
広域要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	50	50	50
	実績	45	17	50	-	-	-



今期の取り組み内容

東京都による養成だけでなく、足立区でも手話通訳者の養成を行い、人材育成に取り組みました。

次期の取り組み方針

利用者にとってわかりやすい制度となるよう事業の進展に努めます。また、手話通訳者として活動する人材の育成に力を入れていきます。

担当所管 障がい福祉課

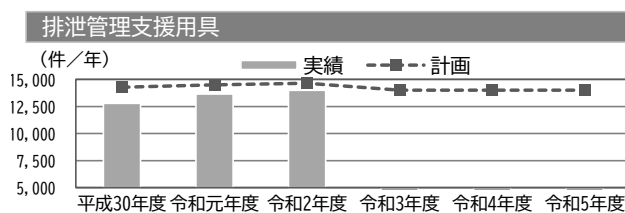
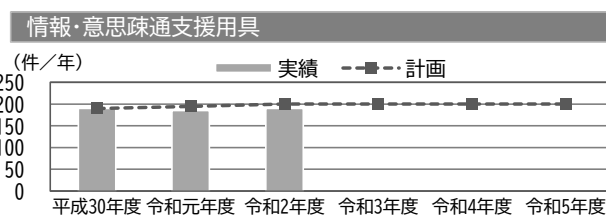
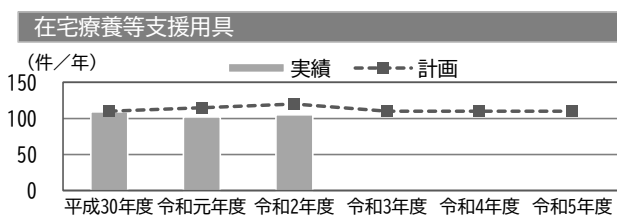
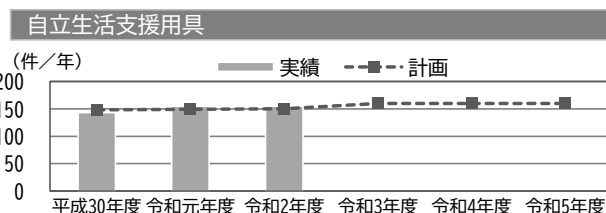
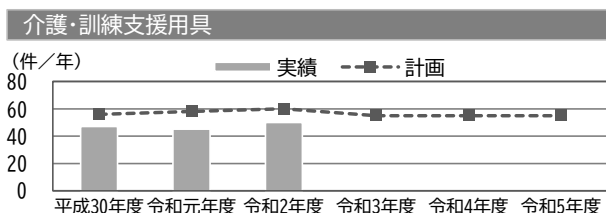
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標2】日常生活用具給付件数

在宅の障がい者(児)や難病患者の日常生活を容易なものとするための自立支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件/年)	計画	56	58	60	55	55	55
	実績	47	45	50	-	-	-
自立生活支援用具(件/年)	計画	148	149	150	160	160	160
	実績	143	155	155	-	-	-
在宅療養等支援用具(件/年)	計画	110	115	120	110	110	110
	実績	109	102	105	-	-	-
情報・意思疎通支援用具(件/年)	計画	190	195	200	200	200	200
	実績	190	185	190	-	-	-
排泄管理支援用具(件/年)	計画	14,280	14,494	14,639	14,000	14,000	14,000
	実績	12,795	13,646	14,000	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

いずれの用具も計画に近い給付件数があり、利用ニーズに合わせて対応してきました。給付できる種目や基準額等については、実情等に応じて制度の改正を行い、対応してきました。

次期の取り組み方針

必要とする障がい児・者に適切に給付するとともに、種目の改廃を検討し、技術革新に対応します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

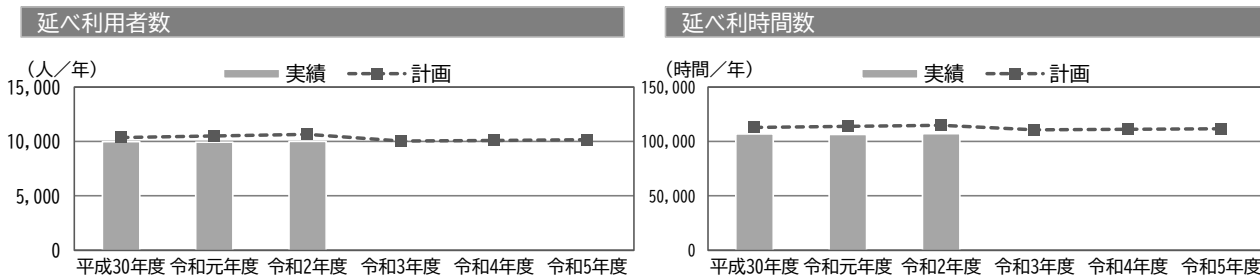
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標3】移動支援事業(個別支援型)利用者数・利用時間数

屋外での移動が困難な障がい者(児)に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人/年)	計画	10,360	10,510	10,660	10,050	10,100	10,150
	実績	9,988	9,936	10,000	-	-	-
延べ利用時間数(時間/年)	計画	112,945	113,825	114,705	110,550	111,100	111,650
	実績	106,905	106,465	107,000	-	-	-



今期の取り組み内容

計画に近い利用があり、それに合わせて対応してきました。
 また、サービスの利用促進を目的として平成30年度に単価の改定を行いました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にガイドヘルパーの確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

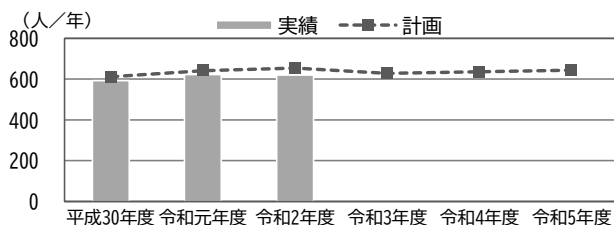
【活動指標4】移動支援事業(車両移送型) 通所バス利用者数

施設への移動(通所)に困難がある障がい者に対して支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進する事業です。

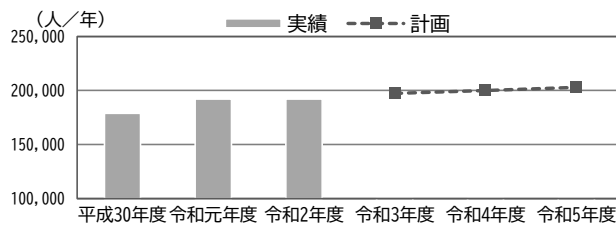
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用申込者数(人/年)	計画	612	642	654	628	636	644
	実績	593	623	620	-	-	-
延べ利用者数(人/年)	計画	-	-	-	197,344	200,106	202,907
	実績	178,924	191,933	191,933	-	-	-
延べ運行台数(台/年)	計画	-	-	-	9,264	9,356	9,449
	実績	8,600	9,173	9,173	-	-	-

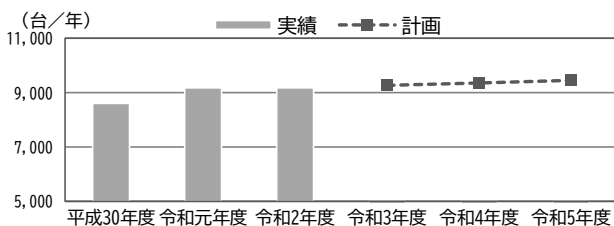
利用申込者数



延べ利用者数



延べ運行台数



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

現在、39台運行しており、運行の効率化を図るため「2回に分けて送迎する運行方式の導入運行」や「身体障がい者系施設の地区別運行」を実施してきました。

次期の取り組み方針

令和3年度からは(仮称)花畑障がい者通所施設の開設に合わせ新たな地区別運行を実施予定です。また、通所者の高齢化、重度化、医療的ケアを要する障がい者からの需要が増す傾向もあります。諸所の要望に応じていくとともに、新たな地区別運行方式を円滑に実施していきます。

担当所管 障がい福祉センター

柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標5】地域活動支援センター利用者数・登録者数

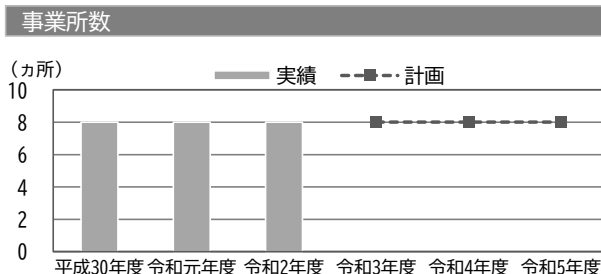
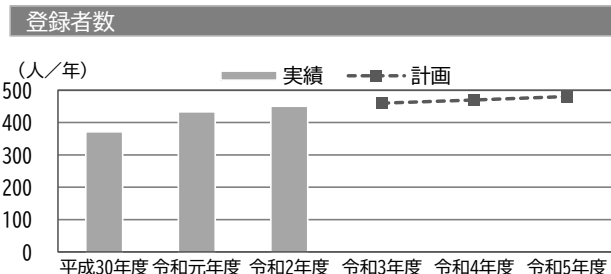
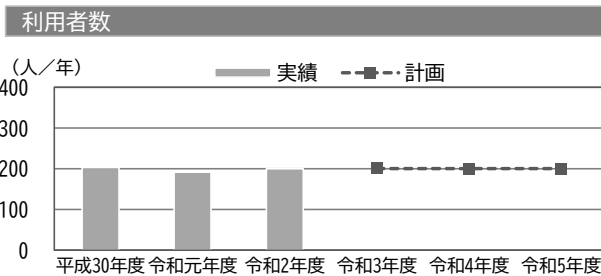
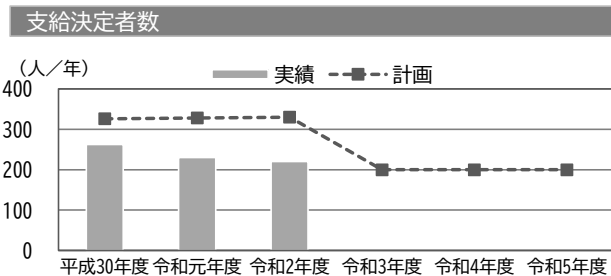
創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を通して障がい者の社会参加をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年) ※1	計画	326	328	330	200	200	200
	実績	262	230	220	-	-	-
利用者数(人/年) ※1	計画	-	-	-	200	200	200
	実績	203	191	200	-	-	-
登録者数(人/年) ※2	計画	-	-	-	460	470	480
	実績	371	433	450	-	-	-
事業所数(カ所)	計画	-	-	-	8	8	8
	実績	8	8	8	-	-	-

※1 身体・知的・高次脳機能障がい者対象の支給決定者数・利用者数

※2 精神障がい者対象の施設の登録者数(支給決定者数の代わりに登録者数で把握)



今期の取り組み内容

一定程度ある利用ニーズに対して、身体・知的障がい者を対象とする5事業所、高次脳機能障がい者を対象とする1事業所、精神障がい者を対象とする2事業所に対応してきました。身体・知的・高次脳機能障がい者の利用者数は横ばいですが、精神障がい者の登録者数は年々増加しています。

次期の取り組み方針

引き続き区内の8事業所においてサービス提供体制を確保しつつ、支援の質の向上に向けた取り組みを検討し、障がい者の社会生活を後押ししていきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

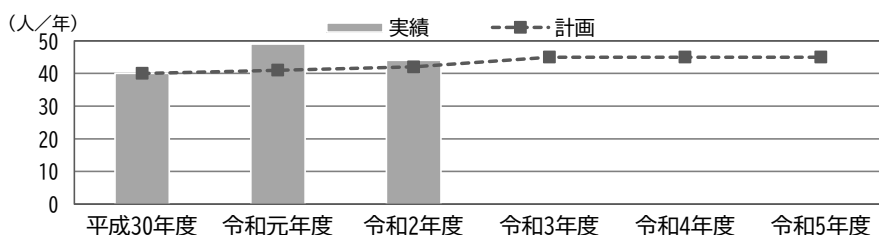
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標6】巡回入浴利用者数

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	40	41	42	45	45	45
	実績	40	49	44	-	-	-



今期の取り組み内容

65歳になると介護保険制度の巡回入浴を利用していただくことになるため、利用者数は大きく伸びないと見込んでいましたが、計画を上回る利用がありました。



次期の取り組み方針

引き続き一定程度ある利用ニーズに対応するとともに、引き続きサービスの質の向上に努めます。

担当所管 障がい福祉課

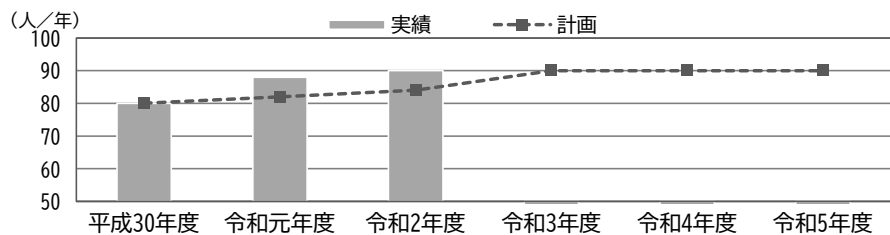
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標7】 日中保護利用者数

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を図る事業を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	80	82	84	90	90	90
	実績	80	88	90	-	-	-



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

計画を上回る利用があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

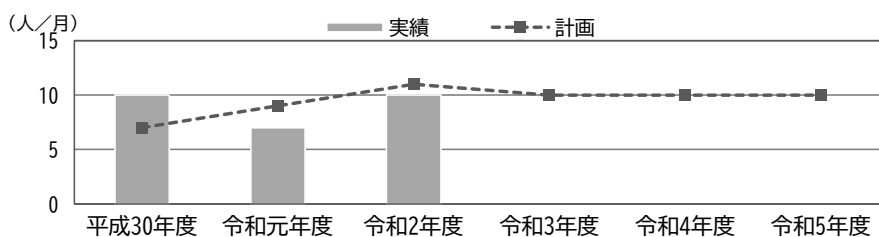
柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

【活動指標1】 地域移行支援事業利用者数

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に必要な支援を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	計画	7	9	11	10	10	10
	実績	10	7	10	-	-	-



今期の取り組み内容

年度によりばらつきはありますが、毎年度利用者があり、対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

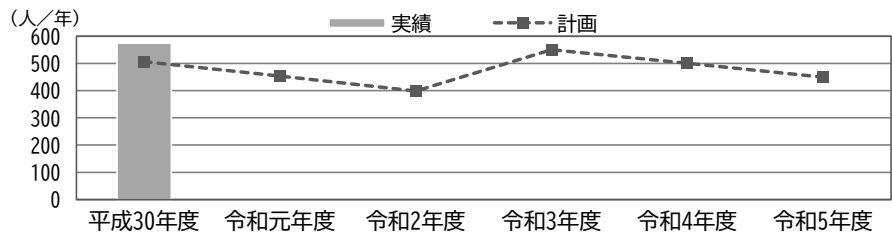
【活動指標2】精神病床における1年以上の長期入院患者数

区内在住者のうち1年以上精神科病院に入院した人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院患者数(人/年)【低減目標】	計画	506	453	399	550	500	450
	実績	574	-	-	-	-	-

※ 実績値はReMHRAD(地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース)より情報提供された数字を入力(平成30年度が最新)



今期の取り組み内容

円滑な退院に向けて、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の活用を進めてきました。

次期の取り組み方針

精神障がい者が長期入院に至らないように医療機関、相談支援事業所等との連携を強化し、地域移行に向けた支援を実施していきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

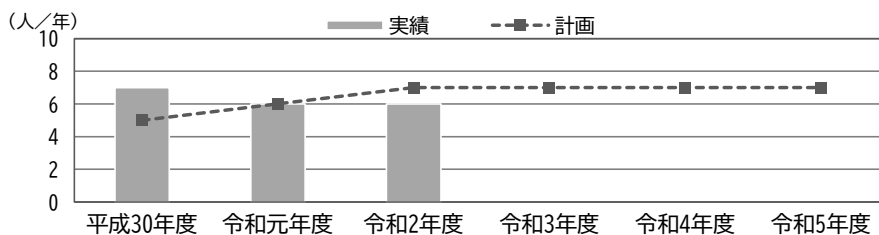
柱立て(2) - 施策④ 地域定着支援の推進

【活動指標1】 地域定着支援事業利用者数

単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	7	6	6	-	-	-



今期の取り組み内容

毎年度利用者があり、対応してきました。



次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)

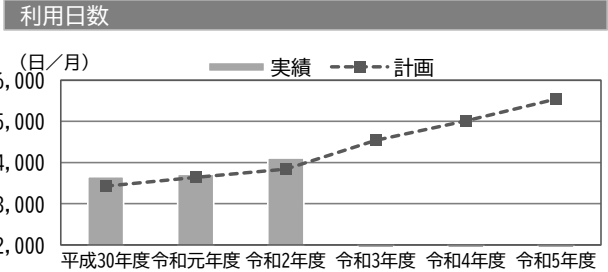
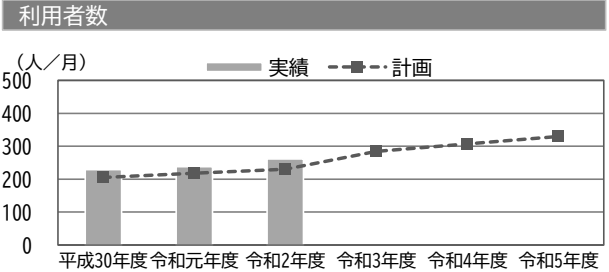
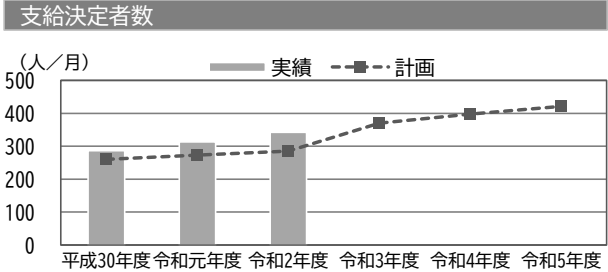
柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

【活動指標1】 就労移行支援施設利用者数・利用日数

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	260	273	285	370	398	421
	実績	286	313	342	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	205	218	230	284	307	330
	実績	229	238	261	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	3,423	3,640	3,841	4,539	5,015	5,542
	実績	3,655	3,717	4,107	-	-	-



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容
 計画をやや上回る支給決定数、利用者数、利用日数であり、増加するニーズに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針
 今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

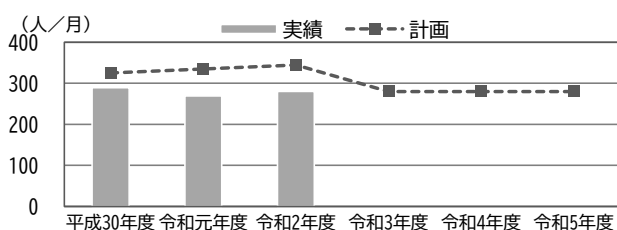
【活動指標2】 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者のうち、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対して、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

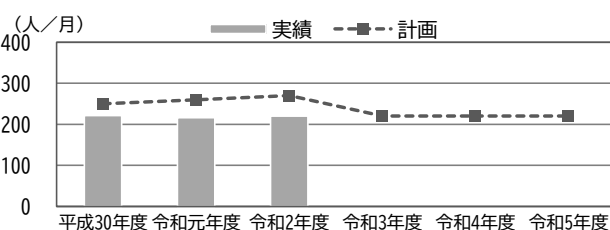
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	325	335	345	280	280	280
	実績	289	269	280	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	250	260	270	220	220	220
	実績	221	216	220	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	5,260	5,578	5,792	4,400	4,400	4,400
	実績	4,407	4,262	4,400	-	-	-

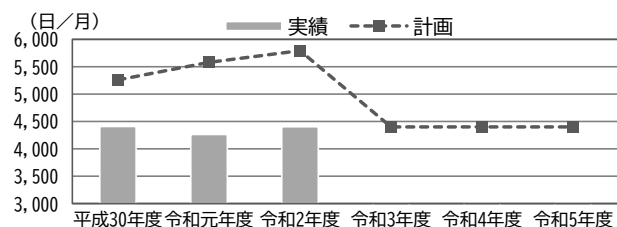
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

毎年度、一定以上の利用があり、利用ニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

事業所数は減少傾向にあるものの、障がい者雇用において一定のニーズがある事業であり、量の確保とともに支援の質を高めるしくみを検討します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

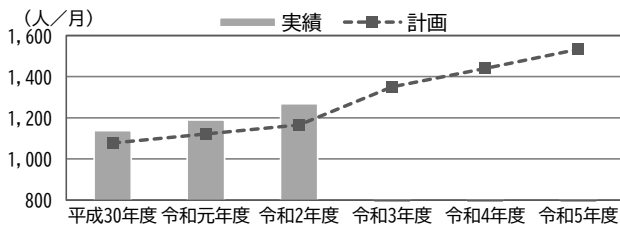
【活動指標3】 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

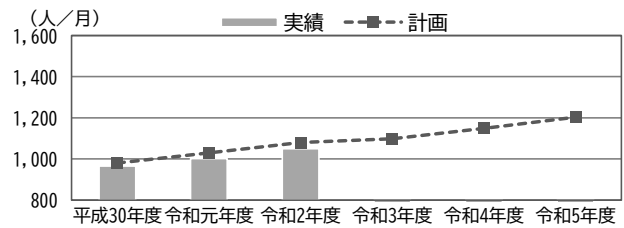
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,078	1,121	1,166	1,351	1,440	1,534
	実績	1,138	1,190	1,268	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	980	1,030	1,080	1,098	1,149	1,203
	実績	965	1,002	1,049	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	14,266	14,993	15,721	16,256	16,710	17,177
	実績	14,533	15,384	15,814	-	-	-

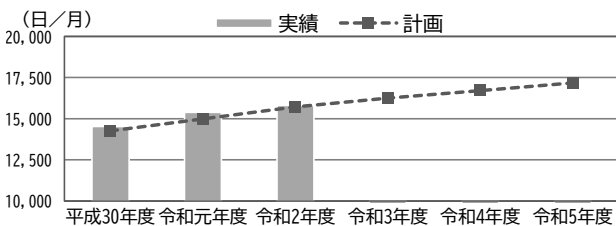
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

支給決定者数、利用者数、利用日数いずれも、計画に近い増加傾向を続けており、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実 追加

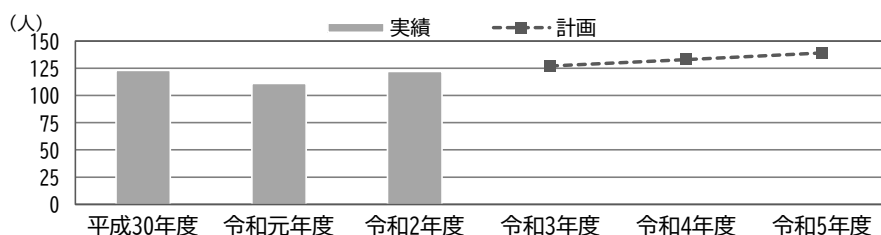
【活動指標4】 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⇒ 国の成果目標 ④-1「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者」(8頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移行者数(人)	計画	-	-	-	127	133	139
	実績	123	111	122	-	-	-



今期の取り組み内容

就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型・B型事業所や生活介護事業所からも一般就労がありました。就労定着支援事業が制度化され、継続して雇用される障がい者が増えていましたが、今後新型コロナウイルス感染症が障がい者雇用にどのような影響を及ぼすのか、注視が必要です。

次期の取り組み方針

ハローワークにも参加してもらっている地域自立支援協議会はたらく部会や、区内就労系サービス事業所のネットワークでの情報共有を密にし、雇用情勢を適切に把握しながら、目標とする一般就労移行者の増に取り組めます。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

【活動指標5】 就労定着支援事業利用者数

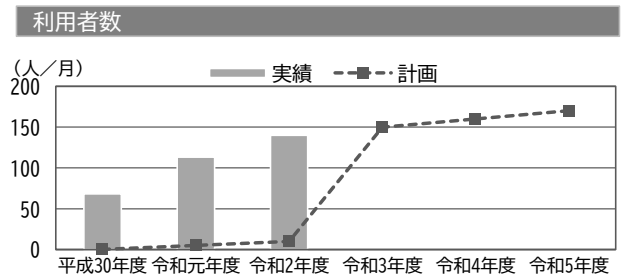
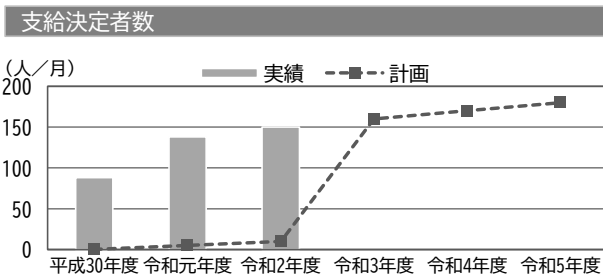
就労移行支援等を利用後、一般企業等へ就労した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問や来所により就労の継続を図るために必要な支援を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ④-2「就労定着支援を利用した者の割合」(9頁)

④-3「就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数」(10頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	5	10	160	170	180
	実績	88	138	150	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	5	10	150	160	170
	実績	68	113	140	-	-	-



今期の取り組み内容

平成30年度に追加された事業であり、計画を大幅に上回る支給決定者数、利用者数があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

障がい者の安定的雇用に重要な事業であり、また、新たに国の成果目標が定められたことから、2つの目標値を念頭に、事業所数を増やすだけでなく、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

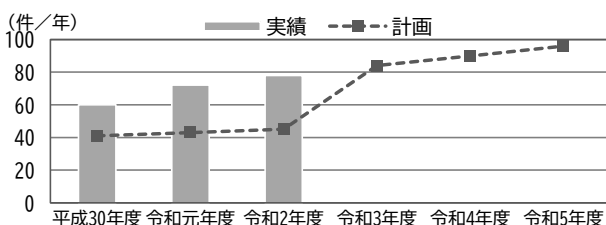
【活動指標6】 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の自立促進のため、足立区が購入する物品等を障がい者就労支援施設等に発注するものです。

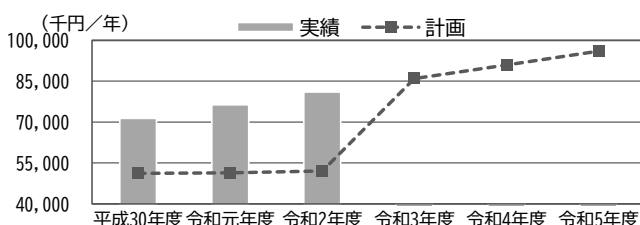
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注件数(件/年)	計画	41	43	45	84	90	96
	実績	60	72	78	-	-	-
発注金額(千円/年)	計画	51,120	51,340	52,000	86,000	91,000	96,000
	実績	71,390	76,359	81,000	-	-	-

発注件数



発注金額



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

全庁的に実績を伸ばすよう取り組んだ結果、計画を上回る発注件数、発注金額となりました。

次期の取り組み方針

法に基づき、全庁的な実績を伸ばしていくことを目指します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり

柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

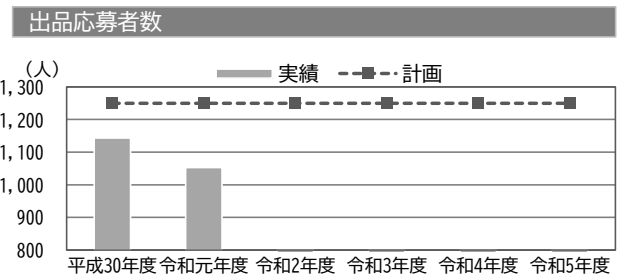
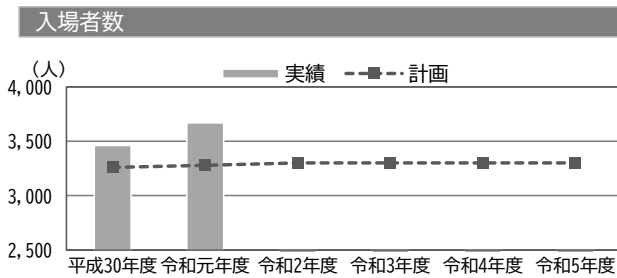
【活動指標1】障がい者アート展の入場者数・出品応募者数

障害者基本法第9条に基づく障害者週間である12月3日から12月9日に合わせて実施する事業です。足立区在住、在勤の障がい者(児)の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、一般区民への障がい理解の促進を目的として、障がい者アートの作品展やイベント、舞台発表などを行っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入場者数(人)	計画	3,260	3,280	3,300	3,300	3,300	3,300
	実績	3,460	3,670	0	-	-	-
出品応募者数(人)	計画	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	実績	1,143	1,053	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容
 入場者数は平成30年度、令和元年度で計画を上回りました。

次期の取り組み方針
 今後も区民への障がい福祉の関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会、文化、その他の活動に参加する意欲を高める取り組みを推進します。

担当所管 | 障がい福祉センター

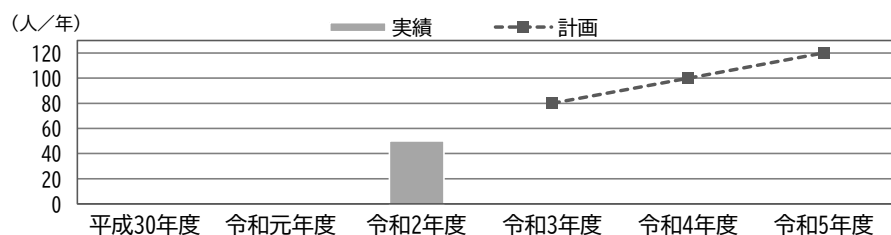
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実 追加

【活動指標2】あだちスポーツコンシェルジュ利用者数

障がい者の生活状況や希望を伺ったうえで、参加可能なスポーツ施設や総合型地域クラブ、学校開放団体の活動情報をご案内するほか、見学・体験会の立会いやサークル加入の調整など、障がいのある方の運動・スポーツ活動への参加をサポートします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	-	-	-	80	100	120
	実績	-	-	50	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年9月よりスポーツ振興課に相談窓口を開設しました。

次期の取り組み方針

地域包括支援センター、相談支援事業所、障がい福祉施設、スポーツ施設等との連携強化により相談体制や運動・スポーツ活動の充実を図っていきます。

担当所管	スポーツ振興課
------	---------

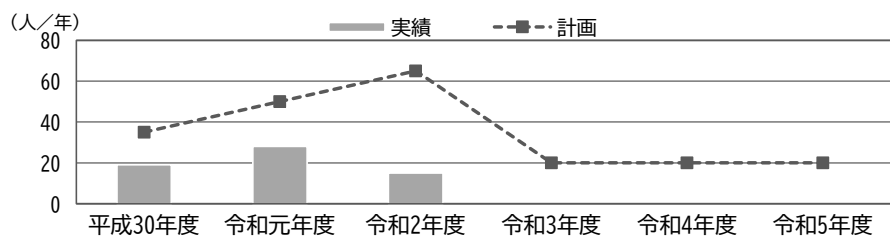
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

【活動指標3】障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするうえで基礎的な知識を習得することができるよう、「初級障がい者スポーツ指導員（日本障がい者スポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	35	50	65	20	20	20
	実績	19	28	15	-	-	-



今期の取り組み内容

全4日間の講習期間を要することや、講師・会場の調整を要したために当初目標としていた年複数回の実施が難しい状況の中、年1回であっても定期開催することで、着実に障がい者のスポーツ推進を支援する人材の育成に取り組んできました。
 目標値を下回ったものの参加者にはスポーツ関係者や障害福祉サービスに従事する方も多く、今後の各自の活動の場で役立てられる知識を習得する講習会とすることができました。

次期の取り組み方針

今後も定期的な講習会の開催を通して、着実な人材育成に取り組むとともに、こうした障がい者のスポーツ推進を支援する人材が、今後さらに意欲的に活動していけるよう、資格取得後に地域で活躍できる場の整備に取り組んでいきます。

担当所管 | スポーツ振興課

柱立て(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり

柱立て(5) - 施策① 地域生活支援拠点の整備

【活動指標1】地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援必要なサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するものです。そのために以下の5つの機能が必要とされており、令和2年度末までに整備することとされています。

⇒ 国の成果目標 ③「地域生活支援拠点の整備」(7頁)

相談	コーディネーターを配置し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談を行う
緊急時の受け入れ	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制
体験の機会・場	共同生活援助等の障害福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供体制
専門的人材の確保・養成	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成
地域の体制づくり	多様なニーズに対応するサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制構築

(厚生労働省「地域生活支援拠点等について【第2版】平成31年3月」より)

今期の取り組み内容

令和元年度に地域自立支援協議会各専門部会で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、必要とされている機能の優先度や課題について整理しました(優先度の高い順に標記)。

- ① 緊急時の受け入れ： 短期入所は満床で利用できないことが多く、専用の緊急保護の場が区内に複数必要
- ② 専門的人材の確保・養成： 福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題
- ③ 相談： 各事業所等で日常的に対応しており、基幹的な役割を持つ事業所において、情報集約や共通化を図る仕組みが必要
- ④ 体験の場・機会： 各事業所で体験は行えるが、継続して行える体験の機会・場が必要
- ⑤ 地域の体制づくり： 短期入所や居宅介護等のネットワークの構築が必要

上記の課題を踏まえて、令和2年度末までに地域生活支援拠点(面的整備型)を整備します。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は地域生活支援拠点の機能充実のために、地域自立支援協議会の活動を軸として、必要な5つの機能について検証や検討を実施し、不足している機能や資源を整理します。将来的には拠点となる事業所を整備し、多機能拠点整備型の整備を目指します。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(6) 相談支援体制の強化

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 **追加**

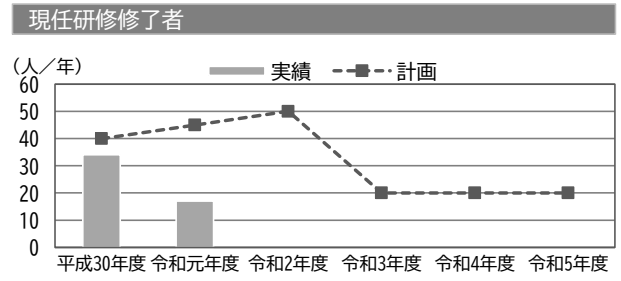
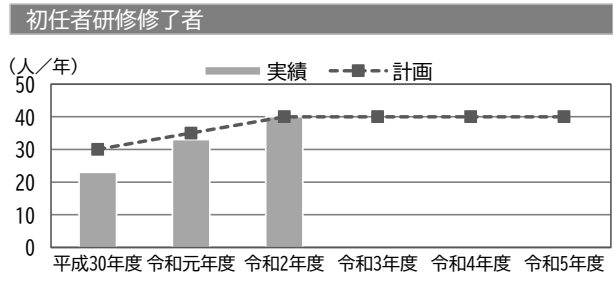
【活動指標1】 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数

障がい者(児)の自立した日常生活や社会生活の実現のために、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡調整等を行う相談支援専門員を養成する研修を東京都が実施しています。足立区では、平成28年度から障がい福祉センターで研修を実施し、区の相談支援体制の充実に向けて相談支援専門員を養成しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初任者研修修了者(人/年)	計画	30	35	40	40	40	40
	実績	23	33	40	-	-	-
現任研修修了者(人/年)	計画	40	45	50	20	20	20
	実績	34	17	0	-	-	-

※ 令和2年度の現任研修は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容
 平成28年度から障がい福祉センターで初任者研修を実施していましたが、初任者研修の受講が進み、現任研修のニーズが高まったことから、平成30年度は現任研修を実施しました。

次期の取り組み方針
 都が実施する初任者研修に希望者全員が受講できる状況になったことから、区の初任者研修実施は見直し、相談支援専門員の質の向上に向けた研修に変更して実施します。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

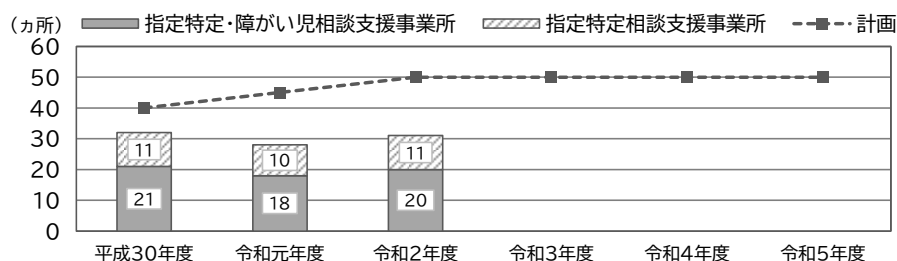
【活動指標2】指定特定・指定障がい児相談支援事業所数

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）と地域相談支援を申請した障がい者に対する相談支援を行う指定特定相談支援事業者と、障害児通所支援を申請した障がい児に対する相談支援を行う指定障害児相談支援事業者の指定を行っています。

⇒ 国の成果目標 ⑥「相談支援体制の充実・強化等」（14頁）

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区内事業所数(カ所)	計画	40	45	50	50	50	50
	実績	32	28	31	-	-	-
指定特定・障がい児相談支援事業所数(カ所)	計画	-	-	-	30	30	30
	実績	21	18	20	-	-	-
指定特定相談支援事業所のみ(カ所)	計画	-	-	-	20	20	20
	実績	11	10	11	-	-	-



今期の取り組み内容

基幹相談支援センターである障がい福祉センターと協力して相談支援事業所の増と質の向上に向けた取り組みを行いました。



次期の取り組み方針

相談支援の拡充に必要不可欠な相談支援事業を増やすため、国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行います。また、既存の事業所には、相談支援専門員の資格を持っているものの、相談支援業務に従事していない人の活用を求めていきます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

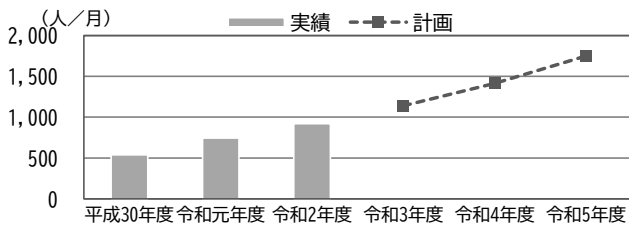
【活動指標3】 計画相談支援・障害児相談支援利用者数

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）及び地域相談支援を申請した障がい者に対して相談支援を行う事業です。相談支援専門員が「サービス等利用計画（児童は障害児支援利用計画）」を作成します。

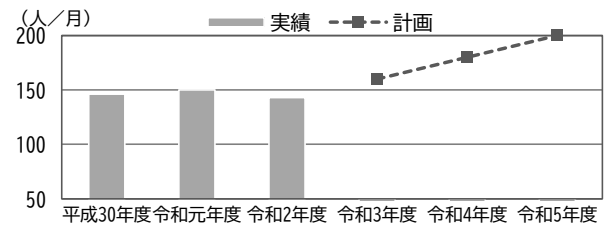
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	1,141	1,413	1,749
	実績	538	744	921	-	-	-
障害児相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	160	180	200
	実績	146	150	143	-	-	-

計画相談支援の利用者数



障害児相談支援の利用者数



今期の取り組み内容

毎年度一定以上の利用者数があり、特に計画相談支援の利用者数は年々増加しており、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

区職員が支援して作成するセルフプランを減らし、相談支援事業所関与の割合を増やします。

担当所管 | 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

まち 安心して生活できる社会基盤の整備

柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現

柱立て(1) - 施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

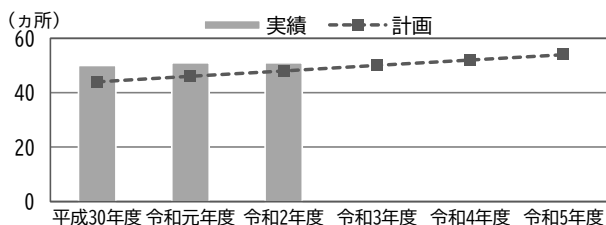
【活動指標1】福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合

民間企業や自治体などと、大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進めるための災害協定を進めます。

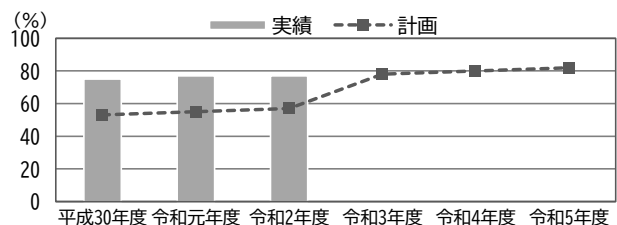
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定締結施設数(カ所)	計画	44	46	48	50	52	54
	実績	50	51	51	-	-	-
全協定締結施設に対する福祉施設の割合(%)	計画	53	55	57	78	80	82
	実績	75	77	77	-	-	-

協定締結施設数



全協定締結施設数に対する福祉施設の割合



今期の取り組み内容
計画的に福祉避難所の締結施設数の増加に取り組み、計画を上回りました。

次期の取り組み方針
引き続き、協定締結先を増やしていきます。

担当所管 災害対策課

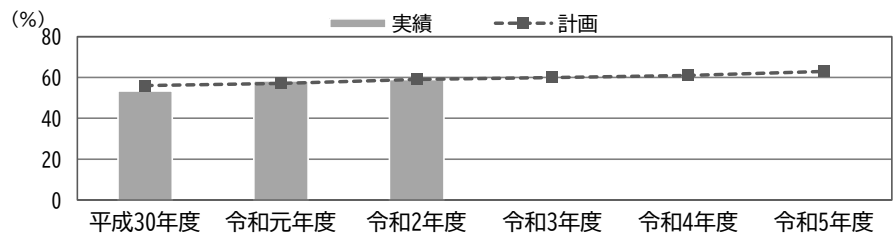
柱立て(1) - 施策② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

【活動指標1】治安が「良い」と感じる区民の割合

「美しいまち」は「安全なまち」を合言葉に、障がいの有無にかかわらず、誰もが実感できる「安全で安心なまち足立」の実現に向け、地域総ぐるみで取り組んでいます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治安が「良い」と感じる 区民の割合(%)	計画	56	57	59	60	61	63
	実績	53.4	58.3	59	-	-	-



今期の取り組み内容

安全で安心なまちの実現に向けて努力してきており、令和元年度に計画を達成しました。

次期の取り組み方針

今後も、安全で安心なまちの実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。

担当所管 危機管理課

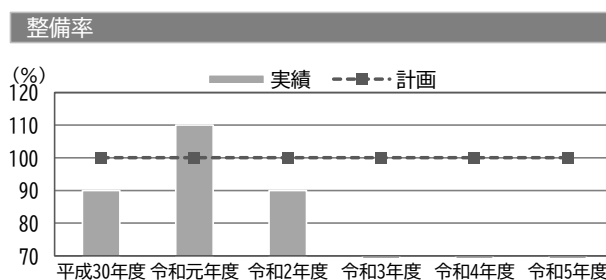
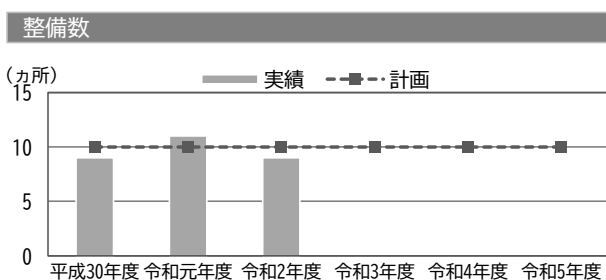
柱立て(1) - 施策③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

【活動指標1】ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績

足立区ユニバーサルデザイン推進計画や各公共施設の整備計画に基づき、公共施設の新築及び大規模改修時には、全ての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備数(カ所)	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	9	11	9	-	-	-
整備率(%)	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	90	110	90	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

公共施設の新築及び大規模改修時にすべての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していくようにして、取り組んできました。

次期の取り組み方針

今後も足立区ユニバーサルデザイン推進計画や公共施設の整備計画等に基づき、だれもが利用しやすい、「ユニバーサルデザイン」に配慮した施設の整備を進めていきます。

担当所管 | ユニバーサルデザイン担当課

柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)

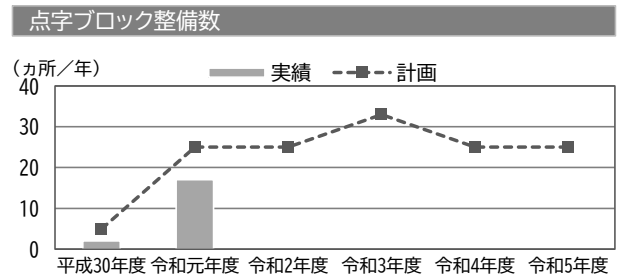
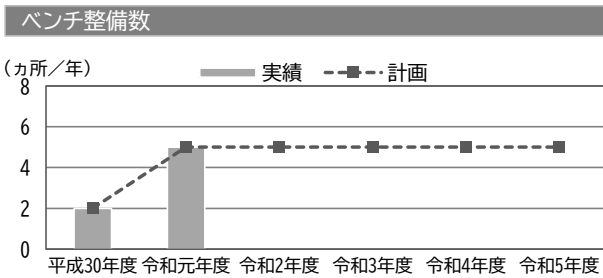
柱立て(2) - 施策① スムーズに移動できる交通環境の整備

【活動指標1】障がい者が利用しやすいバス停の整備数(コミュニティバスはるかぜ)

はるかぜバス停におけるベンチ・点字ブロックの設置を行っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベンチ整備数(カ所/年)	計画	2	5	5	5	5	5
	実績	2	5	0	-	-	-
点字ブロック整備数(カ所/年)	計画	5	25	25	33	25	25
	実績	2	17	0	-	-	-



今期の取り組み内容
 毎年度、道路形状や経年劣化等を考慮し、整備を実施してきました。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の整備の実施は見送りました。

次期の取り組み方針
 足立区総合交通計画に基づき着実に整備していきます。

担当所管 交通対策課

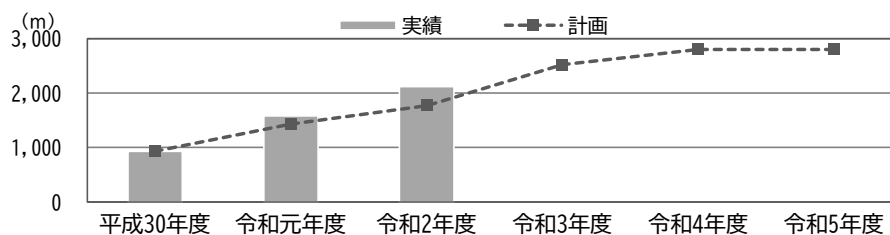
柱立て(2) - 施策② 安全に利用できる道路環境の整備

【活動指標1】バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長

ユニバーサルデザインに基づく安全な歩行空間の確保のために区内の道路のバリアフリー化を進める事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応歩道(m)	計画	930	1,430	1,770	2,520	2,800	2,800
	実績	930	1,580	2,120	-	-	-



今期の取り組み内容

おしべ通り、谷在家一丁目、谷中二丁目、区役所周辺の道路の整備を進めた結果、計画を上回りました。



次期の取り組み方針

足立区基本計画に基づき、道路のバリアフリー化を実施し、だれもが歩きやすい道路を整備していきます。

担当所管 | 工事課

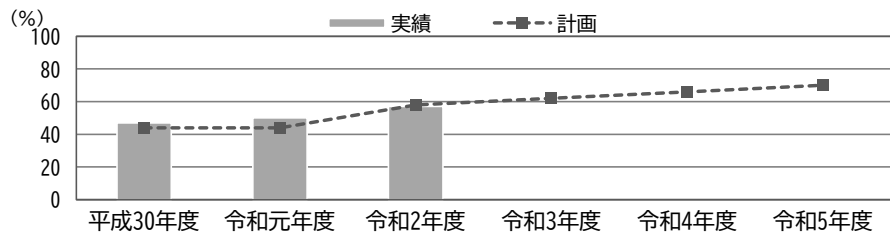
柱立て(2) - 施策③ 安全な駅の整備

【活動指標1】ホームドアが設置されている区内駅の割合

駅のホームの縁端に設けられたホームと線路を仕切るドアであるホームドアは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、令和2年度までに整備することとなっています。各鉄道会社により計画的に設置が進んでおり、区内駅では既に日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス、東京メトロ千代田線、JR常磐線等で設置されています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置割合(%)	計画	44	44	58	62	66	70
	実績	47	50	57	-	-	-



今期の取り組み内容

既に整備されていた駅に加えて、北千住駅の一部ホームにホームドアが設置されました。

次期の取り組み方針

早期に100%設置となるよう各鉄道会社に要請を続けます。

担当所管 障がい福祉課

区 協創を基盤とした共生社会の実現

柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み

柱立て(1) - 施策① 各種ネットワークの構築と推進

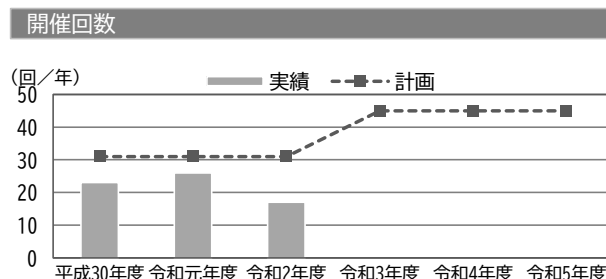
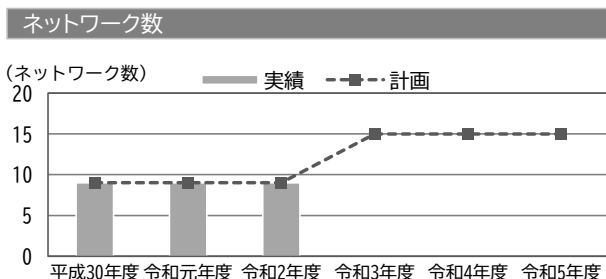
【活動指標1】障がい関連ネットワークの開催回数

足立区では平成19年3月に障害者総合支援法に基づく協議会として「足立区地域自立支援協議会」を設置し、障がい福祉施策に係る様々な課題や、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行っています。

また、障がい種別やサービス毎のネットワークがあり、事業所、当事者、障がい者団体、民生委員などが参加し、情報共有や研修等を行うことで、連携体制の構築を図っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネットワーク数	計画	9	9	9	15	15	15
	実績	9	9	9	-	-	-
ネットワーク開催回数(回/年)	計画	31	31	31	45	45	45
	実績	23	26	17	-	-	-



今期の取り組み内容
 平成30年度からは、地域自立支援協議会の各専門部会の開催数を指標として取り入れ、各専門部会で地域課題等について検討しました。

次期の取り組み方針
 令和3年度からは、既に区が事務局となって実施していた障害福祉サービス等事業所のネットワークの開催回数を指標の計画値に含めることとします。各種サービスの支援の質の向上に寄与する関係機関ネットワークをさらに拡充し、障がい福祉サービス全体の質の底上げを図ります。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課

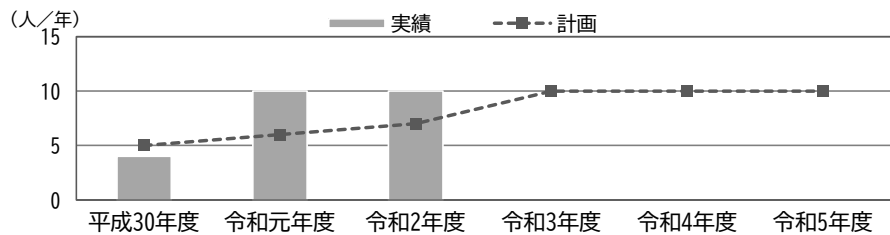
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標1】 後見人等利用者数

判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、身寄りがない、親族が協力しないなどの理由で成年後見制度の申立てをする人がいない方の場合は、区長申立てを行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	10	10	10
	実績	4	10	10	-	-	-



今期の取り組み内容

制度の利用促進に取り組み、まだ毎年度少数ではあるものの、計画を上回る利用につながりました。



次期の取り組み方針

障がい者の権利擁護と意思決定支援を重視した適切な支援を実施するため、成年後見制度の利用促進を行います。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

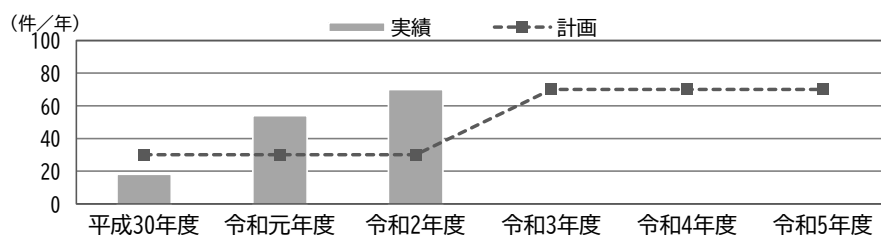
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標2】 障がい者虐待の通報件数

足立区障がい者虐待防止センターでは、障がい者への虐待の通報を受け付けています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数(件/年)	計画	30	30	30	70	70	70
	実績	18	54	70	-	-	-



今期の取り組み内容

通報件数は増加しており、計画を上回っていますが、研修等を行い、取り組みが反映されるようになってきました。



次期の取り組み方針

障がい者虐待の防止のため、援護係職員向けの内部研修を行うとともに、関係機関向けにも研修や情報交換会等を実施し、関係機関との連携強化を図ります。

担当所管	障がい福祉課
------	--------

柱立て(2) 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 追加

【活動指標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数

保健、医療、福祉関係者等で構成する足立区地域自立支援協議会精神医療部会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をテーマとして、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように協議をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

関係者ごとの参加者数(人/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
精神科の医療関係者	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-
精神科以外の医療関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
福祉関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
介護関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
当事者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
家族関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-

今期の取り組み内容

平成30年度から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けての内容を議題として取り上げ、意見交換をしてきました。



次期の取り組み方針

引き続き協議を重ね、システム構築に向けての仕組みづくりと関係機関との連携強化を図っていきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 追加

【活動指標2】 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数

精神障がい者が地域で生活する上で困難さを感じることについて、足立区地域自立支援協議会精神医療部会の中で課題を整理し、解決に向けた道筋を協議しています。協議の中で課題解決の目標を設定し、その振り返りを精神医療部会で行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

今期の取り組み内容

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援協議会精神医療部会において、システム構築の概念を共有し、住まいの確保支援の体制等について協議しました。



次期の取り組み方針

区全体の地域包括ケアシステムにおける目標を踏まえながら、精神障がい者が地域で生活する上で必要な課題から目標を設定し、協議の場において評価を実施していきます。

担当所管	中央本町地域・保健総合支援課
-------------	----------------

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課
内容	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で意見聴取を行う必要があるため、本案を提出したので報告する。</p> <p>1 認可手続きについて</p> <p>(1) 認可理由</p> <p>ア 足立区認定保育ママ</p> <p>家庭的保育事業の認可要件として職員配置や保育室の面積の基準のほか、給食提供が必須となっている。しかしながら、平成28年度から事業を開始した保育ママは、区の給食提供方法の確立までは認可要件が整わなかったため、足立区認定保育ママとして事業を行ってきた。</p> <p>このたび、足立区認定保育ママのうち3事業者が給食提供を実施したため、該当の足立区認定保育ママについて認可手続きを行う。</p> <p>イ 家庭的保育事業における事業の継承</p> <p>現在開業中の家庭的保育事業者が、近年中に定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和2年度から事業の引継ぎを開始した。</p> <p>このたび、2事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行う（別紙、報告事項5-1）。</p> <p>(2) 認可基準適合状況</p> <p>認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（別紙、報告事項5-2）。</p> <p>(3) 認可年月日</p> <p>ア 足立区認定保育ママ 令和3年1月1日</p> <p>イ 事業継承者 令和3年4月1日</p> <p>2 利用定員の確認について</p> <p>職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。</p>

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果
(令和2年10月16日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名	
		上田優子	吉田由紀子
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	90.0%	-
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	74.7%	-
保育園実習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	94.0%	-
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	77.4%	79.2%
総合評価		80.0%	79.2%

※各割合は得点率を示す。

※個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。

※吉田氏は既に家庭的保育者として認定されているため、一部審査を除外した。

家庭的保育事業報告資料

NO	氏名	所在地	分類	定員	職員 配置基準	保育室面積		給食	財務状況
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	久保田 直美	足立区千住仲町 42-17	認定保育ママ	2	適合	9.9	15.32	外部搬入	良好
2	松本 洋好	足立区千住曙町 6-6-605	認定保育ママ	2	適合	9.9	15.46	外部搬入	良好
3	小川 奈津江	足立区加賀 1-7-7	認定保育ママ	3	適合	9.9	15.44	外部搬入	良好
4	上田 優子	足立区東綾瀬 2-11-1-8-101	事業継承者	5	適合	16.5	19.13	外部搬入	良好
5	吉田 由紀子 (ぽかぽか保 育室)	足立区西新井 6-25-27 大野ハイツ101	事業継承者	5	適合	16.5	21.2	自園調理	良好

【職員配置】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。